

第六十一回国会 衆議院 科学技術振興対策特別委員会 議 録 第四号

昭和四十四年三月十九日(水曜日)

午後一時四十八分開議

出席委員

委員長 石田幸四郎君

理事 佐々木義武君

理事 田川 誠一君

理事 石川 次夫君

理事 桂木 鉄夫君

理事 橋口 隆君

理事 石野 久男君

理事 山内 広君

理事 吉田 之久君

出席國務大臣

國務大臣 木内 四郎君

科学技術庁長官 平泉 渉君

科学技術庁次官 馬場 一也君

科学技術庁計画局長 鈴木 春夫君

科学技術庁研究局長 石川 昂夫君

科学技術庁原子力局長 梅澤 邦臣君

外務省國際連合局長 重光 晶君

郵政大臣官房電氣通信監理官 浦川 親直君

委員外の出席者

原子力委員会委員 山田太三郎君

運輸大臣官房首席技術調査官 高力 章君

運輸省船舶局原子力船管理官 宇田川貞夫君

参考人 宗像 英二君

(日本原子力研究所理事長)

参考人 佐々木周一君
(日本原子力船開発事業団理事長)
参考人 内古岡 寅太郎君
(日本原子力船開発事業団専務理事)

三月三日

委員増岡博之君辞任につき、その補欠として橋口隆君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員小林信一君、松前重義君及び吉田之久君辞任につき、その補欠として石野久男君、福岡義登君及び内海清君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員石野久男君、福岡義登君及び内海清君辞任につき、その補欠として小林信一君、松前重義君及び吉田之久君が議長の名で委員に選任された。

三月十四日

宇宙開発事業団法案(内閣提出第二八号)は本委員会に付託された。

本日

の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

宇宙開発事業団法案(内閣提出第二八号)

科学技術振興対策に関する件(宇宙開発及び原子力行政に関する問題)

○石田委員長 これより会議を開きます。

去る三月十四日本委員会に付託されました宇宙

開発事業団法案を議題といたします。

宇宙開発事業団法案

宇宙開発事業団法

目次

第一章 総則(第一条―第九条)

第二章 役員等(第十条―第二十一条)

第三章 業務(第二十二条―第二十四条)

第四章 財務及び会計(第二十五条―第三十五条)

第五章 監督(第三十六条―第三十七条)

第六章 雑則(第三十八条―第四十一条)

第七章 罰則(第四十二条―第四十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 宇宙開発事業団は、人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケットの開発、打上げ及び追跡を総合的、計画的かつ効率的に行ない、宇宙の開発及び利用の促進に寄与することを目的として設立されるものとする。

(法人格)

第二条 宇宙開発事業団(以下「事業団」という)は、法人とする。

(事務所)

第三条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業団は、内閣総理大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 事業団の資本金は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 五億円

二 附則第三条第二項の規定により政府から出

資があつたものとされる金額

三 事業団の設立に際し政府以外の者が出資する金額

2 政府は、事業団の設立に際し、前項第一号の五億金を出資するものとする。

3 事業団は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

4 政府は、前項の規定により事業団がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に出資することができる。

5 政府は、事業団に出資するときは、土地、建物その他の土地の定着物又は物品(以下「土地等」という)を出資の目的とすることができる。

6 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

7 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(出資証券)

第五条 事業団は、出資に対し、出資証券を発行する。

2 出資証券は、記名式とする。

3 前項に規定するもののほか、出資証券に関し必要な事項は、政令で定める。

(持分の払戻し等の禁止)

第六条 事業団は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 事業団は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(登記)

第七条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三

者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第八条 事業団でない者は、宇宙開発事業団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、事業団について準用する。

第二章 役員等

(役員)

第十条 事業団に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

2 事業団に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第十一条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、事業団を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事(非常勤の理事を除く)は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行なう。

4 非常勤の理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して事業団の業務を掌理する。

5 監事は、事業団の業務を監査する。

6 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣(内閣総理大臣にあつては、第四十条の規定により委任された場合には、科学技術庁長官。第四十一条第二項及び第四十三条第一号において同じ)に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第十二条 理事長は、内閣総理大臣が宇宙開発委員会の同意を得て任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が内閣総理大臣の認可を受けて任命する。

3 監事は、内閣総理大臣が宇宙開発委員会の意見をきいて任命する。

(役員の任期)

第十三条 理事長、副理事長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員欠格事項)

第十四条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 政府又は地方公共団体の職員(教育公務員で政令で定めるもの及び非常勤の者を除く)。

二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者で事業団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

三 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

(役員解任)

第十五条 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、第十二条の例により、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

(役員兼職禁止)

第十六条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十七条 事業団と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(代理人の選任)

第十八条 理事長及び副理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(顧問)

第十九条 事業団に、その業務の運営に関する重要事項に参画させるため、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事長が内閣総理大臣の認可を受けて任命する。

(職員任命)

第二十条 事業団の職員は、理事長が任命する。

(役員等の公務員たる性質)

第二十一条 役員、顧問及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第二十二条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケット(以下この条及び第三十九条第一項において「人工衛星等」という)の開発並びにこれに必要な施設及び設備の開発

二 その開発に係る人工衛星等の打上げ及び追跡並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発

三 第一号の開発並びに人工衛星等の打上げ及び追跡並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発

び追跡並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発で、委託に応じて行なうもの

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

五 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務

2 事業団は、次の業務を行なう場合には、主務大臣の認可を受けて定める基準に従わなければならない。

一 前項第二号の人工衛星等の打上げ

二 前項第三号に掲げる業務

3 事業団は、第一項第五号に掲げる業務を行なおうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

4 事業団は、第一項の業務を行なうほか、主務大臣の認可を受けて定める基準に従つて、その設置する開発のための施設及び設備を宇宙の開発を行なう者の利用に供することができる。

(業務委託)

第二十三条 事業団は、主務大臣の認可を受けて定める基準に従つてその業務の一部を委託することができる。

(業務運営の基準)

第二十四条 事業団の業務は、宇宙開発委員会の議決を経て内閣総理大臣が定める宇宙開発に関する基本計画に基づいて行なわれなければならない。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十五条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第二十六条 事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十七条 事業団は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

い。

(財務諸表)

第二十八條 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(次項及び次条において「財務諸表」という。)を作成し、決算完結後一月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

(書類の送付)

第二十九條 事業団は、第二十六條又は前条第一項の規定により認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る事業計画、予算及び資金計画に関する書類又は財務諸表を、事業団に出資した者のうち政府以外のものに送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十條 事業団は、毎事業年度、損失計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(短期借入金)

第三十一條 事業団は、内閣総理大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、内閣総理大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項のただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余剰金の運用)

第三十二條 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余剰金を運用してはならない。

- 一 国債その他内閣総理大臣の指定する有価証券の取得
- 二 銀行への預金又は郵便貯金
- 三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第三十三條 事業団は、主務省令で定める重要な財産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十四條 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

(主務省令への委任)

第三十五條 この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、主務省令で定める。

第五章 監督

第三十六條 事業団は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ

(報告の徴取及び立入検査)

第三十七條 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対しその業務に關し報告をさせ、又はその職員に事業団の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査

査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(解散)

第三十八條 事業団は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

2 前項に規定するもののほか、事業団の解散については、別に法律で定める。

(主務大臣及び主務省令)

第三十九條 この法律において主務大臣は、内閣総理大臣、郵政大臣及び人工衛星等の開発に係る事項を所管する大臣で政令で定めるものとする。

2 この法律において主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(科学技術庁長官への委任)

第四十條 内閣総理大臣は、次の権限を科学技術庁長官に委任することができる。

- 一 第三條第二項、第四條第三項、第二十二條第二項から第四項まで、第二十三條、第二十六條、第三十一條第一項若しくは第二項ただし書又は第三十三條の規定による認可
- 二 第三十六條ただし書、第二十八條第一項又は第三十四條の規定による承認
- 三 第三十二條第一号の規定による報告の徴取
- 四 第三十七條第一項の規定による報告の徴取及び立入検査

(大蔵大臣との協議)

第四十一條 内閣総理大臣(前条の規定により委任された場合には、科学技術庁長官。第四十三條第一号において同じ。)は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない

い。

一 第二十四條の基本計画を定めようとするとき。

二 第三十一條第一項又は第二項ただし書の規定による認可をしようとするとき。

三 第三十二條第一号の規定による指定をしようとするとき。

四 第三十四條の規定による承認をしようとするとき。

2 主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第四條第三項、第二十二條第二項第二号若しくは第三項、第二十六條又は第三十三條の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十八條第一項の規定による承認をしようとするとき。

三 第三十三條又は第三十五條の規定により主務省令を定めようとするとき。

第七章 罰則

(罰則)

第四十二條 第三十七條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十三條 次の各号の一に当該する場合に、その違反行為をした事業団の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により内閣総理大臣又は主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第七條第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十二條第一項及び第四項の業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十二條の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

五 第三十六條第二項の規定による主務大臣の

命令に違反したとき。

第四十四条 第八条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第八条から第十八条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(事業団の設立)

第二条 内閣総理大臣は、第十二条第一項又は第三項の例により、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時にあって、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

3 内閣総理大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

4 設立委員は、政府以外の者に対し、事業団に対する出資を募集しなければならない。

5 設立委員は、前項の募集が終わつたときは、主務大臣に対し、設立の認可を申請しなければならない。

6 設立委員は、前項の認可を受けたときは、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

7 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

8 第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

9 事業団は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

(権利義務の承継等)

第三条 事業団の成立の際、現に国が有する権利

及び義務のうち、科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)第二十條の二第一項の規定による科学技術庁宇宙開発推進本部の所掌事務及び郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)第十七條の二の規定による郵政省電波研究所の所掌事務(電離層の観測のための人工衛星の開発に係るものに限る)に関するもので政令で定めるものは、事業団の成立の時にあって、事業団が承継する。

2 前項の規定により事業団が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、その承継される権利に係る土地、建物、物品その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から事業団に対し出資されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、事業団の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

5 第一項の規定により事業団が国の有する権利を承継した場合には、当該承継に伴う登記若しくは登録又は当該承継に係る不動産の取得については、登録免許税又は不動産取得税を課さない。

(経過規定)
第四条 事業団が昭和四十五年三月三十一日まで、第四條第五項の規定による政府からの出資を受ける場合には、当該出資の目的とされる土地等に係る登記については、登録免許税を課さない。

第五条 この法律の施行の際、現に宇宙開発事業団という名称を使用している者については、第八条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第六条 事業団の最初の事業年度は、第二十五条の規定にかかわらず、その成立の日始まり、昭和四十五年三月三十一日に終わるものとする。

る。

第七条 事業団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十六条中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」と読み替へるものとする。

(関係法律の一部改正)

第八条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中「医療金融公庫」の項に次のように加える。

宇宙開発事業団

宇宙開発事業団法(昭和四十四年法律第

第九条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中「アジア経済研究所」の項に次のように加える。

宇宙開発事業団

宇宙開発事業団法(昭和四十四年法律第

第十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第七号中「及び動力炉・核燃料開発事業団」を、「動力炉・核燃料開発事業団及び宇宙開発事業団」に改める。

第七十三条の四第一項に次の一号を加える。

二十二 宇宙開発事業団が宇宙開発事業団法(昭和四十四年法律第

第一項第一号から第三号までに規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

第三百四十九条の三に次の一号を加える。

二十四 宇宙開発事業団が所有し、かつ、直接宇宙開発事業団法第二十二條第一項第一号から第三号までに規定する業務の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることがなつた年度から五

年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

第十一条 行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「動力炉・核燃料開発事業団」の下に、「宇宙開発事業団」を加える。

第十二条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二十六号の二中「動力炉・核燃料開発事業団」の下に、「宇宙開発事業団」を加える。

第十三条 郵政省設置法の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二 宇宙開発事業団に関すること。

第十四条 科学技術庁設置法の一部を次のように改正する。

第七條の二第六号中「国立防災科学技術センター」及び「宇宙開発推進本部」を「及び国立防災科学技術センター」に改め、同条に次の一号を加える。

七 宇宙開発事業団に関すること。

第十六条中「宇宙開発推進本部」を削る。

第二十条の二及び第二十条の三を削り、第二十条の四を第二十条の二とし、第二十条の五を第二十条の三とする。

第十五条 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第九条の二の次に次の一号を加える。

(宇宙開発事業団への出資)

第九条の三 協会は、その業務を遂行するため必要がある場合には、郵政大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、宇宙開発事業団に出資することができる。

第四十八條第一項第一号中「第十一條第二項」を「第九條の三（宇宙開発事業団への出資の認可）、第十一條第二項」に改める。

第五十五條第二号中「第十一條第二項」を「第九條の三、第十一條第二項」に改める。

第十六條 日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第三條の三第一項中「公社は」の下に、「前二條の規定によるほか」を加え、同條を第三條の四とし、同條の前に次の一條を加える。

（宇宙開発事業団への出資）

第三條の三 公社は、その業務の運営上必要がある場合には、郵政大臣の認可を受けて、予算で定めるところにより、宇宙開発事業団に出資することができる。

第十七條 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三條第三十四号の二の次に次の一号を加える。

三十四の三 宇宙開発事業団が宇宙開発事業団法（昭和四十四年法律第 号）第二十

二條第一項第一号又は第二号に掲げる業務の用に供する施設

第十八條 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四條第二項中「動力炉・核燃料開発事業団」の下に、「宇宙開発事業団」を加える。

理由

人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケットの開発、打上げ及び追跡を総合的、計画的かつ効率的に行ない、宇宙の開発及び利用の促進に寄与するため、宇宙開発事業団を設立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○石田委員長 まず、提案理由の説明を聴取いたします。木内國務大臣。

○木内國務大臣 宇宙開発事業団法案につきまして、その提案の理由及び要旨を御説明申し上げます。

宇宙開発は、通信、気象、航行、測地等の分野において国民生活に画期的な利益をもたらすとともに、関連する諸分野の科学技術の水準を向上させ、新技術の開発を推進する原動力となるものであります。

先進諸国におきましては、この宇宙開発の重要性に着目いたしまして、開発体制を整備し、具体的な開発目標を定め、国家的事業としてその積極的な推進をはかっておりまして、その成果には刮目すべきものがござります。

このような情勢にかんがみまして、わが国におきましても、宇宙開発の本格的な推進とそのための体制の整備が各方面から強く要請されるに至りまして、その体制整備の一環として、まず、昨年五月、国の宇宙開発を計画的かつ総合的に推進するため、その重要事項について企画、審議、決定する宇宙開発委員会が設置されました。

現在、わが国の宇宙開発は、宇宙開発委員会の昨年十一月の決定に沿って、昭和四十六年に電離層観測衛星を、昭和四十八年度に実験用静止通信衛星を打ち上げること目標に進められておるものであります。この目標を達成するためには、多岐にわたるきわめて高度な技術を駆使するとともに、短期間に多額の資金を投入することが必要でありまして、これは国の総力を結集して行なうべき大事業であります。

これを成功させるためには、政府はもちろん学会、産業界から広くすぐれた人材を結集するとともに、弾力的な事業運営を行なうことが必要でありまして、このために、中核的な開発実施機関として、新たに特殊法人宇宙開発事業団を設立し、宇宙開発を総合的、計画的かつ効率的に実施しようといったものであります。

この事業団は、現在の科学技術庁宇宙開発推進本部を発展的に解消し、その業務と組織を引き継ぎ、これに加えて従来郵政省電波研究所で行なっ

ておりました電離層観測衛星の開発関係部門を移管させることとし、また将来、開発実施体制の一元化をさらに推進し得るような仕組みといたしております。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

まず第一に、この事業団は、人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケットの開発、打ち上げ及び追跡を総合的、計画的かつ効率的に行ない、宇宙の開発及び利用の促進に寄与することを目的として設立されるものであります。

第二に、事業団の資本金は、設立に際して政府が出資する五億円、科学技術庁宇宙開発推進本部及び郵政省電波研究所から承継する特定の財産の価額並びに民間からの出資額の合計額でありまして、このほか、将来、必要に応じて資本金を増加することができるといたしております。

第三に、事業団の機構につきましては、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置くほか、非常勤理事及び顧問の制度を設けまして関係各界の参加を得て、その協力体制の確立をはかることとしております。

第四に、事業団の業務といたしましては、まずからまたは委託に応じ、人工衛星及び人工衛星打ち上げ用ロケットの開発、打ち上げ及び追跡を行なうことといたしております。

なお、事業団がその業務を行なうにあたっては、主務大臣の認可を受けて定める基準に従ってその業務の一部を民間機関等に委託することができるといたしております。

また、事業団の業務の運営につきましては、宇宙開発委員会の議決を経て内閣総理大臣が定める宇宙開発に関する基本計画に従ってその業務を行なうことといたしております。

第五に、事業団の監督は、主務大臣がこれを行なうこととしておりますが、主務大臣は、内閣総理大臣及び郵政大臣のほか、将来政令でこれを追加し得るようにして一元化の進展に資することといたしております。

第六に、事業団は、その設立の際に、科学技術庁宇宙開発推進本部の廃止及び郵政省電波研究所の業務の一部の移行に伴う権利義務の承継を行なうことといたしております。

その他、財務及び会計等につきましては、他の特殊法人とほぼ同様の規定を設けております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同くださるようお願い申し上げます。（拍手）

○石田委員長 以上で提案理由の説明聴取は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○石田委員長 引き続き、科学技術振興対策に関する件について調査を進めます。

世界商業通信衛星組織に関する暫定協定を恒久協定とするための政府間国際会議が現在ワシントンにおいて開かれておるものであります。一九六四年から今日までの経過概要及びワシントン会議に臨んでいるわが国の基本方針等について、関係各省よりそれぞれ説明を聴取することにいたします。

まず最初に、重光国際連合局長。

○重光政府委員 私から、最近やっておりますワシントンの会議の様相についてだけ御報告いたしたいと思ひます。

御承知のとおり、二月二十四日から六十六カ国の代表及び二十五カ国のオブザーバーを入れてワシントンでやっておりますが、この会議は二十一日に終わる予定でございます。今日までのところ、正直に言ひまして何にもきまっていけないというのが現状でございます。したがひまして、この会議でどうなったかというところはまだ御報告できないのでございますが、御承知のように、こういう大きな会議になり、これほどむずかしい問題になりますと、各国は、まず第一に自分の腹一ぱいの主

張をぶつける、そうして、それをもんでおりますうちにだんだん腹のうちがわかってきて、そうして、だんだん結果が出てくるという経過をたどるわけでございますが、いままでの討議の結果から見ますと、腹のうちが少しわかりだしたという状態でございまして、二十一日に終わるものでございしますから、これもまだ正式にはきまつておりませんが、今回の会議で妥結しないことは、これはもう全く確実といつてよろしい。したがって、これ考え方としましては、いまの主流の考えは、これに引き続いて、この終わつたあと、準備委員会を夏ごろにでも続けまして、そうして準備委員会の作業の進みぐあいを見まして、この会議と同じような会議をこしの秋、大体十一月ごろもできたらやることにしたい、これが大方の考え方でございます。まだきまつたわけではございません。

そこで、いままでの会議で各国がいろいろ提案をしたり、それから演説をしたり、あるいは会議の背後でいろいろ個人的な接触を通じて腹の探り合いをやつたわけでございますが、これらを総括いたしまして、大体こういうラインではないかというような観点から御報告してみたいと思ひます。

問題はいろいろございしようが、今回の会議は委員会が四つできまして、おもな実体問題は第一委員会、それから第二委員会は法律問題、第三委員会は技術問題及びもう一つは財政その他に関する委員会でございます。それで、ちよつとつけ加えますが、この第二委員会の法律関係の委員会では、日本側が議長をつとめております。第一委員会のほうの議長はアメリカでございます。問題の大部分は第一委員会の議題でございます。

それで、いままで少しわかつたと思われる問題をあげてみますと、まず、インテルサットの業務の範囲、インテルサットの機構の問題、それからインテルサットの法的地位、これもあとで御説明申し上げますが、国際法上の地位、それから財政に關係するのですが、調達の問題がいままで相当重点の一つとして論議されました。そのくわいの

ところであろうと思ひます。

一番の問題は業務の範囲でございますが、これは条約面からいへば、加盟国の権利義務とかつこうになつておりますが、要するに、恒久インテルサットが何をやって何をやらなかつたかということでございします。それで、これは特殊衛星の問題、国内衛星の問題、それから公衆通信に關する地域衛星の問題、この三つといつて差しつかえないと思ひますが、これは会議の場におきましてもとらえ方はいろいろございしますが、内容的に分類すると、この三つではないかと思ひます。

もちろん、特殊衛星というのは、御承知のとおり、公衆通信以外の衛星であつて、実験用、科学用あるいはテレビの放送用、その他、要するに、公衆通信以外の衛星をすべてここで特殊衛星といつてとらえられておるわけでありまして、この特殊衛星、国内衛星は言うまでもなく国内だけで使う公衆衛星でございます。この特殊衛星と国内衛星につきましましては、これは御承知のとおり、アメリカの態度とそれ以外の国とが非常に違つておりました。ことに、当初においては全く違つておりました。アメリカの案は、特殊衛星及び国内衛星は、インテルサットの機関の決定をもらわなければできないのだというような案を出したのでございします。しかし、この特殊衛星と国内衛星に関するいままでの論議の実態から申しますと、インテルサットの決定がなければできないのだということとを少しも言つたのはアメリカだけで、ほかの国は、これは自由であるべきだというのが全く絶対多数なんぞでございます。それで、先ほど申しましたように、一体腹の中はどうだということになるの

でございますが、これはほんやりした見通し——ほんやりで恐縮でございますけれども、いまの時点においてほんやりした見通しをつけられれば、これは自由になるという公算が一番強いのでございします。これは、会議でございしますから当然であらうと思ひます。

ただ問題は、これまた当然でございしますが、衛

星を上げる以上はインテルサットの衛星と技術的な面で妨害し合う、そういう技術的な問題は、インテルサットと十分協議しなければいけない。

これは各国も言ひ、実は日本のこの問題に対する態度も、原則は自由である、しかし技術的にお互いに妨害し合つても困るし、そういう意味で、上げるに際してはインテルサットと技術的な問題について協議が必要だ、そういう態度を表明いたしましたし、また、そういう試案も非公式に出したわけでございます。

問題は、公衆通信に關する地域衛星の問題でございます。これはアメリカは認めないということをお前から言つておりましたし、會議にも一応、認めないという案を出しました。これについて意見は、特殊衛星と国内衛星ほど、ほかがござつて、アメリカ以外は全部米案に反対だということではございしません。これは主として、地域衛星を認めない場合に、インテルサットのほうの実入りが少ない、そういう経済的な理由が多いようでございます。ただ、いままで発言した国を全部あげるといふわけにもいきませんが、大部分の国は、これはインテルサットがあるからといって禁止すべきものではない、もちろん技術的な協議を行つた後両立するように運営しなければならぬけれども、これは原則として自由にすべきであるという意見のほうが多数でございます。これに關連いたしまして、アジアの国でも大部分はそういう意見でございますが、非常に注目されますのは、フィリピンとマレーシアだけは、この点について全くアメリカと同様なことを言つております。アメリカと同様なことを言つたのは、すなわち、絶対に認めないということと言つたのは、アフリカで一カ国が二カ国ございしますが、それ以外の国は禁止すべきものではない。しかし、どの国も指摘するのでございしますが、技術的に両立するような關係が必要であるということに加えて、これは経済問題がからんでくる、あるいは政治問題がからんでくる。でございしますから、特殊衛星、国内衛星と比べて、これは非常に複雑な問題であるから、

よく検討しろ、こういう意見が多数としては出しておるわけでございます。

日本は、この問題につきまして代表から演説も、案も出ておりますが、公衆通信に關する地域衛星については、原則的に自由にすべきである、しかし特殊衛星及び国内衛星に關する規定、必要である技術的な協議のほかに二点を重視すべきであるということをおつておるのでございします。その第一点は、地域衛星、通信衛星というものは、当該地域の利害關係を持つておる国すべてが同意してつくらなければいかぬ、一部の国だけでつくるといふのはよろしくない。それから第二点は、公衆通信に關する地域衛星をつくつても、たとえ

ば、その地域内の通信についてはその地域衛星組織を使わなければいけない。ということ、インテルサットを使つてはならぬということ、ございしますが、そういうふうな、インテルサットを使えないようにするといふ考の地域衛星はいかぬ、この二点を、技術的な協議の必要に加えて試案として出しております。しかし、この公衆通信に關する地域衛星の問題は、前の二者、すなわち特殊衛星と国内衛星とはその複雑さが非常に違ひますから、これに対する見通しは、前者に比べればまだ立ちにくいというのが状態でございます。この点はあとでもう一度申し上げますが、業務の範囲ということについては、大体そんなところでございします。その次は、インテルサットの機構の問題でございますが、これは一応總會と理事会と管理機關の三本立てであるといふことは大体の考え方でございします。

總會は各国一票、平等、これもみなそのような考のようです。それから、理事会は各国の出資率に応じた投票権を受ける。この理事会において出資率に応じた投票権にするということについての反対は、あまり會議中聞かれておりません。ただ問題は、總會の権限と理事会の権限とを具体的にどこで引くかという点は大きな問題でございまして、この問題については具体的な考はまだ全然出てきておりませ

ないと思ひます。

ん。抽象的に、理事会の権限を狭くしろとか広くしろとかいう意見だけでございまして、具体的には出てきておりません。

それから三番目の管理機関でございますが、言うまでもなくアメリカのほうは、コムサットをそのまま管理機関にしたいということでございまして、ところが、これに対して、それでいいのだという国はないので、まず、たてまえとして国際機関をもつてこの管理機関にすべきである。問題は国際機関がでるまでの過渡的期間においてコムサットを使っていく、そういう考えが強いわけでございますが、この問題に関するアメリカ側の考えは、前の地域衛星その他に比べて非常に強いようにございまして、といひますのは、地域衛星についてまあまあだけれども、コムサットを何とかして維持したいということに非常に強く言っております。したがって、この管理機関の問題は、いまのところ全く見通しがついておりません。ただ、将来もずっとこのコムサットでいくというような協定ができるといふ見通しは、ちよつとないと思ひます。どこで折り合ふかは将来の問題になると思ひます。

それからその次は、法的地位という妙な問題でございますが、これは、新しくできるインテルサットが一体政府間の国際機関であるか、あるいは合弁会社のような民間の企業体の集まりであるかという問題でございます。これは、問題は法律問題でございますが、いままであげましたような実際の問題と関連いたしまして、アメリカは、これは合弁会社のようなものにしたと言つておるわけでございます。これは、ほかの国は、いやそれはいかぬ、政府間の国際機関であるのが当然であるという言つておられますが、これは実態について話がまともなれば、別に合弁会社にする必要もアメリカにとつてないものでございまして、結局全部まともなから、法律問題でもがらばつておる、そういうような感じのように見受けられます。これは第二委員会の問題でございますが、見通しはついております。

それからもう一つ、ちよつとこまかな問題にはなりますが、インテルサットがいろいろな機器を調達する場合の原則、これは御承知のように、現在の暫定協定では、最も安くてもいいもの、そうして、その見地から、同等なものがある場合には、なるべく広い地域の国から調達する、こういう原則になっております。

それで、わがほうは言うまでもなく、いまのこの原則をそのまま残してもらいたい。わがほうだけではない、ヨーロッパその他の先進国はみなそれを主張しております。しかし、これに対して、同等のものならほかからいいというけれども、いままでの実際は、ほかから入れたので少し高くなつたではないかという問題が起つておるのです。しかし、これはまだ、もちろん詰まつておりませんが、どうなるかいまのところ見当がつかない。しかし、先進国はこぞで現行の規定を主張しておりますから、まあそれから非常にかけ離れたようなことはなはないと思ひますが、これまた、いまの段階においては不明でございます。

内容的には以上だと思ひますが、会議が二十一日に終わつてしまつて、それで一部には、アメリカ側としてはなるべくこれを延ばしたほうがいいのかやないかという考へというか、そういう予想をする向きもあるものでございまして、最初にちよつと申しましたように、これを二十一日に終わつて、準備委員会を夏ごろ開く。その準備委員会は、一体どの程度の国の数にするかということがいま問題になっておりますが、これはわからないう。二十カ国とか三十カ国とか、そういう数になるかと思ひますが、それで詰めて、そうして、こゝしじゅうにまたこの会議を開きまして、何とか妥結に持っていきたい、こういう考へはアメリカ側にもあるし、会議全般の空気のようによつておる。

以上が、ただいまのワシントンにおきます会議の説明でございます。

○石田委員長 次に浦川電気通信監理官。
○浦川政府委員 ただいま外務省のほうから詳細

にわたつて御説明がありましたので、郵政省といひまして、特段に、さらにこれ以上つけ加えて御説明申し上げる事項はございません。

○石田委員長 以上で説明聴取は終わりました。

○石田委員長 質疑の申し出がありますので、これを許します。三木喜夫君。

○三木(喜)委員 重光国連局長のお話で、日本の国の大体的意向はわかつたのですけれども、それはアメリカをのける他の国の意向という中かなり含まれておるよう思つたのですが、いろいろ諸般の関係もあるでしようけれども、差しつかえない範囲で、もう少し日本の態度を明確にしていただきたいと思います。

○重光政府委員 会議の正式の場においては、何事もきまつておらぬわけなのでございまして、したがひまして、先ほどちよつと日本が案を出したと申しましたが、これも委員会から委員会に、正式の案として委員会の場に出すということではないのです。ほかの国も、それはやつておりませんが、ただ、お話しした日本側の活動ぶりと思ひますか、そういうことについてつけ加えていただきたきです。まず、第二委員会の委員長をとつたわけでございます。そうしますと、必然的に会議全体のステイアリングコミッティーと申しますか、幹部会のようなものに入るわけでございます。それから、会議の運営その他については、実はそういうような関係で、十カ国くらいがその中に入るわけでございますが、その中に入つて意見も述べておりますし、インフォームされております。

それから、アメリカとして一番の問題はコムサットかもしれないけれども、しかし全般的にいへば、地域衛星の問題がやはり一番重要な問題であると考えられます。これについて各国ともいま申しましたような全く非公式でございまして、アメリカの提案に対していろいろな——いろいろといつても私のところに来ておるの三つか四つでございまして、案を出しております。非公

式な案でございます。地域衛星というか、業務の範囲でございますね。特殊衛星と国内衛星、それから地域衛星、この問題について全面的な試案をつくりまして回しまして、その後委員会の会議その他で、三つ四つの国からその考えを支持するといふような発言も出ております。ただ、ほんとうに詰めた入つたときには、どういふふうになるかといふことについては、そのときに日本の主張がどの程度通るかといふことは、正直に申し上げますと、わからないのでございまして。日本側として、今度の会議及びこれから予想される準備委員会その他に、いわば主導的な役割りをしていくという実績と地歩は確保したのではないか、大体そういう感じを持つております。

○三木(喜)委員 実は、これはわが国としては重要な国益を踏まえた問題でありますので、できれば与野党一致して日本の主張を応援するというような体制をしいてくれぬかといふことは、非公式に科学技術対策特別委員会のメンバーに話がそれとなしにあつたわけですか。そういうことですか、いまお話しになつたことで大体のアウトラインはわかるのです。また、方向もわかるのですけれども、日本としての主張がやはりなければならぬ。それを可能な範囲で明確にしてみたいといふことです。いまのお話では、お互いに腹にあることをぶつつけて、そのぶつつけた中から適当なものが生まれるのだ、そういう見通しを持つておるといふその見通しはわかるのですけれども、たとえば、アメリカがその資本の出資率によつて六〇%近い発言権を持ち、日本は二%ないし三%の発言権でどういふことができるのかといふことも心配しますけれども、しかし、それよりももっと明確な主張を国会で——外交の立場では言いくいかもしれないけれども、科学技術とか、あるいは郵政省の立場から言へば、これはまた言えるところがあるのではないかと思ひます。そういう点は、大事などところを明確にびんびんと押えておいてもらふということが、われわれとしても非常に主張しやすいわけですね。そういうこ

と、それからもう一つ、今度立てられるときに、これも一緒にしておいてもらいたいと思うのです。今度は、どっちかというところ、準備会議のようになかっというに聞こえるのです。そして、十一月に本協定を結ぶというような会議の形になりそうです。いまのお話を聞きますと、そうすると、その間において、暫定協定というものはどうなるのかということですね。その辺の見通しもあわせてお聞かせいただきたいと思ひます。

○浦川政府委員 先ほど国連局長も触れられましたように、今回の会議の論点の主要なところと一番問題になりますのは、国内衛星、それから地域衛星、特殊衛星の三点であらうかと思ひます。郵政省といいたしましても、そういうところが非常に關心がございます。すこれにつきては先ほど国連局長が触れられたのでありますが、国内衛星及び地域衛星につきては、インテルサットと技術的に両立性がある。すなわち、周波数、それから軌道、それから電波のインターフェアレンスが、ない、こういうことを前提として、そういうものを打ち上げる自由は確保する、こういう方針でございます。

特殊衛星につきては、これは気象衛星であるとか、あるいは飛行機の航測用の衛星であるとか、測地衛星であるとか、いろいろないわゆる公衆通信衛星以外の目的のための衛星でございまして、これにつきては、これもやはり電波を出します以上、また軌道を持ち、静止衛星として使います場合に、軌道位置、電波の周波数というものの両立性というものを前提といたしますけれども、こういうような情報を、インテルサットの総会というものができますれば、そういうものに提供してはどうだ、そして、そういうものを打ち上げるのは完全に自由である、われわれとしては、こういう方針をお願いをして、こういうこととさせていただきます。

それから、今回の会議が終わりまして、本協定がいつ結ばれるか、あるいはできるかわかりませんが、その間は当然現在の暫定協定でいくという

ことに、現在の暫定協定がなっております。本協定ができるまで暫定協定で移行していく、こういうこととさせていただきます。

○重光政府委員 暫定協定との関係から申しますと、実を申しますと、技術的に、本協定ができたとしても、国によって最初の効力発効のときに入れない国がある。国によって、加盟の時期は出づり引つ込みができるわけとさせていただきます。したがって、一定の時期には、ある国との関係では暫定協定、ある国との関係では本協定、こういうようなことがあって、そういう技術的な問題はまだ解決されておられませんけれども、いま申し上げましたように、本協定ができたときに暫定協定が消えるという原則は間違いない。

それから、わがほうの基本方針ということとは、郵政省のほうからお話。私も、この会議の模様をお話しします際には、それを踏まえてお話ししたつもりでございまして、しかし御指摘のように、広く国内の関係を前もって固めておいて外に当たるといふことについては、私も全く仰せのとおりだと存じます。ただ、一たび会議の問題になりましますと、もとの主張がどうであった、そして、それがどうなつたという問題は、ことに二国間交渉の場合でございまして、わかりにくい、簡単に、いやだといふのならまなければいいのです。しかし、こういう会議の場合に、事によつてはなかなか方針が貫きにくいということが当然あるわけとさせていただきます。そういう意味におきまして、国内で郵政省を中心といたしまして方針はしっかりとついていた。しかし私のほうの立場から申しますれば、その方針に相当な幅がほしいという場合もあるでございまして。

○三木(喜)委員 大体気持ちはわかります。しかし私のほうから質問いたしますと、たとえばアメリカは方針として合弁会社のようなものにしたと思つておられるわけでしょう。それから、ほかの国の国際機関が望ましい、政府機関が望ましい、こういう考え方だといふですね。そうすると、日本はそのどちらですかといふことが言いたいわけ

ですね。と申しますのは、今度行かれたメンバーを見ますと、どうも政府機関のようなくあいてもあるし、ことによれば国際電報が全部権力を握りそうにも見えるし、また、別の会社をつくりそうにも見えるし、一体政府のほうではそのどれをとるかというところに自信がない、あるいは国内なんかでも相当は運動が行なわれるだろう、したがつて、明確にできないのだというところが見えるわけですね。そうすると、今度政府機関としてこの会合に臨まれたメンバーと、それから、いま申しました合弁会社のかつこうをとるかあるいは政府機関とするのかといふことをひとつ御答弁願ひたい。

○重光政府委員 御指摘の法的地位でございまして、私の前の説明がちょっと足りなかつたと思うのでございまして、御指摘の点については、日本側としては、これは政府間の国際機関にするという考えでございまして、それをまた現地で主張しております。と申しますのは、今度の恒久的なインテルサットの協定案としていま並べられておるところを見ますと、やはり政府の権利義務というものが相当に、いまの暫定と違ひまして基本的な問題になるということになるわけとさせていただきます。ただ、その問題は、実際的には理事会というものが、おそらく企業間のものである。しかし、インテルサットそのものは政府間の機関といたしまして、理事会そのものが企業間のものであるから、そうしますと問題は、先ほどの問題に返りますが、理事会がどれだけの権限を持っておるか、総会がどれだけの権限を持っておるかといふことにも関連するわけとさせていただきます。しかし、いまのところ、この代表団が行く前から郵政省を中心としてつくつた考え方は、インテルサットそのものは政府間の国際機関にする、こういうこととさせていただきます。

○齋藤(憲)委員 ちよつと関連して。いまの御説明ですね。私よくわからぬのです。が、暫定協定に加盟する際に、国際電報が五万ドル出したのです。それで暫定協定に加盟した場合

は、政府が加盟書に何か署名しているのですか。○重光政府委員 そうでございまして。

○齋藤(憲)委員 しているのですか。そうすると、これは国際関係においては、どういふ種類になるのですか。これは正式な条約でもないのだから、正式な条約を前提とした暫定協定というふうになるのですか。どういふ性格なんですか。このインテルサットの暫定協定に国際電報が五万ドル出して、加盟の署名は政府がしている。こういう前例があるのですか。それはどういふことなんですか。

○浦川政府委員 御案内のように、現在の協定におきましては、政府間協定の暫定協定といふのがございまして、それと一つ、政府または政府が直接通信事業をやっている場合には政府でございまして、政府が指名した通信事業者、これをもつて特別協定というものを結んでおります。暫定協定におきましては、この特別協定をつくり、さらに、現在十八カ国でございまして、大体当時一・五%以上のシェアを持つ国々、これの構成いたします暫定委員会、こういうものをつくるというふうなことを規定しておるわけとさせていただきます。特別協定には、その業者間のいろいろの財政上の問題とか、いろいろ運用上の手続の問題とか、そういうことをきめておるものでございまして、暫定協定は政府間協定ではございまして、直接国の国民に対する権利義務の発生というものはございしません。特別協定あるいは暫定委員会、業者間協定をつくるための政府間協定、こういうふうになつておるわけとさせていただきます。

○齋藤(憲)委員 ちよつとわからぬですね。そうすると、いまの御説明によりまして、暫定協定に対する責任というものは、一体、国際電報が金を出しているから国際電報が責任を持っていますのですか、署名した政府が責任を持っていますのですか。これはどっちが責任を持っていますのですか。

○浦川政府委員 暫定協定につきては、これは政府が署名しておりますので、政府が責任を持つというようになっております。実際の特別協定

によりましてインテルサットを運用してまいります。いろいろな事項、財政上の問題、運用上の問題、そういうものはすべて事業者が責任を持つ。こういうふうになるわけでございます。ですから、実体的には、暫定協定に対して直接国が責任を負うような事項は、協定にはないと申し上げてもよろしいかと思ひます。

○齋藤(憲)委員 よくまだわかりませんからやめますが、そうすると、暫定協定を土台として今度は恒久的なインテルサット協定を結ぶ場合に、この交渉に当たる責任者はやはり政府ですか。

○浦川政府委員 当然今回は政府ということになります。

○齋藤(憲)委員 そうすると、その暫定協定に署名した署名は、どういう署名ですか。これは国会の承認を得なくてもよい署名なんですか。こういう署名はあるのですか。対外的に政府が責任を持って、その責任において今度インテルサット恒久協定に交渉をしなければならぬ。そうすると、その署名の責任というのは、一体どういうたちの署名ですか。

○重光政府委員 ただいま郵政省のほうから御説明申しましたように、いまの暫定協定は二つの協定からなっております。しかしながら、政府間の約束は、これは実体的に、予算の面その他から申しまして、国会の問題にするようなところはない、いわば行政協定である。そして、実体的ほうは特別協定、企業間の協定だ。ところが、今度の案文はきまつておりませんけれども、本協定のほうはいま問題になっております。たとえば国内衛星を上げるときにどういう制限があるかとか、そういうことが恒久的にきまるわけでございますが、これはどうしても政府の手足を縛る問題、その意味では内容的にも違ふ。それから、もちろん今度も、何という名前になるかわかりませんけれども、本協定のほかに、現状の特別協定に相当するものができると思ひます。これは、一般の現在の会議の考え方においては、国によって、公衆通信を政府が直接やっておる国があるのでござい

すね、そういうところは政府の名前になるのでござい。普通の国は企業体がサインすることになる。これは、現在もそうでござい。ですから、特別協定のほうは、基本的には現状と変わらない。ところが、本協定のほうの権利義務というものがある。内容的に非常に変わるので、これは本協定の内容がきまつてからでなければわかりませんけれども、いままでの行政協定というワケに入らないのじゃないかと思ひます。そういう可能性のあるのじゃないかと私は考へております。

○三木(喜)委員 いま質問をいたしましたね。代表として行かれておる人の名前をひとつあげていただきたいと思います。

○重光政府委員 首席代表というのですか、代表は下田大使でござい。それから代表代理として小本曾國連局長が参事官、これは外務省でござい。それから柏木電氣通信監理官、それからKDD、国際電報株式会社の社長長八藤さんでござい。この三人が代表代理、こういうわけでござい

○三木(喜)委員 下田さんが出られるということになると、国を代表して出ておられるように思ふのです。それから、ほかの二人も外交官でしやう。そうなつてくると、あなたの言われるように、条約に準ずるべき取りきめに入つてきたわけですね。そのときに国会のいろいろな承認を得なくともいいの、法律的にどうかという問題、国益を大きく踏まえるという立場からいへば、かつてに外務省の行政協定だという解釈だけで処理できる問題かどうかというの、非常に問題になつてくると思ふのです。その点をあなたにお聞きしたら、代表の名前がちよつと出てこぬかい、今度の代表というのに対して国全体の利益といふことのつかまへ方がちよつと私はゆるいんじゃないかしらと思つたのです。ちよつと、感じですよ、これは失礼な言ひ分かも知れませんが、私たちは大事な問題だと思つておられます。それは押えられてしまふんですからね、へたをやると。いままでだつても、核燃料にしましても、アメリカの

独占を許してしまつて、われわれはどうにもならぬ。これは外交上の問題として一つの原子力協定です。その中でそういう問題をわれわれとしては非常に心配しておる。石油についても非常に心配しておる。食糧についても心配する。今度空についてもそういう心配があるので、こういう質問をしておるわけなんです。そういう点は、いづれあと宇宙開発事業法もあつて、そのときに来ていただいて、もう少し詰めた質問をしたいと思ひます。きょうは原子力関係の大事な質問もあとにありますが、私の質問は一応このくらいで終わらしていただきます。

○石田委員 続いて近江已記夫君。

近江君に申し上げますが、時間の関係もありますので、なるべく簡単にお願いいたします。○近江委員 私はそれじゃ、詳しくは法案審議に入つてからいろいろとお聞きしたいと思ひます。一、二点だけお聞きしたいと思ひます。ワシントン会議におきまして、日本政府の代表の方は、地域衛星の打ち上げ権利を留保する、このように主張すると聞いておりますが、しかしながら、一方、東南アジア諸国は、この点に關して反対の意向を表明しておる、このようにも聞いておるわけでありまして、日本の地理的な立場からして、地域衛星の打ち上げ問題をどのように考へていらつしやるか。

それからさらに、ソ連等の共産圏諸国、それから欧州諸国の主たる主張点はどういうものであるか、この点をひとつ簡単にやつてくださ

○重光政府委員 地域衛星、この場合、先ほど申しましたように特殊衛星と国内衛星は別問題でござい。公衆通信に關する地域衛星の問題でござい。これは禁止すべしといった、アメリカと同じことをいっているのはフィリピンとマレーシアだけでござい。あと、たとえば同じ地域の国にしましてもインドネシア、タイ、それから台湾その他はみんな、大体日本と同じようなことをいっております。ほかの地域の国も大体そ

うでござい。これがいまの会議の模様でござい。したがって、先ほど申しましたように、日本側から発言いたしました考えは、ある一定の地域の中で、そういう宇宙通信に理解を持つている国のすべてが同意しなければならぬといううことを発言しておるわけでござい。ですから、東南アジア諸国と申しましたが、フィリピンとマレーシアだけなのでござい。これが具体的に何を考へているのか、あるいは経済問題であるか、これはまだあまりはつきりいたしません。しかし、その二国以外のほとんどの国は、地域衛星を初めから禁止という考えには反対でござい。

それから、ロシア、東欧圏の問題でござい。これはオブザーバーとして出席しておるわけでござい。それでソ連は演説もいたした。しかし非常に短い、抽象的なことだけでござい。まして、例のソ連側の従来からの主張である一票主義であるとか、そういうことをいつておりました。具体的に地域衛星のことについては演説で触れませんでした。ほかのオブザーバーは、こちらの知る限りにおいては、委員会の席上ではおそろく発言していないようでござい。ですから、ソ連側というか、東欧諸国からこの機会に具体的に自分らの主張をどう述べるといふ態度ではこの会議はないようでござい。

○近江委員 国内衛星の打ち上げが——これから宇宙開発が本格的になつてくるわけでありまして、国内の關係者間のこういう調整といふものが、關係のところは、国際電報、あるいは電電、NHK等もあるかと思ひますが、その点はどうかでござい。

○浦川政府委員 国内の通信衛星の開発に關しましては、郵政省を中心としたしまして電電公社、それからKDD国際電信電話株式会社、それからNHKという通信衛星に關連のござい。機關の四者の、これはまあインフォーマルでござい。けれども、協議機關を設けてまして、もう二年前か

らだと思ひますが、随時相談をし、技術的な問題もそこで討議する、共同して情報を交換し、開発に協力していこう、こういう体制で現在進んでおります。

○近江委員 先ほども暫定協定のことがちよつと出ておりましたが、この恒久制度というのは来年一月一日までに施行されるように、そういう制度の設立を確立するようにとめなければならぬ、このように聞いておりますが、もしその協定が成立しなかった場合は、暫定協定になると思ひますが、その暫定協定というものはそのまゝ効力があるものであるかどうか、この辺をひとつ明確にお聞きしたいと思ひます。

○浦川政府委員 現在の暫定協定の第十五条によりまして「この協定は、第九条に規定する恒久的制度が実施される時まで効力を有する」というふうにしてございまして、恒久制度ができるまで、加盟国はこの暫定協定でやつていこうではないかというふうになっております。

○近江委員 いろいろ疑問点がありますが、まだ次がたくさんありますので、これはこのままにします。

それから本協定が成立したときに、当然国会の承認というものは求めるべきであると思うのですが、その点、どのようにお考えになっていらつしやいますか。

○重光政府委員 この内容によるわけで、先ほど申しましたように、いま問題になっておるような内容でございしたら、私もは少なくとも当然国会にかけるものだと思ひます。ただ、これは内容次第でございします。

○近江委員 同じことで、それでは大臣、本協定が成立したときに、当然私たちは国会の承認を求むべきである、このように思ひますが、大臣はどのようにお考えでございしますか。

○木内閣務大臣 これはむしろ私のお答えする問題でないと思うので、いま国連局長の言ひましたように、内容によつては当然国会の承認を得なければならぬと思ひます。

○近江委員 終わります。

○石田委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。

日本原子力研究所に関する問題調査のため、本日、日本原子力研究所理事長宗像英二君及び原子力船開発に関する問題調査のため、日本原子力船開発事業団理事長佐々木周一君及び同事務理事内古岡寅太郎君を参考人として、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石田委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決定いたしました。

○石田委員長 それでは、日本原子力研究所及び原子燃料に関する問題について、質疑の申し出がありますので、これを許します。石川次夫君。

○石川委員 きょうはたいへん限られた時間で質問者がたくさんおられるようでありまして、それから私が質問しようとすることは、この前の委員会でも、三木委員長を中心としていろいろ質問されておるようでありますので、きわめて基本的な問題だけ簡単に質問をしたいと思ひますので、お答えのほうもひとつ簡潔にお願いしたいと思います。

そのまず第一は、これから、きょうも宇宙開発の事業団のことについての提案理由の説明があつたわけでありまして、宇宙開発に関するところの原子力基本法に準じた基本法というものを同時につくらなければならぬという主張を、これはわれわれだけでなくて、与野党一致でもつて結論が出ておるわけでありまして、そういう問題を考えるにつきましても、一応原子力基本法の解釈をいいますか精神といひますか、そういうものを明らかにしたいと思ひますので、ほんとうに簡単に基本的な点だけを質問したいと思ひますのは、宗像理事長がお見えになつておるようでありまして、

も、先ほど来「今週の日本」というのに、この前も質問があつたかと思ひますが、「民主・自主・公開の原則守る」という題で論文をお書きになつた。この「今週の日本」という新聞はどういう性格の新聞か、どこから御要求があつてこの論文を——論文というほどじゃない、見解を発表されたか、それをまずお伺いしたいと思ひます。

○宗像参考人 これは、原子力研究所の責任者として、いろいろのうわさが飛んでおりますので、私も立場をはつきりさせようと思ひまして、私も勉強をしまして、そして書いたものでございします。

○石川委員 私は、これは非常に不注意だったんではないかと思ひますので、この「今週の日本」というのは、われわれが承知している分では、大体自由民主党がスポンサーで、大体自由民主党の機関紙的なものであるというふうになつておるわけですが、原研がほんとうに中立性を守らなければならぬ研究機関として、そういううわさの濃い——自由民主党の機関紙だと私は申し上げませんよ。しかしながら、ほとんどそういうふうな理解をされておる新聞に出されたということ、一つの偏向があるんじゃないかと思ひますが、むを得ないんじゃないか。そういう点で、私はこれは非常に不注意な発表のしかたであつたと思ひます。こういうものを出したのなら、堂々と商業新聞なりマスコミなりを通じてやればいけれども、そういう機会がなかったかもしれませんけれども、これはほとんど自由民主党が買ひ占めて配布している新聞なんですよ。そういう点ではよくはちよつと異様な感じを感ぜられた。そのことは一応おききます。

この中身の問題でありますけれども、この自主、民主、公開というのは一体どういうことなんだという、この解釈のしかたは、いづれ機会をあたためて科学技術の委員会の中で議論をしなければならぬということが、宇宙開発基本法というものを

のを通じて出てくると思ひます。その議論はきょうは一応やめておきますけれども、「民主の原則」という中で「基本的には民主的に選出された国会の同意を得て任命される原子力委員が、民主的な合議制により日本の原子力研究の基本について企画、審議、決定し、原研がこれに基づいて研究を進めることによつてこれが確保されるのである。」というふうな書いてあるわけですが、私は、民主というものの原則は、こういう狭いものであつてはならないと思ひますが、意見は申し上げません。

それで原子力委員、山田さんですか、おいでになられると思ひますけれども、ほんとうに原研におけるところの自主の原則というのは、原子力委員会がきめたことに基づいてやるといふことが自主の原則である、こういうふうなことが原子力委員会の中で意見の決定を見ておるわけですか、伺いたいです。

○山田説明員 自主の原則は、ただいま石川先生のおつしやいましたような形で、行政面におきましては、原子力委員会が民主的に構成されておる。それを実行する面におきましては、基本法の原則、基本法によりまして各研究所がそれに基づいてやつていくということ、自主の目的が達成せられると思ひます。

○石川委員 ということは、原子力委員会が民主的に設立をされておるので、原子力委員会がきめる方向に従つてやるといふことが原研における民主の原則を守るといふことになる、こういうことではないかというように理解をされますか、いまの答弁だと、この点をはつきりひとつ答弁願ひたいと思ひます。

○山田説明員 ただいまのは原子力委員会の構成について申し上げたわけですが、原子力研究所あるいは動力事業団あるいは原船事業団は、この基本法の原則に従つて、これに基づいて運営されるということになっておりますから、それで三原則のうたわれております基本法に従つておりますので、自主の面はそれで十分であるというふうな解

釈しております。

○石川委員 どうもよくわからないのですがね。ここで宗像さんがおっしゃるのは、原子力委員会というものが民主的に行政機関としてできている行政機関というよりは諮問機関でありますね。そこでいろいろな計画、方針等をきめてやってるのであるから、そのきめたとおりによれば、原研としては自主的にそれで沿い得るのだ、それではないのだ、それが自主なんだ、こういうことを言っておるわけですか。それはそれでよろしいですかということなんです。

○山田説明員 ただいまも申し上げましたように、原研法その他におきまして、原子力基本法に基づいて業務を行なうことになっておりますから、その意味で自主が入っておる基本法に基づく原研の運営は自主的にいける、こういうふうに解釈いたしております。

○石川委員 ですから、原子力研究所それ自体も、やはり原子力基本法の方針の自主の精神というものは尊重してやるといふ、この自主ということばから、これは原子力委員会がきめたことに従ってやるといふことがすなわち自主であるということにはならない。したがって、いま山田原子力委員のほうの御説明によれば、こういう宗像さんの見解は、原子力委員会のほうではっきりこうだときめた方針ではない、私はこう理解するわけです。その点はいかがですか。

○山田説明員 原研法に書いてございますとおり、もちろん原子力委員会の線が必要でございますが、それにもっと基本的には、基本法に基づいて運営されるということであるというふうに思っています。

○石川委員 原子力委員会の見解はほぼ明らかになりました。そうすると、この宗像さんの書かれた「自主の原則」というのは、原子力委員会がきめたものに従ってやるといふことは自主の原則を守ることだということには、ちよつと原子力委員会としては理解しておられない、こういうことになりすね。したがって、この見解自体が、私はき

わめてこれは独断と言つては言い過ぎかもしれませんが、せんけれども、非常に考え方の基本的なところえ方が狭いのではないかと。私は議論をするつもりはないのでありますけれども、こういう点で、すでに私はこれは原子力委員会の統一見解ではないというところがここで明らかにした。あと「公開の原則」にいたしまして、非常に問題があるわけなんです。それから、ついでです。それから同僚の先生ども、この間、JRR3、国産一号炉の故障が出て、その原子炉を続けて運転をしようとする原研の意向に反して、原子力委員会としては、原子炉の運転を一回とめて、故障というものをすつかり点検し直さなければならぬ、こういうことに端を発して、原子炉の管理を今度は監督するという方針を出したわけですね。監督をするという方針は語弊があるかもしれませんが、監督を強化するといふようなことになって、そのことが、朝日新聞にまいりますと、そういう原子力委員会の態度を固めたことに關して、原研は反発をしておるといふ記事が出ています。この点ほどまで真実を伝えておるかわかりませんが、まあありそうなことだという感じもするわけなんですけれども、この点について原研はどうお考えになつておられますか。

○宗像参考人 あの記事に書いてありますことはどういふこととお書きになったのか知りませんが、理事会があつた日にちも違ひます。それから、話し合った内容も違ひます。委員会の方と非常に関係よく話し合ひをした。それがいろいろの事情でどう曲がつて伝わったか知りませんが、そういうことだけをまず申し上げます。

○石川委員 では、その点は一応おきますけれども、原子力委員会に非常な敬意を表し、原子力委員会の指導といひますか、そういう企画立案したものとやるのが自主の原則だといふふうに考えられておるこの原研が、原子力委員会の方針に対して反発をするといふことになると、どうも自己矛盾があるんじゃないか、こういう感じがしたものです。ですから、一応念のために伺ひしたわけですが、

それから、労務管理のことは、これは社労でもって取り扱うのが本筋なんです。でありますけれども、御承知のように、社労のほうは、健康保険法その他で非常に忙しいという委員会、それから労務問題が研究体制と密接な関係があるといふことになれば、この科学技術委員会としても放任はできないという立場で、若干質問をしたいと思つてあります。

これも、この前の委員会だといふ質問はされておるようであります。たいへんひからすようににとられては困るのでありますけれども、私は終戦後しばらく労務管理をあるところでやつたことがございます。そういう立場で言いますと、私の乏しい経験から言つて、労務管理といふのは、労働組合対策とことばをかえてもよろしいのでありますけれども、社会情勢と離れた方針をいかにとつてみても、これは必ず破綻を来すといふことが一つあると思つております。それから、特にいろいろ組合員の行動とか活動家の行動とかいふものについて監視をする、あるいはスパイ的にその行状を監査をするといふことになると、これは決して成功しない。そして、労働組合対策としてはまだしも、労務管理としては職場に非常に暗い空気を与えるといふ点で、これはたいへんな失敗をもたらしすといふことは、私の乏しい経験でもよくわかつてゐるのであります。そういう点では、どうもいままでの原研の労務対策といふものはきつめて拙劣であつたといふことは考えられない。いろいろの事情はございましていふけれども、拙劣であつたといふことの結果としては、この前のロックアウトの問題が現在裁判にたつておるといふようなことでも、労使慣行といふものがうまくいっておらずとも、この有力な証明になると思つておられます。このJPRDのロックアウトの問題については、いま裁判になつておりますから、この点について、こゝであまりせんきくをする必要はないと思つておりますが、これは御承知のように、労働基準法に照らして、期限のない協定として労働組合法第十五条によつて、こういうふうな勤務状

態を要するといふ、労働協約に基づいた五班でもって三交代といふものを、今度四班にするんだといふふうにする場合は、当然九十日前に両方でもって調印を出さなければならぬといふ手続の問題が一つあるわけですね。そういう手続を全然踏まないで、一方的にこういうふうな勤務状態にするんだといふことを通告をするといふことは違法行為です。私は、これは裁判所で負けると思つております。これは私の独断かもしれませんが、私も、常識的に考えて、これはあり得ないことだ。社会通念といふものと非常にかけ離れたところの判断でもって労務管理をやつておられる、こういう感じがしてならない。

そういう点で、あと一つは、御承知のように、片方がストライキをやつた、片方が対抗上ロックアウトをするといふことは、世の中でもたまにあることです。めつたにあることじゃありません。しかしながら、片方で今度はストライキを解除した。そのあとはロックアウトを解かないといふ行為ですね。こういうことはほとんどないのです。世の中の労働争議はたくさんありますけれども、こういう状態はほとんどございせん。たまたまあるとすれば、それは労働組合をつぶす、あるいは会社がつぶれてもいい、こういう決意のときでなければ、こういうことは行なわれません。そういう点で、しからばこの原研といふものはつぶれていいところかといふと、原研といふのは、御承知のように、日本の将来のエネルギーのもとにもなるかと思はれる原子力の唯一の研究所です。ただ一つの研究所、これがなくなつたらとてもないことです。そういう重要な基本問題を研究している研究機関がつぶれていいという形でもって労務管理が行なわれるといふことは、どう考えても、あなたの方に非常に好意的な見方をしても、私は納得がいかない。こういうふうなことは、私も相当激しい労務管理をやつておられる責任者の方なんかにもいろいろ聞いてみておられますけれども、ちよつとこれは論外だといふ批判が強いようであります。これは、あなたが理事長のと

きに行なわれたことではございませんから、あなたを直接責めようとは思いませんけれども、少なくとも当時副理事長でいらしたわけですから、全然関係ないとはいえない。こういうことを現在どう反省をされておるか、どうお考えになっておるか、その点を簡単に教えてください。伺いたいと思います。

○宗像参事人 ただいまの先生のお話、前の時代に私が副理事長としては関係していません、理事としては関係していません。その点だけをまず申し上げておきます。

それからいま先生がおっしゃった労働問題のこと、私も先生に劣らず関心を持って長年何とかして、ことに研究をする人たちがどうしたら育っていくだろうかということについては、おそらく私も長い経験を持っておりまして、そう皆さま方に、専門の方々に劣らない考えと経験を持つていくのでございます。もともと、研究をするということとは、もちろん、たまたま恵まれて非常にりっぱな先生がおいでになって、その先生のところから弟子について、そして、その先生から教えられて、大きな題目につかまって、その先生も一生おやりになる、それから、その次の代の人も一生おやりになる、そういうところに入れば非常に研究もよく進みますし、人もよく育てることができまして、たとえば本多光太郎先生がおつくりになつた、そのあとその研究者が、方向をきめられたものに向かつて、もう突っ込んで研究をしていくというような場合がございまして。そういうような例は日本には、残念ながら、あまり多くないものでありますけれども、外国の例なんか話を聞きますと、そういうときになりますと、上下の信頼関係が非常によくできて、そして、先輩の人はよく経験もあるし、よく知っている、あの人に学ぼう。そして上下の信頼関係が非常によくできて、いるために、非常にうまく進んでいくことがございまして。私は途中から研究題目が変わつておりますものですが、そういう大先生のような指導力はありませんけれども、しかし、私は長年いろいろ

なことをやって、どうしたら研究を工業化できるか、そういうことについては、日本でもその経験者が少ない中でも、私はそれについては経験は相当あったつもりです。そういう意味で、どうかして原子力研究所の皆さんが、研究者も、それから研究補助者も、みんなが育つて、そして、日本の国の原子力の仕事というのは非常にこれから発展していくのですから、それぞれのところに分に応じ、能力に応じて発展していけるようにというのを念じております。そういうことで、信頼関係がもたらなければならないができれば、これは御心配のそういう問題はほとんど起こらないというのを私は確信しております。しかし、残念ながら現実には、いろいろな影響がありまして、なかなかその信頼関係ができません。どうかしてこれをつくりたいと思ひまして、私も責任者になりましてから、それについては一番努力をしております。運営のしかた、いろいろなことがありまなければならない、しかし、もとはその研究者あるいは補助者の人たちが、補助者の人たちでも、いずれは育つてりっぱな人になって、そしてりっぱな人のある人生を送つていただくようにしたいということが私の念願であります。そういうようにしたいと思つておりますし、また、原子力研究所の研究の実態を見ますと、いろいろな研究がありまして、どの研究でも、研究者あるいは補助者が実際に手を下して研究をしながら現実にある真理から——現実にあるものが一番正しい研究の進め方を教えるものであります、それからものを習つて研究をやっていくわけでありまして。でありますから、だれがどう、だれがどうということはないに、みんな現象をつかまえて研究をし、現実から教わつていけば、必ずその人は研究の力ができて、そして育つていくものと思ひます。

話が少し横道に入りますが、日本ではどうも、本を読んだりあるいは先生の話の何を何となくに聞いて、その流儀でものを研究することがありますけれども、先生の話、本の話、それはみんな過去のものです。これから先道を開いていくの

は、いまあるものをよく見て道を開いていかなければならない。過去にいかにか能力のある、いかにその当時えらい先生でも、現在とは研究手段あるいは観測の手段、そういうものが違いますから、現在いる人のほうがものをよく見、ものによく教えられて、ものを判断して育つていくわけですから、そういうふうにして育つていくように、どうして仕向けていこうかということを考えております。と、私は実は、先ほどからおっしゃる組合の問題とか何とかというのでなしに、信頼感で一緒になつてやっつけていけるというふうに思つて、それを最高の理想にしております。しかし、その途中に、そういうときがあります。

私も若干の経験がありますので前を振り返つて考えてみますと、三木先生からちよつと一言つかえるがといつてこの前のときおっしゃられたのですが、そのときの話をちよつと申し上げますと、御承知かと思いますが、私、昭和二十三年ごろにベンベルグをやつておりました。ドイツのベンベルグ会社もつづれた、イギリスもつづれた、それからフランスももちろんつづれた。それからアメリカも小さくしようとしていた。イタリアは細々としてやつていた。本家もつづれてしまつた。だから、多くの人たち、もちろん組合の人も含めて、経営者のある人たちも含めて、これはつまらない、やめなさいということをやめよう、やめようと言つて、いまおっしゃつたように、常識的に考えると、ほとんどみんながそれを支持しなかつたのです。しかし、私は実験して、このことを改めれば必ずこれはよくなるのだ、これは現実に実験をして知つておりました。その実験をした結果をみんなに言つて、これを直せば直るじやありませんか。しかし、ずいぶん反対する人がいました。どうしてもじやまをする人もいた。しかし、それでも、これを直せば直りますよということがばつて、最後は、じやまをする人は残念ながらどいてください。そして、それを直してやりましたら、今日世界一のものでできております

ね。もう二十年隆々としている産業ができております。アメリカ人も見に来ました、イタリア人も見に来ました。しかし、その人たちは、日本のこの手の込んだものをあえてやるよりも製品を買つたほうがいいといつて、いまそれをやろうとしません。手は込んでいます。しかし世界一のものができています。そのときに私に賛成した人たちは、その後もしつぱに仕事を待て、もうすでに二十年たつておりますから、退職もしています、あるいは第二の職場について、そして私どもに連絡してくれて、あのときよかったですな、それから、反対した人たちは、あああのときあなたに反対したけれども、あなたのほうがやはり見通しがよかつた。見通しがよかつたというのは、私は実験をして、事実をよかつたかでないか。多数決でできるものでも、事実をつかんでいない人が幾ら多数決できめても、事実をつかんでいないから、これはやはり根拠がないわけですから。それが一つ私が非常に強く教えられた二十何年前の経験であります。その後も、たとえばカシミロンをつくるときも、多数の反対があつた。それを押し切つていまの硝酸法を採用いたしました。それから、二十何年前に硝酸法を採りやりました。それから、学者も反対した。それから私の恩師の人も、それはむずかしいぞといつて反対をしました。そういうことに對して、私自分で実験してみたら、やはりこれでいいのですよ。それから、みんなが反対しなすけれども、それを私自身が篤農家に頼んで——その篤農家も遊びにやつてゐるんじゃない。自分で生命をかけて実験をしてみると、やはりよかつたといふことを言はれていました。二十年間が経たると、もう学説も変わりました。私に反対していた大先生方も学説を変えて、いまは支持するようになつています。そして、これはもう数社がこれをやろうとしています。これはある例であります。

なぜこういうことを申し上げますかという、科学技術の研究をする人は多数決できまると

ふうなことで、一体何を考えて公開の原則を守ろうとしておられるのかという不安をわれわれは持たざるを得ないわけなんです。この停職処分はいまでも正しいとお考えになっておりますか。これはまた裁判の問題になるかどうか、それはわかりませんけれども、これをやったら敗訴になりますよ。こういうふうな非常に熱意のある考え方、研究体制はこうされなければならぬという過去の経験に照らしての熱意のあるあなたの御意見というものはよく理解するにしても、しかし、具体的にやっているこういう行動は、あなたの意図とは相反する方向に行かざるを得ない結果を生むという点が私非常に心配なんです。その点、どうお考えになっておりますか。

○宗像参考人 私、公開の原則はとうとういものだと思っております。しかし私は、あくまで研究をいかにして進めていくかというを中心にして研究所を運営していく限りは、日本の原子力研究所がどうしてりっぱな研究所になっていくかというところを中心にして考えざるを得ません。きょうの新聞にも自主技術をどうして盛んにしようかというところがしきりにいわれております。私は、公開の原則、成果があがったら皆さんに公開するということは当然しなければならぬのであります。が、しかし、ここによく先生方に考えていただかなければならないことがある。われわれ研究をしている者で、勉強をしている者ではありませんよ。研究をしている者は、自分が成果をあげたら公開はしたいのですけれども、これはちゃんと保障された状態であって初めて公開をするものだ。私はかたく信じております。また、それができない限りは公開はできないと思います。特許法ができる前には、そういうクリエーションであるとか、独創であるとか、創造であるとかいうものが守られなかったためにみんな隠されてしまつて、それがために科学技術の進歩が非常に阻害されていた。それを公開するために特許法をつくつて、そして、権利といいますか、その人の功績を確保してあげて、そして、初めて公開するように持つ

ていったわけでありまして。科学技術の研究をする場合にも、これは特に私、科学技術のうちでも原子力の開発のような工業技術に結びつくもの、これについて片寄って申し上げます。厚生関係であるとか、何といいますが、そういうふうな関係のほうには若干違ひかもしれませんが、産業に結びつくような科学技術は、ちゃんと守られるようになったところを公開するようにしむけてあげませんと、研究をする人たちが、独創をして新しいものををつくり出していかうという人たちは、つくつたらみんな持つていかれちゃった、だれものかわからず持つていかれちゃった、しかも、名前をかたられて持つていかれちゃったというところがかりにありましたら、これは研究をする意欲を非常にそぐと私は信じております。でありますから、公開をするにあたっては、必ず正式の学会で公開をするとか、あるいは権威ある学会の刊行物で公開をするとか、あるいは何かの権利がちゃんととらえられたいもので公開をするというところをよく守つてあげると、そういう習慣を原子力研究所の中につくりませんか、原子力研究所に持つていくと何となしにどこかへずるずる流れて出てしまふというふうなことがあつたら、これは原子力研究所が将来日本の自主技術をつくつていく研究所にはなり得ない。これは非常に大事なことですから、私は非常に注意をしております。先生方皆さんが心配しておられる自主技術の開発ということにつきまして、それがいい間——いま自主技術が少くないじゃないか、日本の技術開発というのは大部分は学んできてそれをあらわすだけですね。学ぼうとする人は一刻も早く人のがほしいから公開、公開と言います。その点が私非常に大きな問題だと思つております。私自身が長年の間それを中心としていまして、やはり私のまわりには導入技術の人がたくさんいて、そして、何でも持つてきたものは早く出してくれ、習つていく人は、ここまで習つたといつて、あしたでも習つた瞬間に自分はこのまですべて知つていますよといふことを言います。しかし、つくつた人はちゃんと守られな

ければ出しませんですね。ことに、できてから守られるようになるまでの間、これは保護も何もされてない状態なんです。これを一番大事に守つてあげなければいけない。これは研究所を運営していく上で一番大事なことです。できたばかりのもの、まだはやのものをすると持つていかれたら、だれのものかわからなくなつてしまふ。そういうことがいかに行なわれる研究所というものはぜひ改めて、自主技術を開発する限りは、ちゃんと順序をきめて公開する。発明をした人、あるいは独創をした人は公開したいのです。したいけれども、ちゃんと守られた状態で公開するというのを私は考えております。これは私の根本的な考え方です。この考え方を先生にひとつ含んでいただいて、そして、あとこのことを考えていただきたい。原子力研究所が自主技術をねらつてこれから研究していかなければならぬ、そういう場合に、ぜひそういう点で御理解を得たいと思つております。先ほどの新聞の中にも、まだ原子力にはたくさんこれからやるべきところがある、何も習うだけじゃなくて、自分でつくり出すものがあるのだ。そのつくり出すものを、日本原子力研究所の者は非常に恵まれた研究の環境にあるのですから、そこでぜひふり立つて研究成果をあげていくというじゃないか。しかし、あげていった場合に、その研究成果は、やはり研究した人の励みになるように仕組んであげなければいけない。それでなければ研究成果はあがらないと私は考えるものですから、強く申し上げるわけなんです。

どうも先生の直接おっしゃったことに対する返事にはなりかねるのですが、しかしこれは、どういふふうにして公開しなければならぬかというところの私の根本的な考え方、この考え方は、先ほど先生が御指摘になられて、若干問題があると言われる。私はそう思つていないのですけれども、その新聞の中にも書きましたので、ぜひよく含んでいただきたいと思います。

○石川委員 私は三十分くらいで質問を終わろうと思つたのに、答弁がたいへん丁寧でありますから、そのために時間がなくなつてしまつたのです。私はいまの意見については非常に意見が違ひます。違ひますけれども、もう時間もありません。いつかまた機会をあらためて、この問題についてとはことなまで議論をしなければならぬ、こう思つております。私の聞いた具体的な問題については何一つ答えていないわけなんです。

たとえば、この公開の問題については、先ほど申し上げましたように、こと原子力に関する限りは、一切の情報は完全に公開されて、国民に周知されなければならぬということ、あなたがかつて経験されたような商業機密というものは、これは質が違ふであらうということを私は言いたいです。

それとあと一つ、念のために申し上げますけれども、このジュリストという法律雑誌にも書いてありますが、「原子力法制の現状と問題点」ということで、原発の下山さんと原子力局長の成田さんと、それから東大の金沢教授と三人で座談会をやつております。その中で、安全性に関する報告書とか設置許可その他は一切一般に見せるのですか、こういうことに対して、要求があればいつでも見せます。こういうことで、安全性に関する限りは、その過程であつても、全部見せる。ところが、原子力に関する限りは、これはほとんど原子力の安全性ということに關係のないものはきわめて少ない。そういう点で、安全性に關係のないものは少ないということ、それから、先ほど問題にいたしましたJRR3という、機関紙に出たような問題は、これは燃料棒の破損の問題でありまして、やはり安全性と無關係ではないという意味では、公開されて何らばかるところのない性質のものではないかという問題、いろいろありますけれども、この原子力の問題に關しては、あとでこれまた議論をする機会をほしいと思つておりますけれども、この問題については、いわゆる民間の企業におけるノーマルな性格のものと違うのだ、私はそう考えなければならぬ性格のものだと思つて

だからこそ、原子力基本法で公開の原則に対しては非常な熱意をもって論議をされてきたという経過がある。そういう点で、これは意見でありますから、議論になりますから、時間もありませんので省略いたしますけれども、そういうことに関連をして、たとえば、いまのような三カ月の停職にしたというふうな問題は、どう考えても私は合点がいかないのです。いまの公開の原則というものは、ある一定の成果を踏まえてからやらなければならぬという性格のものと、今度機関紙で発表された過程のものと、大した関係はないと思うのです。これがあつたから一定の成果というものが発表にならないとか何とかというのでは、ないと思うのです。これは、たとえば、いろいろほかの、これをつくったところの企業との関係があるとか何とかということは、これは時間がないから言いませんけれども、私は外部から、こういうことでどういふことになったということは、常識として考えられないと思う。この程度のこと発表されて、しかも、事故を起こした大もとがそういうことで抗議をするなどということは、常識的に考えられないのです。もしそういうことがあつたとすれば、これは非常なあやまちというか、行き過ぎです。しかしそういうことがあつたにしても、あなたの方の判断で停職に値するかどうかということは、原子力基本法というものを踏まえての考え方がおのずからあつてしかるべきではなかったかという感じがしてならないわけです。この点は、非常に時間がありませぬから、きょうはやめます。あとで石野委員のほうからまた質問があるかと思うのですが、一つだけ長官のほうに伺いたいのですが、いまのような議論を経て、やはり原子力の場合には、ほかの企業と違う意味での公開の原則が特に必要である、こういうことをお考えになりますか。

○木内国務大臣 いろいろ質疑応答がありまして、大体おわかりになったと思うのですが、原子力基本法には明らかに、いまお話しになったように、開発の成果を公開するというふうに書いてあります。もちろん、これはいまお話しになったように、原子力については非常に大事だから、一番先にこの規定を置かれたことだと思ふのですが、これはもちろん宇宙開発その他にも当然適用されるものだと思うのですけれども、この公開の原則というものは、いま申しましたように、開発の成果を公開するというようなことで、何でもかんでも、どの過程においてもというふうには私は理解いたしておらないのです。多少石川さんとは意見が違ふようですが、開発の成果というふうに書いてある。単にすべて公開すると書かないで、開発の成果を公開するというふうに書いたところに私は相当意味があるんじゃないかと思ひます。しかし、これはもちろん開発の成果だと申しまして、私も、私どもは別に軍事機密保護法みたいなものをこしらえて、それによつて取り締まる、そういうようなことのないのはもちろんでございます。できるだけこれは公開する、そして、単に、いま申しました点ばかりでなく、国民生活の向上あるいは産業の発展に資するような意味におきまして、公開の原則というものはあくまで適用されていくべきものだと思います。

○石川委員 たいへん残念ですが、時間があります。いまの意見は意見として一応承っております。意見が若干違います。原子力の場合には違ひにくる、したがって、そういう意味を含めて科学技術の進歩、原子力科学の進歩ということ、安全性というものを踏まえた上での公開というものが守られなければならない、こういうことになりました。私は民間のいわゆる企業体における研究の成果あるいは公開というものと違いが事情が変わつてくるのではないかと判断をしております。これはいづれあらためて議論したいと思ひますから、きょうはやめます。あとでは質問したいことが二、三あったのですが、たいへん時間を超過してしましましたので、これでやめます。いづれあらためてお願いをしたいと思ひます。

○石田委員長 次に、石野久男君。

○石野委員 宗像さんにお尋ねしますが、先般のJRR3の実験といいますが、米人の患者を照射して、そのあとの炉はいまどうなつておりますか、そこをちょっとお聞きしたい。

○宗像参考人 ただいま十二サイクルの運転をしております。

○石野委員 山田さんによつてお尋ねしますが、原子力委員会は、この炉について今後どういふような注意をしていかなければいけないというふうに現在お考えですか。

○山田説明員 このJRR3の燃料棒の破損検出という装置は非常にデリケートな装置でございます。といひましても、これに欠陥があることは確かであるといふことは認めざるを得ないのでございまして、その対策はもちろんございまして、別の方法でやっておりますが、それはいづゆるアラームという性質のものではございませんで、人間が適当な時間間隔ごとに調べて、燃料棒に破損があるかないかを調べる、こういう形になっております。したがって、本来あるべき姿でないことは確かであるといふふうに考えられるわけでございます。しかも、特別な計測をするためには、若干人間の被曝もございまして、これは計画でございまして問題ございませぬけれども、ある、というふうなこともございまして、委員会といたしましては、これは、予定は十三サイクルまでやることになっておりましたのですが、その中で非常にアーレントなものがあるかどうか、それをとめたら非常に困るかどうかということ、それからまた不完全な状態で運転を続けることとどちらがいいかというバランスの問題になったと思ひますが、その際に、もしこれが十二サイクル目をやめまして、十三サイクルのものを来年度に回しまして、二カ月程度のおくれになるわけでございますから、そのくらいのおくれは、場合によつては忍べものが多いんだらう。しかも、もし非常にアーレントなものがあれば、十二サイクルの中に繰り入れればよろしい、こういう考え方で、運転を中止するほうがベターである、こう考えました。

なお、これの修理といひますか、保守につきましては、いままでの普通の保守よりも少し時間がかかることも考えまして、十三サイクルもやめたらどうだ、こういうふうに考えたわけでございます。

○石野委員 炉は、いづれにしましても、正常な運転がなかなかできにくい事情にあることだけは間違ひありませんね。

○山田説明員 現状におきましては、いわゆる設備としてアラームというものでないものですか、それから、もし非常に極端な事故に発展して、それがスクラムできるのであれば、これはまた考えようがございしますが、燃料破損だけでスクラムにいくような装置はございせんので、これはどうしても燃料を監視せざるを得ない、そういうふうに考えます。

○石野委員 私は、実はきょうはこの問題でもう少し聞きたいと思つておりましたけれども、先ほどから石川委員の質問に対して、宗像さんのお話を聞いておりました。やはり、もう少し基本的な問題で、特に原子力についての安全性の問題で、われわれこの委員会としても考え直していかなければいかぬんじゃないか、そういうことを痛感するわけですね。実は、この委員会は、原子力の開発をやはり真剣に考えております。しかし、真剣に考えれば考えるほど、また未知の分野が多い原子力について、その安全性の確保と、それから、それに対するわれわれの対策というものを前提として開発するといふことが一番大事だ、こういうふうな考えでいて、そういう形でわれわれはこの委員会の運営をしてきたわけです。ところが、いま宗像さんからお話を聞いておりますと、宗像さんは、自分の過去二十年間の経験といひますか、四十年の経験に踏まえて、これでやれば、原子力の研究も成果があるんだというふうな意味で、とにかくこの上下の信頼感を確保するために、私はとにかく自分の信念にじやまになるものは取り除く、そのくらいの考え方で、どいてくれというやり方で、かつて旭ベンベルグで成功しているん

だ、世界一のものになつてゐるんだ、だから、原研でもそういう考え方でやつていきたいんだ、宗像という人はこういう人だということを理解してほしいんだ、先生、こうおっしゃった。私は、宗像さんの信念はよくわかります。しかし、あなたの考え方は、まさに資本家の考え方です。経営者の考え方です。しかし、私たちは、この原子力の開発の問題については、もっとより大きな意味における国家的意義をこれに付しております。もちろん、もうけなくちゃいけない、開発をしなければいけないということもわかっているけれども、もっと安全性を真剣に考えなければいけないというところが、この原子力については最大の、しかも最低の条件なんです。この条件を無視して原子力の研究所を運営するということは、絶対に許されない、こういう考え方でわれわれは生きておるわけです。

私は宗像さんにお尋ねしますが、この許容量の問題でございます。許容量の問題についてICRPが一九三四年に最初に許容量を出しました。それから今日まで許容量がだんだんだんだん軽くなつてきているのか、重くなつてきているのか、どちらか、あなたの知っている範囲での話を聞かせてください。

○宗像参考人 修正されています。そうして、少しづつ重くなつてゐるそうです。私も安全のことに、先生がいまおっしゃいましたが、安全のことを軽く考えているというようなことは絶対にございませぬ。私もこの前も申し上げたように、正月のなんのときにも、安全を大事にしないといふことを言っております。それから、今度もまたみんなに呼びかけて、管理された放射能ということで、われわれ研究所でありまして、そうして、やはりこの原子力の開発の研究をしなければならぬ。その場合には、管理された放射能、われわれが管理されてないような放射能というの問題でありまして、管理された放射能という考え方を入れて、そうして、その中で許容量もちゃんときめて、そうして、自分はどういう範囲まで出て

いくのだということをよく認識して皆さんおやりなさい、管理されてない放射能がひよこひよこ出ていくようなことは絶対ないようになさいということを強く申し上げておきますから、(石野委員長「質問にだけ答えてくれればよいです」と呼ぶ)絶対に先生がいまおっしゃる通りに、私は研究一点ばりにやつて、そうして、安全を無視しているという、先生がおっしゃることは、それは考え直していただきたい、私はお願いいたします。

○石野委員長 宗像さん、一九三四年の段階で、ICRPが出した大体の標準許容量というのは、御承知のように、パーデー当たり〇・二レントゲンなんですね。一九五二年では〇・三レントゲンに週になつております。そうして一九五六年になると〇・一レントゲン・パー週ですね。これは一日当たりすると、一九三四年の段階では〇・二レントゲンであつたものが、一九五二年では一日当たりのなかに〇・四三レントゲンということになつておる。そうして、一九五六年になると〇・一四三レントゲンというふうになつてきておるわけですね。非常に重くなつてきている。重くなつてきているというところは、ばかにしてはいけませんよということですね。そのことが、他の産業におけるところの危害と違ひやうなところだと思ふ。理事長、ペンベルグからずっといろいろな経験をなさつて、原研へおいでになつて、高崎からこつちへおいでになつて、いろいろと労働関係を中心にして今日までおることよくわかつております。だけれども、とにかく今日私たちが一番大事なのは、日本というのは原爆の被害を受けている国であるし、特に放射能に対する感覚が非常に鋭いわけですよ。それであるだけに、私たちは原子力の開発はやらなければならぬけれども、しかし安全性だけはどんなことがあつても考えなければいけませんよというのが原則なわけです。その点について、あなたの考えをいかにしてやるのだという、そのじやまをするのだという内容はいろいろあるわけなんです。ところが今

日、原研の中で出てきておるじやまをするものというものはどういふものかというところ、結局安全性を確保するための要請をしておるものがじやまをしてゐるという形に見えるんです。これは私はそう見ているんだ。だけれども、この点についてはいろいろの見解がありまして、その点については一応、ここでは抜きにしますけれども、しかしただいまJRR3の問題でもわかるように、現にこのJRR3が、原子力委員会としても一応中止して、オーバーホールか何かしないことにはだめだぞというところまで来たわけなんです。この運営のしかたは、私は問題があると思うのです。宗像さんのお考えでは、JRR3を正常運転させるのにはどういふ方法をしたらいいか、正常に、あなたの方の予定しているような形で、いまたとえば汚染度が非常に強いと私は思ひます。重水もずいぶんよれておると思ひます。これをよくして、フィルターがとにかく一年に一回か二回の交換でよいようなうまいに正常運転をさせていくといううまい方をするには、どうしなくちゃならぬかということをお尋ねするわけですね。それについて、かぬときなんです。大体あなたが「よいねえ」と言わなくてもいいですよ、あなたが、このJRR3が正常な予定どおりのスケジュールに乗る運転の行なわれる時期というのはいつだとしておりますか。

○宗像参考人 さつき申しましたように、管理状態がよくできるような、管理された放射能の中で運転できる、これは安全のなには、時間と強さ、いろいろその組み合わせですから、それで管理をして、そしてこの範囲できようはやろうじやないかということがちゃんとできるようにしなければいけません、絶対にしなければいけません。それをしながらやつていくことにしたいと思つております。そういうふうになら、JRR3は、先ほど山田委員が言われたように、一応私どものほうでも、あれに対して、内部にはやれる、やれる、どうして引いたかといううまいことを言う人もありますけれども、しかし管理された放射

能、そして多くの方々に納得していただくようにしませんと、これはやはり支持を得ないとなかなか動きませんから、そういうふうにして持つていこうと思つております。そうして、ちやうど研究をする連中が、いままでの管理のしかたよりも少し研究的に、発生した放射性物質をよくつかまえて研究もできるようにしようということも、かなり前から実は言つていたのです。それをこの次のオーバーホールのときにはつけようということも言つていたので、ちやうどいい機会ですから、そういうものをつけまして、もっと科学的に管理する。では昔、どうしてそれをしなかつたかというところ、数年前にはその必要はないじやないかということをお尋ねしたもので、それから、そういうことになつたわけであつて、これも先ほどから申しますように、科学の進歩でこうしなきゃ済まないということが出てきたから、そういうことでやろうとしております。そういうことをつけていろいろの補強をいたしますが、そうしますれば、十分JRR3を使つて今後も研究をしていくものと私は見ております。

○石野委員長 研究してゐるもの、使えるもの、そうでなくちゃ困る。使えなくなつたら困るのだから。だから、正常に運転できるようにする時期はいつだとしておるか、簡単にいいのですよ。

○宗像参考人 それはちゃんとオーバーホールをしますから……。

○石野委員長 いつごろになりますか。

○宗像参考人 四十四年の五、六月ごろです。

○石野委員長 五、六月ごろまでに大体オーバーホールをして正常な運転をするようにできれば、なるべく早いほうがいいんだから、それはそうしてもらいたい。ただ、それがあまり狂わないうちに、国会答弁の表向きだけそういうことしないうにしてください。

それからいま一つここでお願いしておきたいことは、炉はこわれていませんね。

○宗像参考人 こわれておりません。

○石野委員 炉はこわれないけれども、一応運転を停止してオーバーホールをしなければならぬということは、運営の中に問題があったということになりますね。

○宗像参考人 そうではないのでございます。これはやってみないことではないと、あの文句に書いてありますが、慎重に注意してやれば運転できるのですけれども、しかし第十三サイクルは三月三十日からスタートするわけですね。三月三十日からスタートするから、まあそれはやめよ、それで原子力委員会の勧告といいますが、おすすめを聞いておすすめなわけですね。

○石野委員 私はここで、時間もあまりないことだから、こまかい技術的な問題は、私も技術屋じやないから、多くのことは申しませんが、常識的に考えて、原子力委員会が、当面原子力研究所の炉を運営している、あるいはそれを操作している皆さんに一時とめてやらないかという内容のことは非常に重大だと私は思うのです。これはいろいろあなた方は弁解しても、非常に重大な内容を含んでおるといことは間違いない。

それから問題は、運転をしても、それがいわゆる正常な形で運転される場合と、いろいろな形で操作を緩慢化させながら、所期の目的に対していろいろとやはり十二分のものを出していけない、成果があがってこないというような運転のしかたもあるでしょうし、それからまた、正常な運転をずつとやっていけば無理がかかって、今度は使えないものにならなくなる事態も想像できる、炉はこわれないけれども、たとえば汚染度が非常に強くなつてくるとかなんかして、それを使っているよりも、むしろとめておいたほうがいいじゃないかという場合も出てくるだろう、いろいろあるだろうと思うのです。私はそういうような危険をなるべく招致しないように、なるべく安全性を確保するということの意味で、これは原子力委員会が中止をさせるのだと思う。そうなりますと、やはりそこへ持つていったあなた方、当面これを運営している当事者である宗像さん以下の皆さんの責任は、私は非常

に重要であると思うのですよ。これを運転している業者者というのは、すでにこの炉にはこういう危険があるのだということを、いみじくも注意を喚起しているわけですね。こういう障害が起きておるといふことを喚起しているわけなんです。そのことがまた、ある面においては壁新聞といえます。職場新聞になってきているわけですね。私はむしろ、安全性の観点からすれば、この従業員諸君が壁新聞で危険性を訴えていることのほうが、国民に対して、あるいは事業運営の問題に対して、より忠実であり、誠実であり、まじめさがあると思うのですよ。むしろ、これをおおい隠そうというところの中に、実を言うと、私たちはやはり危険を感じるのだ。むしろこういふようなときは、先ほど公開の原則の問題で宗像さんは、なるべく公開しないほうがいい、それで大臣はまた、研究の成果については公開するけれども、途中の公開というところまでも含んでいまいせんと、こういふような、なるべくそこを押えようというような答弁のしかたをした。私も、研究の過程で何もう一々公開しなければならぬようなことは、必ずしも常に要求しなくちゃならないとは思っていません。ある段階において一つ一つやらなければならぬ。必要があれば、それは公開してもらおうということもありますけれども、しかし、少なくとも安全性に関して疑義を持つ場合は、いつでもこれは公開を要求しなくちゃいかぬと思うのです。また、率直に、そういうときには、公開を要求する者に対してこたえるだけのかまがなければいけないのじやないかと思うのです。

大臣にまずお尋ねしますけれども、われわれが言う公開の原則という公開は、そういう意味の公開をこの委員会は要求していると思うのですよ。だから、成果があつたら公開せよというだけじやないので、たとえば、いまのように事故があつてあぶないじやないかというように、ところが、事実それは記者は処罰されてしまふ。ところが、事実それはそれが誤報であるとか、作偽であつて、事実を虚報している場合は、これはしかたがありません。

しかし、その職場新聞に書かれたような事実が、ものの二月とたたないうちに出てきているという事実を見ると、私たちはやはり職場新聞に書いた諸君のこの報道というものは間違っていないと思うのです。その間違っていないものに対して処罰するといふ、そういう考え方はわれわれは間違つておると思うのだ。公開の原則に反すると思うのですよ。そういう点について、大臣、ひとつ所見を承つておきたい。

○木内閣務大臣 先ほどお答えしたのですが、私はこの公開の原則というのは、いまの処罰の問題とはちよつと違うと思うのです。私は公開の原則を、何もかも出しちやいかぬということを書いてあるのじやないのです。私はただ、原子力基本法の第二条の趣旨はどうかということ、第二条には、開発の成果を公開し、と書いてあるから、その意味はどうかということでは申し上げた。もちろん、危険なことがあつたりすれば、いろいろな資料を出すのは当然でしょう。しかし、私は、この安全性の問題というのは、二つの方面から見なければならぬと思うのです。いま石川さんからもお話をあつたように、これから原子力の産業というものには非常に発達してくる。もう至るところにこの原子力関係の施設は十年を出して出てくると思うのです。そのときも、安全性の問題というのは非常に重要な問題の一つだと私は常々思つておる。前の委員会でも申し上げましたし、社労の委員会でも私はその点を強く申し上げておるのです。そこで科学的にあくまで安全性を確保しなければならぬという一面と同時に、科学的だけではこのごろは通らないのです。科学的に正しくても国民が不安を持つようじやないか、社会的に安全性に対して国民の信頼を得るようにならなければならぬ、常々さように考えております。で、それを解消するあらゆる手段は講じなくちゃならぬ、かように私は考えております。したがって、必要があれば、そういう危険なものは公表し、そして、これにみな近づかないように、それを避けるように、さつきお話をあつた管

理された放射能ということにするばかりでなく、社会的にも不安のないようにしなくちゃならぬ、かように考えており、あなたのお考えと私は少しも変わらないと思つております。

ただ、しかし、いまの処罰の問題と私は直接あはれないと申しますのは、処罰の理由として私の聞いておりますのは、その過程において個々のことを取り出して、そして、そういうことを出すことがいいか悪いか、これはもちろん原研の規律の維持の問題になつてくるのでありまして、これは理事長の判断によつてなされるべきものと、私はかように考えます。

○石野委員 公開の問題について、成果だけを公開するので、過程的なものについてはということ、そういうところまで出るものではないのだというように、誤解にとれるような意味の答弁が先ほどありました。ところが、いま大臣は、そういうように話があるんだから、公開というのは、やはり疑義を持ち、特に安全性という問題については、いつ何ときでも公開する、こういう考え方は、ひとつ一貫してつておいていただきたいということを、特にこれは大臣に要望しておきたいと思ひます。

そういう意味で、私は宗像理事長にお尋ねしますが、先ほど申したように、職場の中で特に放射能の汚染度が強いとか、そういう疑義が出るといふようなときに、職場の諸君がものを言わなかつたら、一定の方向に、一つのスケジュールがあつて、あるいは作業のスケジュールがあつて、その作業スケジュールというものをじやますというようないふことがあつたら、これは研究者の方針に従わぬからおまへはだめだ、こういうきめつけ方をされると、かえつてこれは全く職場の技術者の作業に対する不安感をつのりますし、自分たちの身の安全を確保することはできなくなると思ふのです。二月十四日ですか、皆さんがオーバーホールをされた。ところがそれが二十日にならなければ、やはり公表されなかつた。ところがその十四日の作業のときにすでに五人の人が被曝してい

えなければならぬ。そうすれば当然このファイルというものは相当な放射性物質を含んでおるといふことは、だれも想像できるわけなんです。ですから、そのファイルの取りかえの作業に従事する者は、作業の規定はあつたらうと私は思うのですが、そういうものを扱うときには、当然マスクをかけるべきものだ。それで、私は理事長に聞いたのです。マスクは用意してあつたかと言つたら、マスクは用意してあると言ふ。それなら、あなたのほうでそれを注意するだけでなく、従業員の方々も、危険物を扱うのだから、当然マスクをかけてやらなければならぬじゃないかといふことを私は理事長に申し上げた。そうして、そういうときには、作業規定にあればよし、ないのならば、当然そういう危険物を扱うときには、マスクをかけて十分に注意してやるべきものだ、そういうふうにしたほうがいいといふことを理事長にも申し上げたような次第です。そういうような意味で申し上げたのですから、決して誤解のないようにお願いしたい。

○石野委員 これは、大臣がそういう注意を与えることはけっこうです。しかし、その注意を与えるならば、炬は一月の七日にファイルを一ぺん取りかえていただきますね。そのとおりですね。それから、その一月七日に取りかえたものを二月十四日にまた取りかえてくれる。そのとおりですね。違いはないでしょう。これは非常識でしょう。これははっきりいまの私の質問、それだけでいいですから、確かかどうか言ってください。

○宗像参考人 それはよければ取りかえるようにつくつてあるのですから……

○石野委員 それは、ファイルはよければ取りかえるようにつくつてあるのはきまつています。わかり切つてゐる、そんなことは。だけれども、ファイルというものは、一カ月に一ぺんずつ取りかえるといふことが常識になつてゐるのかどうか、その点ははっきり言ってください。

○宗像参考人 燃料棒破損が起こる前には年に二回取りかえていたそうですが、燃料棒破損が起

こつてゐるんですから、取りかえることが頻発することは当然考えられます。ですから、それに対する対策を今度は別に立てなければならぬ、それに對する対策を立てていただくわけですね。

○石野委員 これは大臣というよりも原子力委員会の山田さんにお聞きしたいのですが、とにかく、御承知のように、この前も私は申しましたが、研究所のほうで出しているこの六八ページ、御承知のように、このJRR3には一本以上の破損燃料棒が同時に炉内に存在することは一応ないと考えることを前提としてこの炉の運転が一応許可され、認可されているのだと私は思うのです。こういう問題については、理事長は無視しますか、この条件は。

○宗像参考人 これは、ここに書いてあるのは、こういうふうなのでございます。ひとつよく含んでおいていただきたいのですが、一本のものがべらべらとつとむけるわけですが、何本も少しずつむけていくというよりも、一本がべらべらべらつと大きくむけることを考えているわけでございます。そうでないと比較の何がないのですから。今度のはこれくらいがこうなつちやつた。それです。その及ぼす影響は、こつちのこの一本のやつのはうがうんと大きいわけですね。

○石野委員 山田委員に私聞きますけれども、ここではこういうことを書いてある。これはもう何本も読んでいることですが、いま宗像さんが非常に巧妙に御弁解なさるので私は読むのですが、「考えられる最大事故として破損燃料棒の検出が遅れ、被覆の破損箇所が増大しそこに含まれた核分裂生成物が重水中に溶けこみ、その溶けこんだ重水が地下室に洩れ出た場合を考える。」これが最大の事故だといふわけですね。「破損燃料棒の発生はカナダNRRXの実績によれば、年間数本の程度であるから、JRR-3の場合も、一本以上の破損燃料棒が同時に炉内に存在することは一応ないと考えられる。」こういうふうに書いてあるのです。これが大体このJRR3の運転許可をするときの条件のようになってゐるし、また、われわれもそういうふうに見てゐるわけですね。この場合にあなたがおっしゃる通りに、一本がべらべらべらつとみんな破れてしまつて、全部ウランがだだだだつと流れて出ていく、そういうようなことまでほりうつばなすというふうな、そこまでほりうつばなすようなメーターのつけ方をあなたはしているのですか。あなたはそういう考え方をされるけれども、そんなことをやられたら、私たち近所に住んでいる者、安全性を確保しようとしてやっているとわれわれの考え方と全然違ふのだ。少しでも破損箇所があればそれをチェックして、そこで何とかせにやならぬといふ考え方はなるのだ。あなたはその考え方は、一本がべらべらべらつと溶けてしまふまでは、重水が全部よごれるまでは運転しなす、こういうことと同じになるのだ。そんなでたらめな弁解はやめなさい。

○宗像参考人 いまおっしゃつたことはたいへん違ひまして、そういうふうになつて、そうしてひどいのが出て、そして床にこぼれたときが最大事故と考へてゐるわけですね。われわれはやっぱり計測器を二十四個もつけ、また、それに二重につくようにして、これくらい出たときに気がつくようにしたもので動かしているわけですね。それだから早く気がついてゐるわけですね。そうして、先生おっしゃる通りに、何本も一緒にあつたわけではないのです。気がついては取り出し、気がついては出ししてゐたわけですね。最後に怪しいのがあつたから抜いた。だから、一ぺんにあるという状態ではなかつたわけでございます。

○石野委員 検出器がすでに幾つか振り切つちやつてゐるという事実は、前に何本も国会の答弁の中で聞いているんだが、それは事実なんですよ。

○宗像参考人 一つだけが振り切つて異常を呈していましたけれども、いまはもう直つておりません。

○石野委員 私はここでこまかいことの論争をするんじやない。それよりもっと基本的、安全性に對する考え方を理事長にしっかりと――あなた

たがあなたの信念に基づいて、私どもからいふと、安全性を無視したような形の運営をやろうとしてゐるのを見受けるので、そうでなければつていけません。そうでなければつていけません。あなたの先ほどのお話を聞いておりますと、安全性こそ食らへだ、率直に言つて。そんなことじゃだめですよ。私たちはいささかでも瑕疵がありましたら、それをやはりチェックする中で安全性を確保してつてもらいたいのです。私は科学者じゃありません。けれども、原子力に興味を、興味というかこういうふうな非常に関心をもちながら政治の場に携わつてゐるものだから、一昨年も実は原子力のために同僚とともに各国を歩いてきました。そうして、これは、日本とアメリカとは違ふからだけれども、とにかくアメリカではその当時、アメリカの原子力委員会としては発電所を一つつくるについても、まだ未知数が非常に多いから、経験もあるけれども、もう五、六年の経験をまたなければ市街地、人口の稠密化しているところの近くにはなるべく原子力発電所というものはつくりたくないにしたい。少なくとも十二・五マイル離れた地域になるべく原子力発電所というものはつくるように指導しているのだといふことを聞いてきました。事実そういうふうな指導をしているわけですよ。日本においてそういう土地を求めてもなかなかむずかしいのだから、私は、そうだからすぐ日本ではやれとは言わない。だけれどもこの考え方、この原理というものは日本でもやはり大事なことで私たちが思うのです。それほどこまで私たちに――事故のないときは何でもないけれども、事故の起きたときには取り返しのつかないものになる。この事故が起きたときには、四日市のいわゆる亜硫酸ガスにおけるところのぜんそくの問題どころじゃないだろうと私は思うのです。水俣病もまた非常に重要な問題ですけれども、それよりもっと広範に、もっと影響が大きくなるであろうと予想する。だから、そういうことのないようにといふことを、そうしてまた、どういふ形で事故が起こるかといふことを

考えなければいけない。それだからこそ、理事長はそういう問題について、だれよりもシビアなものの方があつてしかるべきだと私は思う。そのことに對する関心がなければ理事長をやつてもらつちや困る私は思う。あなたがどこかの営業会社の社長なら、それはかつてですよ。だけれども、国家の金を使って、国民の血税を使ってわれわれは研究所を持つてゐる。その研究所の中で事故が起きてゐる。現に炉はオーバーホールをしなければだめなところまできてしまつてゐる。オーバーホールすべき状態のものをしないでやれば、その寿命が短くなることはだれだってわかつてゐる。自動車だつて二年なら二年のいわゆる定期検査を終えてやらなければ事故を起こしやすいのですよ。こんなことは通念ですよ。そのオーバーホールの、一年ごとにやらなくちゃならないやつを、二月や三月ごとに詰めてやつていくというふうな形までやる無理な運転を大臣は命じておるのですか。そういう運転をあなたは原子力研究所長に命じてゐるのですか。

○木内閣務大臣 私どものほうは、安全第一にしなければならぬことは、さつきから申し上げておるとおりです。そこで、原子力委員会の意見を徴しまして常々慎重にやつておるのです。今回の問題は、昨年の十二月にすでに一度調査に行つてゐるわけでございます。立ち入り検査といふことは、一度調査に行つてゐるわけですから、今度は二月に調査するといふことをそのときに、重ねて調査をいま一度やるからといふことを言つておるわけなんです。特に慎重を期しておることは御承知をお願いしたいと思います。

○石野委員 大臣、昨年暮れにやつて、また二月に調査に行くといふことになつておつた。それはそれでいいのです。非常に慎重にやつてくれることはけつこうです。私は、そのときに、二月なら二月の検査のときに、暮れにも検査をしたんだから、二月の検査のときはもうフリーパスで通りますというふうな、そういう体制になつてくれているのが管理者の、少なくともその所長がやらな

ければならない仕事だと思ふのですよ。おそらく宗像さんがベンベルグかどこかの下役で、おつて、下僚に對して注意を与えて、今度来るからしつかりしておけよと言つて、今度また事故で起きるとか、事故でも起こるような内容を持つていたら、あなたは鋭くしかるだろうと思ふのです。私はやはり、昨年の暮れに検査をして、二月に行つたとき検査をしたところが、むしろ前よりも大きな被曝事故が起きてきたといふことになる、努力はしたでしようけれども、努力する以外に被害が大きくなつてきてゐるというところ、これはおおいに隠すことのできない事実だと思ふ。こういうことではないかと思ふのです。私は、炉がいまこわれてゐる、とはいへません。炉はこわれないのだけれども、そういう事態が起きてゐるというところになれば、これは運営上の問題なんですよ。ある時点でとめて作業をし、そういうふうなフィルタがよごれないようにするうちに、きれいなものにしていかればこんなことはないわけなんだから、私は、こういうふうな非常に事故続きといつては悪いですが、とにかくオーバーホールをしなければならぬのだつたらぬように、はつきりと対策は必しとつて、そうして、皆さんが、だれが考えてもそんなに心配のないようにするといふ態度が望ましい、これはやらなければいけないと思ふのです。どういうやり方でやるか、私はそれは専門屋じやありませんからわからなけれども、とにかくそういう方針だけは明確にここでお約束してもらいたい。あまりこまかい説明はしてもらわなくてもいいですから、そのことだけ、やれるかどうかはつきりしてください。

○宗像参考人 オーバーホールは、もうこんなことがなくても四月からやることは予定してゐたわけですから、このためにするわけじゃないわけですから、ただ、十三サイクル目を三月三十日からやるものですか、それをとめて、少し余裕を置いていろいろの整備をするわけですか。

○石野委員 それから私はもう一つ、これはやはり作業をやる上で注意してほしいことは、いまオーバーホールは予定しておつたのだからやるのだ、たまたま予定しておつた時期にあつたからけつこうなでございましてしつかりけれども、いずれにしても、ただ予定してゐる日にちにやる以外に、そういう事故のあつたことは、これはおおいに隠すことはできませんから、より一そう注意を厳重にしながらやつてもらいたい。

それからもう一つ、運営上の問題で大事だと思ふことは、無理をしてはいかぬといふことを、特に私はこの際宗像理事長にお願いしておきたいのです。たとえば、燃料棒なら燃料棒に破損がある、それがどういふ原因であつたかどうかといふことを調査するといふことが次の発展のためにいいのでありまして、それを無理に、どういふ形か知りませんが、無理をしながら作業を続けていくとか、あるいは研究も十分ないままに次から次へ同じようなものをそのまま使つていくことがいかに悪いか、これは非常に疑問だと思ふのです。私どもは、一つの材質なら材質、あるいは燃料棒なら燃料棒について事故が起きますれば、それは作業の上の問題があつたのか、あるいは被覆するときの問題なのか、内部の問題なのかといふようなことをきわめなければ運転ができません。これは非常に大事だと思ふ。これをいままでどおりやつていくと、また同じような事故が起きる、それであつてはいかぬと思ふのです。そこらのところの注意をこの際ひとつ厳重にしてもらいたいといふことが一つ。

それから、この前ちよつと聞きましたのですが、そういうことになりますると、たとえば燃料棒なら燃料棒で、ある一定の作業内容をそれに期待しておつたと思ふ。ところが、それがやはり一〇〇%利用できないで、あるいは七〇%利用とか、あるいは五〇%の利用といふことになれば、当然のこととして、これは作業計画が狂つてくるわけですから、そういう作業計画が狂つてくるわけですから、当然また予算の問題も

出てくるわけですが、こういう問題についての改善の策は立てておるのかどうか、その点についてひとつ聞かしてもらいたい。

○宗像参考人 いま先生がおっしゃる通りに、初めの予定は当然狂いますから、それに対する対策を、局と相談しまして予算の措置もお願いしなければならぬと思つております。

それからもう一つ、私、先生によく含んでおいていただきたいと思ふのは、私自身が、先ほど申しましたように、研究者と一緒に動いていくつもりです。現場に行つてみんなよく触れてゐるつもりです。それは時間がないものから、なかなかそれができないのですけれども、そうして一緒にものを見、そうして一緒に判断して事をしようといふつもりです。ですから、あの人たちは行つてやれ、おれはこちにいるのだといふようなことは絶対にないつもりです。これは科学技術の開発をするためには絶対必要なことですから、ですから、私自身が先生の御心配になることの中に飛び込んでゐるわけですから、その点もよく含んでおいていただいて、先生は、おまえはどこまでいって、それは時間がないのですから、そうして若し研究者と一緒に、どうして研究をし、道を開いていくかといふことを考へておられますので、申し添えておきます。

○石野委員 理事長は私にもそう言ひ、それから、先ほど石川委員にもそう言つておりました。いふことを理解してほしい、これを非常に押しつけられます。われわれもあなたを理解することにやぶさかでない。けれども、原子力政策を論ずる場合は、宗像個人を私たちは問題にしない。あなたはやはり日本の原子力政策の中に入り込まないといふべきです。われわれが平和利用をしようといふたてで、あなたの考え方もありましようけれども、それは国の政策に従つてあなたの力量、あな

たの性格などというものを幾らでもその中で生かしてあげなければならぬです。私はあなたの考え方をここで理解することによって私たちの考え方を要する必要はちつともありません。特に職場における安全性を確保するという問題は、地域住民の安全性を確保する問題と密接な関係にあります。あなたは自分の職場の中の職員なりあるいは従業員の方々に對して、命令的な立場でのいろいろなものはできるかもしれないが、そこでも十二分の安全性が管理されないとか、あるいは職場の人々の納得のできないような形でいわゆる労働の強化なり、あるいは指示なりを与えられようとしますと、そのことはそのままその外に住んでおる地域住民の不幸につながるのです。われわれは、そういうことをしてはいけないから安全性の問題を強く言っておるのだ。したがって私は、たとえば労働組合の問題にしましても、労働組合の諸君が職場新聞を出した中で、それは信憑性が得られないものであるとか、虚偽のものであるという場合は、これは厳に戒めなくてはならないと思うのです。しかし手段、方法が幾らか手順が違つたかもしれないけれども、真実を伝えておるものを、それをいろいろなことでも処罰とか何とかというやうなやり方をするとどうあなたの労働対策については、これは先ほど石川氏からいろいろあなたに質問しておられますけれども、私はこれは少し考えてもらわなければならぬ問題があると思う。もしこの点であなた方が処罰や何かをするというならば、私は他日、やはりあなた方が計画どおり予算の実行ができなかったという責任をとってもらわなくちゃいけないと思う。あなた方が一定の計画を持って国会に約束して、そして予算を使っておるわけですから、その予算が予算どおりに実績をあげなかったという責任は、明らかに理事長自身の責任でなければいけないと思う。あなたはそのことに對する責任を感じておられますか。

持つてやらなければならぬことなんです。私の責任は感じております。

○石野委員 あなた自身がその責任を感じなければならぬような事実が現にある。そういう問題について、どれだけの手当てをして、どれだけのこと、ちようど従業員に對して配置転換をし、あるいは責任処分をしたと同じ、それにかわるようなものを、あなた自身はどういうふうにして大臣に對して責任をとっておりますか。

○宗像参考人 私は、原子力研究所の進め方については、先ほど申しましたように、民主、自主、公開ですか、そのようなプリンシプルでいきますけれども、しかし具体的に研究所を指導して、研究者を育て、研究成果をあげるということについては、これは私にまかされたものであります。その範囲で、私はどうしたら研究所の秩序がきちんと保たれて、みんなの信頼を博する、そして将来成果があるやうな研究所にどうしたらなるかということについて大きな責任を感じて、これを実施するやうに努力しているつもりです。

○石野委員 あなたが口の先ではそう言つても、成果がそれと逆になつてきてはいかぬと思うのです。あなたが石川氏に對して先ほど長い時間、十分以上もいろいろと非常に高邁な経験談をお話しなされた。その中に、何よりもまず信頼感が必要だと言つた。いまあなたと原子力研究所の職員の諸君、特に労働組合の諸君との間に信頼感のどの程度深まってきたかについては、私は、率直に言ひまして、非常に疑問を持っております。あなたがいま何千人かのあそこ働いておる人々の中で、多くの人がだんだんあなたの言うことを聞くやうになつてきたかというやうに言われるけれども、しかし私たちは、実を言いますと、そうばかりは見えていないのです。これはいろいろもの見方があるから、あなたと私の間に違いがあるから、一がい私の意見がいかんかと言えませんが、しかし私に、あなたがそういう信頼感を立てるにあつて、今日の日本憲法において労働者に對しては、組合に團結する権利を与えられてお

ると思うのです。その組合に團結するという労働者の権利に對して、あなたが妨害をするというやうなことがあつてはいけません。私はそういう思い。あなた自身もおそらく、労働組合の運動に對して、組織を分断させるとか何とかというやうなことの指導はしてはいけません。そんなことも、今後するかもしれないから——そんなことはしないだろかなと私は思うので、あなたにちよつと御意見だけ聞いておきますが、労働組合に對して、組織上の問題等について、そういうことはしませんでしようね。

○宗像参考人 実は先日、脳腫瘍の手術をしたあと私があそこへ行きまして——ちようどその日は行けませんでした。あそこ働いておる人々とみんなよく話してみまして。そうしますと、先生のほうに入つておるニュースとだいが違う空氣になつてきているなということを、私はびっくり自分でもつかないやうになりました。これなら皆さんにこれから信頼感を持つてやつていけるな——信頼感というのは結局こういうことだろうと私は思うのです。私がこうなさいなとすすめたことが、もしもプラスの成果が出たらやはり信頼感になるだろうと思うのです。もうそれだけです。それをこれからつとめつとめてやつていくつもりをしております。

それから組合の問題については、私はきわめて常識的な考え方しか持つておりません。

○石野委員 あなたが、脳腫瘍の作業をやったとき、あとで行つたら非常に信頼感が出たという意味は、どういうことを言おうとしたかわりませんけれども、私のそんなくでは、やはり研究所が一つの成果をあげた、その喜びに浸つておつたという意味だろうと思うのです。私も、やはり脳が腫瘍に對して照射するということが成功したということは、決してそれはだめだったとは言わない、けつこうなことだと思ひます。しかし、たまたまそれがいままで心配しておつた事故につながらなかつた、皆さんも最善の努力をしてそういうことをしなかつたという結果から来ることなので

ありまして、それがまた、いままでもわれわれが予測しなかつたやうな事故が起きたというやうな事態になつたら、これはたいへんなことになつていくのです。だから、これは、実際問題を言うところ、重なるんです。その紙一重の差というところをもう少しわれわれは真剣に考えなければいかぬと思うのです。あなたはいい側面だけをとおられる。私たちは、そのいい側面も考えなければならぬけれども、その悪い側面も考えなければならぬ。たとえば川崎の炉でやればやれないこともないわけですよ、率直に言えば。この前やつたわけですからね。ただその照射の力量が違うから、向かうところと炉の大きさも違うので、やはり時間の関係や何かいろいろあるということ、それは短い時間に行かうというかまへになつたことはよくわかります。わかりますけれども、そういう非常に危険をおかして得た成果ですから喜びは一そう深かつた、そのことがあなたに對する信頼感と見たら、これは間違いないと思う。むしろそのことは、反面においては非常に大きな危険をはらみつつ冒險をやつたということなんです。われわれが予測される事態に對する冒險をしたわけですよ。だから、こういうことは私は好ましいことだとは思ひません。それよりも、むしろ、組合の諸君が事実を伝えようとしてもなかなか伝えにくくなつた、もの言えなくちびる寒しという考え方がいま原研の労働組合の中にびまんしているぐらいにもう一ぱいになつちやつておる。あなたとこの職場の中の人々は、もうものを言えなくなつた。何か言つたらこわいなという考え方があつた。こういう形の中では成果はあがりません。私の言つておることは間違つておるかどうか、あなた自身があとでよくまた考えてみてください、見てください、事実がそうなつていますから。いづれにしても、職員諸君に對して證實処分を食つたり、あるいはまた一カ月、二月の停職、配置転換をさせたりするやうなことをやつていながら、自分たちの責任に對しては何もとらないという無責任きわまること、この理事長の態度

は気に食わない。私はやはりこういう問題については、あなたももう少し責任感を持たなければいけないと思うのです。その責任感があれば運営のしかたもぐっと違ってくると思うんだ。私はなぜそこから来ているかという、あなたの考え方はただ業績だけを追っかけている。もっと端的に言うなら、一番最初に申しましたけれども、やはり資本家的な立場に立ったものの考え方をしておられるんですよ。それはまずいと思います。だから私は大臣に、この際やはりJR3の運営の中でわれわれが学んだこと、教訓は、これをよく活用しなければいかぬと思うんですよ。いまJR3の中から出てきた問題は、このままほっておいて、これを何回も繰り返すというやうなやり方をしたら、たいへんことになると思います。今度やったやつは、脳腫瘍を実験しようというこのための非常に意欲的な問題がある中に、あとからあとから追い込んでいったら危険がはります。いまそんなことは理事長は言わないだろうと思えますけれども、しかしこういうように危険がはつきりわかっているのに、作業をどんどん続けていき、一本の破損棒が二本になり、三本になり、五本になり、十本になつていくというやうなことが続けられることが常識なんだ、それでいいんだという考え方がもしここで承認されるとするならば、これからあとの炉の運営なり、あるいは原子力の開発についての安全性の問題については私は非常に危険を感じます。この点については、大臣がもう少しあらためてひとつ今後の運営についての指示を考えてもらいたいと思うのです。その点についての大臣の所見をひとつ聞かせてもらいたい。

○木内国務大臣 私もこの前からたびたび申し上げているのですけれども、この国産一号炉というもの、自主的に日本で原子炉をつくること、それから燃料棒もつくること、材料もつくること、こういうことについて研究する一つの大事な機関なんですね。そこで、もちろん失敗はなるべく少ないほうがいいのですけれども、自主的にこれを開発していこうという場合には、ある程度の失敗も私はやむを得ないんじゃないかと思っております。しかし、あまり多くちゃもちろん困りますけれども。そこで、失敗した場合にこれを改めるだけの努力をしなくちゃならぬ、これはいまお話しのとおりであります。そこで、たとえば今度の炉は燃料棒の破損の問題です。これも初めは輸入燃料棒を使つておつた。輸入燃料棒を使つておるときには一度もそういう破損がなかった。これを続けて使つておればそれに越したことはなかったのですけれども、そこに問題がある。国産の燃料棒をつくるやう、そういう努力をしよう、研究をしよう、開発をしようというところに苦心があると思つておる。そこで、重ねて申し上げますが、なるべく失敗がないほうがいいのだけれども、ときには失敗もある程度はあり得る。しかし一度失敗したらそれを繰り返してはいかぬ。それをすぐに改めていくようにしなければいかぬ。そこで今度の炉を見ますと、さつきも申しましたけれども、私は科学者じやありませんけれども、私に対する報告、また、原子力委員会から聞いておるところによりますと、炉自体には危険がなかったのです。ね。いたんでおらなかった。しかし燃料棒がいたんでおつた。それから、燃料棒のいたみを測定する機器にやや欠けるところがあった。二重にやっておつたが、一つのほうの機器の一部に故障があった、こういうことで、いま一度オーバーホールしなければならぬという問題が出てきたものです。そこで、私の聞いておるところでは、また、原子力委員会でお調べ願つたところでは、外部に對する危険というものは毛頭私はなかったと思うのです。しかし、内部におきまして、從事しておる人たちに、この重水の汚染が非常にひどいために、フィルターにおいてああいうこともあったというのを考慮しまして、今後におきましては管理者、また、それに当たつておるところの職員も十分に注意をして、避け得る危険は十分に避け、そうして、機器その他の不備な点があったら、それを直ちに直す、こういうことをあくまで

やつてもらいたい。これは私がかねがね申しておる安全第一ということから当然の帰結であります。○石野委員 いま木内大臣のおっしゃられたことで、大体的意味はつかめると思うのですけれども、もう一つ私は大臣に考え方をもう少ししっかりとりにしてもらいたいことがあるのです。それはほかじやないんですけれども、私に対する答えなんでしょうけれども、こういうふうに言つておる。いまと同じ答えなんです。とにかく「この炉を設けた理由は、それを研究して悪いところがあったら改める、こういうことであつたわけなんです。そういうことでありまして、自分の国でみずから開発していくためには、多少の危険とかがいふものは、輸入した炉とか輸入した材料に比べて、多少少やういふことがあり得る」といふことは、私も覚悟してなければならぬ問題だと思つております。こういうわけですよ、あなたの言い分は輸入した炉あるいは燃料には事故がなくて、そして、国産のものには事故があるという考え方も大體間違つてゐる。輸入したものに比べて事故が出てくることはもう当然なんだし、外国でも幾らもあるわけなんです。だから、国産のものだから事故があるというふうに考える考え方は、そんなに卑下する必要はないと思う。私は日本のものだってもっとりつぱなものがあると思つておるから、こういう考え方をまず第一に改めてもらわなければいかぬし、同時に、開発しなければならぬのだから、事故があつたらその類似が起きるというのを予想しなければいけない。類似の事故が起きることを予想するならば、その事故があつた時点において、ものごとをまとめて研究する、それが開発の理由だと思つておるのです。その事故があつたやつを、そんなことはどうでもいいからといつてまたじやんじやんやつていいたら、ちつとも研究にはなりやしませんよ。その事故の最初の段階にとめたときに、初めて事故の原因がわかるのであつて、事故の炉がだんだんびらんするところまでいっちゃつてから事故をさがしたつて

わかるものじやありませんよ。だから、そういうところ、実を言うと、私は研究者の態度というものに問題があると思うのです。ある一定の事故が起きたときには、その時点でばつと一つのものを取り出してそこでやつて、なるべくその次には事故が起きてこない——ところが、事故が次々と同じところに多発化してくるということが今度の場合は私はあつたと思うのです。それでなければ一本の燃料棒が二本になり、三本になり、五本になり、十本になりつていった理由はないだろうと私は思う。もし、これが一つのものに影響したのではなくて、みんなそれが一つ一つの燃料棒の持つてゐる共通の欠陥であるとするならば、少なくともその棒は全部とめなくちゃいけないと私は思う。だから、この点では、私は、事故が拡大されていまいというならば、それならば一応全部とめて、全部の棒を検査すべきである。それでなく、ある時点においてこれをとめることを怠つたために次に事故が連続するやうな形になつていったというならば、とめなかつたという責任で出てくるはずなんです。そのいづれかを明確にしなければいけないと思つておる。これは責任問題です。私は、これは簡単な問題じやないと思うのです。なぜ一カ所で十本も現実に破損が出てきてゐるのか。だから、共通した欠陥があるとすれば、まだ事故を起こしてないものに對しても共通したなが出てくるはずなんだから、それに対する研究もせにやならぬわけなんです。そうでなく、ある時点でとめることを怠つたためにこれが次々に影響していったというならば、それは一本だけで、よくわかるのです。だから、これらのところは私はもう少し明確にしなければいけないと思つておる。そういう意味で、私は、やはりこの安全管理の問題についての指導監督に不備があつたと思つたわけだから、その点をもう少し明確にしなければならぬ。原子力委員会ではその点についてどういふふうに見ておられるのですか、山田さん。

○山田説明員 ただいまの燃料棒の事故でござい

ますが、こういったものは、ある意味で統計的なデータが出ないとわからぬという場合もございいます。したがって、一本出たらすぐにそれで早急な答えを出すことは正しくないと思いますが、それにしても若干多い。したがって、われわれの要求は、まず破損の原因について早急に報告をもらいたい、こういうことを言っております。ですから、いまお話しのように、事故が起こるべきではないというお話でございすけれども、やはり起こっているならば、それがあとに役に立たなければならぬ。そのためには、その結果を十分に早くやっってもらわぬと、いまお話しのように、次々に起こる可能性もあります。そういう意味では、原子力委員会の指示の第一報がそういった事故をむだにしない、役に立たせるためにはそのデータを早く出せ、こういうことを要求いたしました。

○石野委員 大臣、私はもう質問はこれでおくつもりですけれども、しかし、これは決定的な問題ですから、現実にはやはり一本だけの破損ならいいけれども、同じ時点で三本出、五本出てきて、結果的には十本近いものが問題を起こしたわけですよ。こういうことになりますと、私はやはりいゆる燃料棒の使い方というものをもう少し慎重に考えまさんと——私は事故の起こらないことを念願します。今後はそういうことの出ないことを念願しますけれども、しかし事故を起こしたような事情が、ある一定の熱度を持った何らかしたときにまた起きてくるというようなことがあるとすれば、この次の、まだ未使用のものなり、現在使用中のものでその限度にいついていないものにまた事故が起きる危険性が出てこないとも限らない。そのうなると、ある一定のところには同じような事態を繰り返すことになると思う。これはまずいと思う。これは別にその材料が悪いとかいいとか、これこそがやはり研究開発なんだから、そういう事態をおそれる必要はないと思うのです。検査したりなんかするというのは、だから作業するにあたって何にしても、そういう過去の経験にかんがみて、同じようなことを二度と繰り返さな

いようにするための配慮が必要だ。そうなつてくるといふ、私は、やはり材質上の問題としてやつたのか、それとも、運転操作上の中である時点でここでとめておいたらもうあととは多発化しないでも済んだものをこうなったのかという、この分かれ道を、まずしろうとわかりするようににしてもいい。それがわかれば、一本だけでとまったとすれば、あとはそういった問題ではありませんけれども、しかし、これをとめても、これも同じようだということになる、全体としての残った燃料棒について同じような検査をしてもらわないと、やはり効率よい運転はできないだろうと思うのです。このことだけは、安全性を確保する上で明確にやってもらわなければいかぬと思う。その点について大臣の所見なり、理事長でもけつこうです。

○木内閣務大臣 いま石野さんのおっしゃること、まことにございともです。そこで、この事件について見ますという、初めに一本故障が出た、それから、一本だけならいいんですけれども、いま山田委員からもお話がありましたように、統計的のものも見なければいかぬ。一本だけというわけに直ちにはいきません。そこで、それについて原研は何をしてやったかということも私どもよく聞きましたところ、直ちに委員会を設けて、その原因と対策について研究をしている、こういう段階であつたし、最後には、だいぶたくさん出てきたので、あとのものも取りかえた、こういうことであると思います。その点については処置はよかつたとは思いますが、しかし、今後再びその失敗を繰り返すようなことがあつてはいけませんから、この燃料棒の改良その他についてはひとつ十分注意してもらいたいと思います。

○石野委員 最後に宗像理事長にひとつお願いしておきますが、いま大臣からもそういう話があつたように、私は、炉の運転なり何なりについては十分安全性を確保するようにしてもらいたいと思ひます。あなたの方としては、炉を運転することのなかで何かの成果をあげていきたい期待はあるだろうと思ひます。何か仕事を一つずつ一つずつ重ねていくことは、やはりその作業を監督している、あるいはまた、指導している以上は、そういう希望のあることは当然だと思ひけれども、しかし、安全性の問題等について、しろうと目に見ても非常に無理が重なるというようなときは、やはり一歩下がって、しろうとにわかるような処置をしてほしい。無理をしないようにしてもらいたい。私はそのことだけあなたにお願いしておいて私の質問を終りたいと思ひます。あなたの所見だけ聞かしてもらいたいと思ひます。

○宗像参考人 ちよつとつけ加えておきますが、いまの燃料の破損は、いま私どもが判断しているなには、運転の問題ではなく、燃料の材質の問題だものだから、これはよく突き詰めて、そして材質を変えていかねばいかせんから、そういうふうなことをやろうと思つておりますし、それから、現実には昨年の暮れから運転時間を短かくしまして、この範囲だったら変調が起らないだろう、そういう処置をしていたわけですよ。

それから、先生がいまおっしゃつた、安全を第一にして、そして研究をしていく、研究の成果をどうしようというの、やっぱり私はこういうふうな考えをしております。研究の成果をあげることが、研究をしている人たちが育つものとなすね。私らは研究の成果なんか何も——ただ、いつて、こうなざるほうが間違ひが起らぬですよということを書いて、若い人たちが研究の成果をあげると自信ができて、また研究が進んでいくということになるのではありませんか、若い人たちが現実をよく見ながら研究をしていくようにせひしむてあげたい。しかし、それはいま先生がおっしゃるやうに、また私どももそこへ行つてなにするのですから、安全でないということは絶対ないやうにしたい。それで、先ほど申しましたやうに、放射能がいづつも管理された状態であるようにしてほしいということも言つておるわけなんです。せひ先生の御心配のないようにしたいと思つており

ます。

○石野委員 あとまだ問題がありますが、いまの御答弁の中に、特に材質上の問題等がありますから、それらの点について十分ひとつ、管理する中で事故を起こさないようにしてもらいたいという希望だけを申し述べまして、私の質問を終わります。

○石田委員長 以上で石野久男君の質疑は終わりました。

続いて、近江已記夫君。

○近江委員 あとの原子力船の問題がありますので、できるだけ私も簡単に終わりたいと思つておりますが、先ほどから事故の問題につきまして、いろいろと各委員から御注意なり質問があつたわけでございますが、私たちもその事故のことに關しまして非常に心配しております。世界の状態を見ましても、原子炉の事故及び被害というものは、おもなものだけでも、私の聞いておる範囲では、一九四五年から一九六五年にかけて十八件、これは要するに人体に非常に影響のあつた事故と聞いております。間違ひがあればまた直します。

また、一九五五年の十一月には、アメリカのアイダホ州のアノコ国立原子炉試験所内で、世界最初の増殖炉の中で実験中に燃料棒が曲がつて大きな事故を起してゐる。こういうこの種の事故というもののについては、各委員から指摘があつたやうに、どのようににささいな事故であっても、これは私はいへんな問題だと思ふ。これは何回も重複をします。私はこまかいことは聞きませんが、根本的に、原子力研究所で二千名でしか人が働いておる。一つは、職員の事故対策についてどうしておるか、さらに、一般住民が、特に付近の人たちが非常に心配しておる、その一般住民の全体に対する事故対策をどうするか、これを理事長と大臣、両方からお聞きしたいと思ひます。

〔委員長退席、石川委員長代理着席〕

○宗像参考人 事故対策といひますか、安全管理の体制でございすね。安全管理の体制では、東海の研究所もさることながら、全体としまして、

理事長が総括のもとに、業務執行機能と第三者管理機能の安全上の責任を明確に分化させ、そして、安全管理上の必要な事項を審議するために、各支分組織——研究所であります、の長の諮問機関として、各研究所に安全委員会がございまして、この安全委員会には労使両方から委員が出て、そして、安全に関する事項についてよく話し合ひまして、そして、関係者の意見がよくそこに反映するようにして安全をはかっております。労働条件と見られる安全問題については、労使双方が随時によく話し合っていることは、十分進んでいると私は思います。今回の問題になりましたことについて、東海研究所の中で十分そういう会合を持って、そして、どうやっていこうかということとを労使双方でよく話し合つて、安全の問題については尽くしている、そういうことをしております。

○木内国務大臣 お答えいたしますが、御案内のように、こういう原子炉を設置する場合、発電所その他におきましても、あらかじめ原子力委員会にはかりまして、総理大臣の認可を必要とすることにしております。それからいよいよつくる場合にも、設計あるいは仕様書に対する許可、あるいはさらに事業を始める場合の許可、あるいはさらに安全規定につきましても許可を必要とする、こういうような方法によりまして安全性をあくまで確保するようにしております。

○近江委員 いま、おまに、このようにやっておりますという現状のそれはよくわかります。これだけの事故をあなた方は起こしておる。ですから現時点から——いままでやっておったことは、いままで聞いていますから、わかっています。新しい安全対策、職員の安全対策、さらに付近住民に対するそういう安全対策、事故対策、特にいままでのベースからあがった、特に新しい、この事故を契機として、結局あなた方の反省は、結果となつて、対策となつて出てこなければならぬ。それが何もできていないなら——あなたがただここであすみませんでした、これから以後気をつけま

すと、決意だけではだめなんです。ですから、もう一歩新しい、要するに、この事故を契機としてこういうようなならに安全対策をとります、それをはつきりと明確にしていれば困る。それを言ってきたください。

○宗像参考人 先生よく事故ということばをおっしゃいますけれども、実は原子炉の事故ではありまじやないで、計器が二重についております、その一片のほうの二十四組のうちの一つが敏感でなくなりました、それで、そのところだけが若干敏感に燃料の変調を見るのができなくなつたわけでありまして、ですから、私も事故ではないと申し上げております。ですから、私も事故ではないと申し上げて、どつちかではちやんとつかめるといふふうにしてあるのをごいいますから、その点のところはよくお含みいただきまして、あくまで私も事故ではない、しかし万全に期することはしたいというふうに言っているわけでありまして。

○近江委員 その問題なんです。これだけのことを事故と見ない、そういう感覚が、これからやはりどういふようなことが発生するかわからない——小さいことはありまじやない、このことは、事故じやないですか、これは、どうなんですか、その点は、もう一度補足するところがあれば、もう一ぺん言ってください。

○宗像参考人 法的に取り扱う事故ではありません。これは、先ほど申しましたような内容のものであります。

○近江委員 いずれにしても、法的とか何とか、あなた、そういうふうには言われませんが、要するに、現実には職員がその灰を吸つておる、そういうことまで起きておるわけでしょう。ですから、マスクをつけなければいけません、そういうような答弁もございまして、たかかわるようなことではなかつたにしても、きつければどうなつていくかわからない。だから、結果として、そういうようならもう一歩手前とところで、大事に至るところであつたけれどもそれでとまったから事故では

ない、そういう感覚が私は問題だと思ふのです。そういう点で、この問題については、いまあなた方がおっしゃつたように、そういう各種の施策について万全を期して、安全を期してもらいたい、この点を強く要望しておきます。

それから、この前に私が質問しました使用済み燃料の輸送であります、日本原子力発電所の東海発電所、ここで本年の七月から四カ月ごとに、一回の輸送量約二十五トン、二千四百本の使用済み燃料を日立港まで運んで、それからイギリスへ送る。この件についてお聞きしたわけでありまして、この安全輸送の問題であります、運輸大臣にいろいろとそのような指示を得てやるわけでありまして、容器の問題、あるいは収納、あるいはまた積み込みの問題等について指示を受ける。しかし、その指示の技術的基準というものは明らかにしておるのですか。どうなんですか。

〔石川委員長代理退席、委員着席〕

○梅澤政府委員 輸送の場合の容器でございますが、これにつきましては、その容器自体につきまして原子力委員会が核燃料物質輸送容器の安全性審査基準というものを先般つくりまして、この基準は国際基準と大体同程度のところで審査しておりますが、その基準をつくりまして、それを私のほうから各関係省に回しまして、関係省がこの燃料の輸送等についてはこれでもって処置をしておるという形をとっております。

○近江委員 国際的には現在 IAEA 国際原子力機関の安全輸送規則に基づいて I M C O のコードが制定されて、わが国にも勧告がきておるようでありまして、しかし、この勧告に基づいて、そういう基準の制定ということは明確になっておるのですか、もう一度お聞きします。

○梅澤政府委員 原子力委員会としてその基準を明確につくつたわけでございます。それで運輸省の関係法規等にこの基準をもとにして直すべきところは直すという形にしておるわけでありまして。○近江委員 それは法に基づいて確認はちゃんとできておるのですか。それは、きちんと認められ

たものですか。○高力説明員 ただいま科学技術庁のほうから御説明がありました容器の問題につきましては、原子力委員会におきます容器の安全基準というものが出ておりまして、当省といたしましては、自動車、鉄道、船舶、いろいろ輸送の状態があるわけでございますが、その際の大旨の指示あるいは許可の基準にそれを参考として使っております。そうしまして、その輸送方法、積載方法その他それに関連いたしますものを一括いたしまして指示あるいは許可しておるということとで済ましておるわけでございます。

○近江委員 参考にしておりますということ、これは問題です。勧告に基づいて明確にこれは基準を設けるべきじやないですか。たとえばこの港則法第四章は、危険物積載の船舶が特定港に入港し、停泊、停留、積みおろし等を行なう場合について規定しておる、このように規定しておりますが、これに対して、たとえば指示の技術的基準というものは、法に基づいてこれは明確化されておりますか。どうなんですか。

○高力説明員 船舶につきましては I M C O におきまして——これは国際海事協議機構でございますが、I M C O におきまして I M C O コードというものができております。それをもとにいたしまして、現在船舶局におきまして危険物船舶運送及び貯蔵規則の中に全面的に繰り入れるというのでいま作業を始めております。

○近江委員 作業を進めておるといふ点で理解はできますけれども、これのどこに載つておりますか。まだ明文化されていらないことはわかります。それで、ただ参考になります——勧告は受けておるけれども、法に基づいた基準はないじやないですか。そんなことで安心できません。燃料棒だって七本もあつたに破損しておる。二千四百本一ぺんに運ぶんじゃないですか。法的に何も基準もせずして、どうやって住民がそれを安全に——そのこと確信が持てますか。○高力説明員 現在本省といたしましては、この

核燃料の運送の問題が、当初は、法制定当時は、大量輸送ということがあまり予想されていなかった点もございまして、関係法規が不十分な点、いわゆる明確にされていない面もございまして、いま当省におきましては、船舶におきまず先ほどのIMCOコードの全面的採用と申しますか、これを進めておりますと同時に、自動車局、鉄道局におきまして、それぞれ担当の部局で、取り入れ方につきましていま検討を進めておる段階でございます。

○近江委員 いま検討を進めているというのはわかりました。それからもう一度、私は念のために申し上げておきますが、この使用済み燃料を輸送する場合に、放射性物質車両運搬規則によって行なうことになる、あなたはそういうにおっしゃった。この放射性物質の量が二千七百ミリキュリーをこえることは間違いないし、そうしますと、同規則の第二条第五項により、その許可の基準というものが、いま申し上げたように明らかになっていない。関係者の行政指導だけにたよっている。結局、先ほどの勧告を頭に入れて行政指導をしておる。そんなさうなことでは七月に運ぶんだよ、これを。だから、あなたもおっしゃったように、制定当時は、主として放射性アイソトープの輸送を対象にしたためである。したがって、核燃料物質とはけたが違うわけですよ。それをそのような状況に置いておる。そういうわけでIAEAの放射性物質の安全輸送規則、あるいは原子力委員会の核燃料物質輸送容器的な安全性審査基準、そういうものはわかりませんが、そういうものを参考に、輸送容器あるいはまた輸送については最も具体的な基準を設ける必要がある。これはまだできていない。できていなくて七月に、早い話が、ここで二千四百本の核燃料を輸送するんだ、これはいつまで待っておいでですか。だから、私はここで申し上げたい。前に質問したときに、そういう法則がある、規則があるから、それに基いてやる、大臣も局長もそういうふう

に答えた、明確な基準もなくしてですよ。それは勧告をあなた方は頭に入れてやるかもしれない。しかし、はっきりとしたその基準も法的に基いていないのに、それじゃやりますと云ったって、これは信用できませんよ。ですから、はっきりとした基準がちゃんとできるまでこの輸送は中止すべきである。したがって、その点についてどう考えておるか、明確に答えてもらいたい。

○木内国務大臣 いま運輸省から御説明になったようでありまして、私が先般申し上げましたように、原子炉等規制の法律に基づきまして、運輸省令を出して、いまお話しになった放射性物質車両運搬規則というものがあつて、それによりまして、私どもの科学技術庁と運輸省が、原子力委員会でおきめになったその基準に基づいて、この容器的な審査をしておるわけですから、それは間違いないと私は思います。

○近江委員 大臣、よく運輸省の方の意見を聞いておつてくださいます。基準ができていないと言っているんです。基準ができていないのに何の基準をもとにしてやるんですか。勧告を頭に置いてやると言うかも知れない。だけれども、はっきりとした基準がない。私は運輸省の方に聞きたいのですが、いまこのような危険な使用済み燃料が輸送されようとしておる。陸送についても、海上輸送についても、危険の上ない。したがって、早急にこの明確な基準をちゃんと科学技術庁と相談するなり何なりして、設ける意思があるのかどうか、それについてはっきり答えてください。

○高力説明員 その点につきまして、先ほど原子力委員会から出されております基準につきましては、現実には大臣の認可にあたりまして、その基準で審査しておるということでございます。現在、確かに、法規につきましては、基準については、大臣指示あるいは許可という形になっておりますので、その辺につきましては、こまかい規定

をしておらない面はございます。この点につきましては、陸海空の問題でございまして、これは科学技術庁とも連絡を常にとつておるわけでございまして、それに基づきまして、運輸省としましては、これを早急に明確化するよう、といひますのは、法的に明確化と申しますか、そういう方向でいま早急に検討を進めておる段階でございます。

○近江委員 私は、それが法的に明確化されるまで、この核燃料の輸送についてはやめてはならない、このように思います。これについて運輸省のあなたと大臣、答えてください。

○木内国務大臣 いま安全性の問題についていろいろ御心配願つておることはまことにありがたいことですが、私も先般申し上げたように、原子炉等の規制の法律に基づきまして、運輸省がすでに放射性物質車両運搬規則というものをきめております。いま運輸省からの説明で、その規則の中にはっきり書いていないというだけで、私どものほうは、すでにその点につきまして、原子力委員会の意向を徴しまして、原子力委員会におきましては、核燃料物質輸送容器的な安全性審査基準というものをきめておるのではありませんか、それに基づきまして、いま法律の中にはその文句は入っていないけれども、その後にはきめられたところの審査基準によりまして、私のほうと運輸省と共同して審査をする。それに基いて、運輸大臣は個別に許可をするので、それから、きわめてこれははっきりきまつておるものでございまして、ただ、これは運輸省令の中に付表としてまだ入っておらぬというだけの話で、私は、これは十分に法的効果があるもの、かように思っております。

○近江委員 運輸省の人がいまあいうぐあいにおっしゃつておるのですから、大臣としても、安全を期してすみやかに——運輸省はそのようにやると言つておるのだから、ちゃんと相談をして、すみやかに法律の上でもこまかい基準に至るまでちゃんと盛るようになります、皆さんの納得のいく

ようにします。どうしてあなたそういうふうに率直に答えないのですか。運輸省の専門家ははっきり言つておるじゃないですか。

○木内国務大臣 私からお答えしますが、これは運輸省令の中に付表としてでも入れておけば一そう明らかになると思ひます。その点は、運輸省では今後やると言つておるのですよ。私どもは、それをやらない前においても、すでに原子力委員会においてそういう審査基準をきめておるのだから、われわれ運輸大臣と一緒に、この容器的な効果は、この運輸省令の中に入れる前においても十分確保し得るものである、かように私は信じておることを申し上げたので、別に私は、運輸省がこれを省令の中に入れることをとめるなどという気持ちをもちません。また、入れなくても、すでにわれわれはその基準によって審査をするのであるということ申し上げたのであります。

ことに、なお申し上げておきたいのは、七月にこれを輸送するということになれば、その前に容器を検査するので、その基準によつて検査をするのであり、運輸省も運輸省令の中に入れるというものであれば一そう明確になりますから、御心配のような安全性についてのあれは少しもない、かように考えております。

○近江委員 じゃ運輸省の方、七月に輸送がすでに行なわれようとしておる、したがって、これについては、先の問題で——先に日数もあるわけです。何カ月も先だし、その点、七月からすでに行なわれようとするわけですよ。したがって、その点大体のめどを言つてもらいたいと思ひます。どうなんですか。

○高力説明員 先ほど来科学技術庁長官のほうからも御説明がございましたが、現在において、その省令の内容につきましては、はっきり書いておらないという面があるわけでございまして、これは指示事項になっております関係もございまして、現実には船舶の場合にしましては、「使用済み核燃料を運送する場合の容器的な強度、収納方法、荷役方

法等に関する指示について」という通達を出してあります。各規則の判定の基準になりますものは、先ほど御説明になりました客器の基準その他につきましても、現実に基準があるわけでございまして、それに基づいて万全は期しておるわけでありまして、たまたま省令その他の基準の問題というところにつきましては、省令にはつきり書いてない面はございますが、現実の問題としてしましては万全を期すべく、科学技術庁とも、これは個々のケースについて検討を加えて進めておられますので、現在の実行上の問題はある程度担保されておるのではないかと考えられます。今後の省令上の取り扱いにつきましては、省内におきましてさつそく検討を開始いたす所存でございます。現実に、昨日も科学技術庁との連絡会議を持ちまして、この問題について検討をしたところでございまして、科学技術庁のほうと非常に連絡を密にいたしまして、この点について万全を期したいというふうに考えております。しかも、省内におきましても、各陸運局、鉄監局、船舶局それぞれ検討を開始いたしておりますので、近くそういったものに関連する成案がある程度出てくるのじゃないかと思っております。

○近江委員 私、国民の安全を考えればこそ言うのです。ですから、メンツとかそういうようなことにこだわらず、いま比較的率直な意見も聞かしてもらいました。したがって、国民が法を見て、なるほどこれなら安心だと言え、こまかいそういう内容まで盛り込んで一日も早く制定をしていただきたい、それを強く要望しておきます。そういう点が、われわれが納得できない段階で、危険なこういう輸送をやつて、これはもしも事故があったらたいへんな問題だし、その点はよほど慎重にやらなければ、これは申し上げておきますが、これはわれわれとしても承知はできません。したがって、法的においても、何においても、確実に納得できる体制のもとにおいて、そのような実施段階に考えるべきである。このことを強く要望しまして、私の質問を終わりたいと思います。

○石田委員長 近江已記夫君の質疑は終了いたしました。

○石田委員長 引き続き、原子力船開発に関する問題について質疑の申し出がありますので、これを許します。福岡義登君。

○福岡委員 私は、原子力船基地の問題について若干お尋ねいたします。

原子力船基地の問題につきましては、現在青森県のむつ市に定係港が二十数億円の経費を費やして建設中であることは、承知いたしておるところであります。しかし先日、読売新聞、毎日新聞及び日刊工業の各新聞に次のような記事が出たわけでありまして、ここへコピーしたものを持ってきておるのであります。こまへこまへしたものであつたわけでありまして、つまり広島県の御調郡向東町に加島という島があるわけですが、瀬戸内海であります。そこに常石造船が原子力船の基地を建設するという報道であります。これは二月十日の新聞であります。若干その経緯は承知はいたしておるのではありませんが、長官のほうで、科学技術庁のほうでこれを御承知かどうか、お伺いをしましたいと思ひます。

○木内閣務大臣 いまお話しになりましたような新聞の記事のあつたことは承知しておりますが、私もまだ直接聞いておりません。

○福岡委員 聞くところによりますと、事業団のほうには一月以降何回か御相談に関係者の人がお見えになったように聞いておるのでありますが、事業団のほうは承知されておりますか。

○佐々木参考人 常石造船所のほうから二、三回事業団へおいでになりました。原子力船基地に自分のほうの造船所が適しておるから、そういう余地はありますかと。お話がございました。事業団といたしましては、すでにむつ市で定係港の仕事が始まっておりますから、さしあたりは定係港のお話を進めるような余地はございませんから、そういうぐあいにお話をいたしておきましたような次第でございます。

○福岡委員 参考までにお聞きしておきたいと思うのであります。一月以降何回か常石造船のほうからお話があつた、こういうふうには言われたのであります。で、できれば、何月何日何時までは必要でございせんか、どなたが、いついつ、どういふ話にお見えになったかという程度、わかればお教えいただきたいと思ひます。

○佐々木参考人 別に向こうから正式に社長とか専務とかいふ役の方が事業団へおいでになつてお話をあつたわけじゃございませんので、事業団で私がお目にかかりましたのは、あの町の町会議員の方とか、あるいは漁業組合の方とか、それらの方々が東海村の研究所へ見学においでになつたのを、その帰りに私のほうへお寄りになつたのを、お目にかかつて、そのときに名刺はちやうだいいたしましたけれども、別にそういう責任者の方から正式にお話があつたようなわけではございません。

○福岡委員 私が承知いたしております、これは科学技術庁のほうからお話をちよつとお伺いした資料なんでありまして、常石造船の専務が事業団に何回かお見えになつてお話をされておる、こういうふうに関しておるわけでありまして、どうでしょう。

○佐々木参考人 確かに専務の方がおいでになりました。私もお目にかかつてございまして。

○福岡委員 先ほどちよつと御説明いただいたのであります。専務がお見えになつたときに、どういふお話の経過であつたか、たとえば、常石造船として、先ほど申し上げました加島に原子力船基地をつくりたい、事業団としてお考え願えるかどうかという、たとえばそういうような話であつたのか、あるいは別の話であつたのか、どういふようなお話であつたのか、わかつておれば、御説明いただきたいと思ひます。

○佐々木参考人 専務からは別に具体的に定係港にお願いをしたいとか、そういうような具体的な話はございませんでした。原子力船の将来というものは、五年先か十年先になるかわかりません

が、将来というものは、専務のお考えとしては有望だ、したがって、そういうものに対する研究をしておきたい、それには現在の常石造船所というものは非常に適当な場所じゃないか、こういうようなお話がありまして、先ほど申し上げましたとおり、いま私の印象では研究調査の段階であつて、特別に具体的にどういふことをやりたいとか、また、事業団に対してお願いをしたいとかというふうなことはなかつたのでございまして。少しも具体的な話は私は記憶しておりません。またそういうお話もございませんでした。

○福岡委員 これも私が承知しております情報によりますと、常石造船のほうは、定係港つまり基地をつくりたいという立場で事業団のほうに打診をした。ところが事業団のほうは、いまむつ市に建設中であつて、それ以外に特段のものは考えておらないというお返事をなさつた、こう聞いておるのであります。事実と違ひますか。

○佐々木参考人 そのとおりでございます。

○福岡委員 そうしますと、もう一べん繰り返しておきますと、常石造船の専務さんのほうから、加島に原子力船の基地をつくりたいという立場から、原子力船開発事業団のほうに打診がされた。原子力船事業団としては、そういう計画はいまのところ考えていない、こういうふうにお返事をなさつた、こういうふうに理解していいわけでありませんか。

○佐々木参考人 そういうことを計画してないというよりも、現在むつ市に定係港の建設を一生懸命やつておりますから、現在の立場としては、ほかのことを考える余地も何もないわけでございます。一応向こうのほうのお話は承つておくという程度なんです、その承つておきますことも、先ほど申しましたとおり、特別に具体的な提案は、何か島のことも考えていられるようですけども、それもまだお買いになつたわけでも何でもありません。大体荒筋はわかりましたが、大臣に

お伺いしたいと思います。

聞くところによりますと、原子力商船の建造は、その第一船が昭和四十七年の一月末に、むつ市の定係港つまり基地において竣工する予定である、こういうふうに私どもは聞いておるのでありますが、第二船、第三船はどういう御計画でおられるか、わかつておれば……。

○木内国務大臣 第一船については、大体いまお話しになったようなとおりであります。第二船、第三船については、まだ考えておりません。

○福岡委員 考えておられぬということですが、そうしますと、かりに二船、三船をいまから検討されて計画ができるわけですが、その場合、つまり二船、三船を建造する場合、むつ市の定係港以外に、そういう基地を必要とするのかどうか。

○木内国務大臣 いまお話がありました。二船、三船の程度ならばむつ港で足りる、かように思っております。

○福岡委員 そこで、続いてお伺いしたいのでありますが、将来に第三船をやつてみて、第四船以下の計画が立てられるという段階になったときに、いまは事業団に事業をやらしておられる。ですが、将来こういう定係港的なものを民間企業に委託をされるような場合が考えられるかどうかということが一つであります。

また、民間企業が自主的に定係港を建設した場合に、そういうものを利用して原子力船の建造を考えられていく、そういうことが考えられるかどうか。

○木内国務大臣 御案内のとおり、このごろの科学の進歩というものは非常に急速です。また、原子力の利用についても、そうだと思います。また、原子力船についても同様だと思います。私どもは、第二、第三船の計画はありませぬけれども、遠き将来においては、原子力が船の動力として使われる時代が来るだろう。その遠い将来のこととは私どもは、いま考えておりませぬけれども、遠い将来になれば、事業団でなくて民間に私どもは

大いに期待せざるを得なくなってくるのじゃないか。そういう場合におきましては日本全国、あるいは今日原子力船の定係港を断つていっているところでも、そういう時勢になれば、やはり船に寄つてもらわなければ困るというふうなことになるのじゃないかと私どもは思っております。これは遠い将来のことでありましてわかりませぬけれども、そういう次第だと私どもは想像いたしております。

○福岡委員 遠い将来という、その時期なんですけれども、私は十年も二十年もという意味で言つたわけではないのです。第二船、第三船、まだ計画がないとおっしゃるのではありませんが、その辺までは、むつ市だけで十分足りる。そうしますと、第一船が四十七年でしよ。いまから三年先ということになるわけですね。第二船、第三船を考えると、おそろしくこれは十年近く年月を要するのではなからうか。ですから、それから先ということになるわけですね。それから先、想像できる範囲といえは五年ないし十年ということになると思うのであります。そういうあまり遠い将来のことではなくて、われわれがいま現時点で考えられる第三船以降第四船、第五船程度までの間の事情を考えた場合に、申し上げましたような別の定係港、いわゆる原子力船基地というものが、むつ以外に必要であらうかどうか、そういうことをお尋ねしたわけでありまして。

○木内国務大臣 おそろしく第四船、第五船になるという、私がこの世の中にいないころのことになるのじゃないかと思つておるのですけれども、そういうことをいま申し上げてもいいかと思つておる。今後非常に発展していくようになれば、あるいは四船、五船程度はまだむつ港を拡張してそれで足りるかも知れませぬ。しかし、それからまた先のことになりまして、ちよつと私はいまお答えしかねるわけでありまして。

○福岡委員 大体わかりましたが、遠い、もう一つ遠いというのをつけ加えたほうがいいと思うのであります。遠い遠い将来のことは別にいたし

まして、当面第三船くらいまでの間にはむつの定係港だけで十分である、別にそういうものは必要としない、こういうことだろうと思つたので、わかりました。

そこで、次の問題であります。この際特に申し上げておきたいと思ふのは、原子力の平和利用については、私ども否定するものではないのであります。ただし、幾ら安全性が確認されておるとはいつても、万一というところもやはりないわけではなわけですね。また、精神的な面から考えましても、先ほど申し上げました加島、つまり瀬戸内海のどまん中に、将来こういうような基地をかりにつくるとしても、こういう瀬戸内海のどまん中に定係港というふうなものを、つくるといふことは適當でないと思ふのです。それから御承知かもしれませんが、加島など瀬戸内海一円といつていいと思ふのでありますが、チヌその他の魚の産卵場あるいは漁場というものが非常に多いわけでありまして。また、風光明媚、観光の地でもあるわけでありまして。そういうところに、遠い遠い将来のことでは、つきり議論できないといいたしまして、瀬戸内海のどまん中に定係港のような原子力船基地というものを、つくるとは、やむを得ないと思ふのであります。一体大臣はどのようにお考えになるのでしょうか。

○木内国務大臣 いまの時点における問題として、私は、私のお説のような点を考えなければならぬと思ひます。しかしこれから先、原子力というものが平和利用に徹して広く用いられるというふうなことになるにつきますと、そのときには、人間の知恵は無敵といふから、私は原子力の安全性といふものについても、進むだろうと思ふのです。しこうして、また、科学的に進むだけでなく、一般の社会的にも、原子力に対する安全性の認識といふものは、よほど変わってくるんじゃないか。私は願わくは、原子力なんというものは危険はないのだという、無限の発展力を持つ科学において、そこまですべてもらいたいと思つてゐるのです。したがらして、それに伴つて社会的にも無

限にそういうものがあることを私は夢として持つてゐるのです。しかし原子力のことは——また原子力だけではありませぬ。科学のことは、きょうは夢であつても、あすは可能性が出てきます。あさっては、もう実用になつてくるのであります。無限の発展性を持つておるのが科学技術の世界でありますから、私はそういうことがなければ、人間はいばつたつてもう始まらぬと思ひます。私はもう七十幾つですから、その時代には、おそろしくいま申しましたように世の中におらぬでしょう。しかし、それだけのことを私は今日の夢としていま持つております。

○石田委員長 関連で三木喜夫君。

○三木(喜)委員 いまの福岡君のほうからの質問は、これは大臣、一説によると、産業界とかあるいは政治的な政治家の動きによつて、こういう定係港の問題がいわれておるようなんです。そこで、科学技術庁としても、あるいは事業団のほうとしても、はつきりした答えをこれにしてみたらなればならぬ、こういう必然性が出てきておるわけですね。それと、いままで定係港の問題でこれだけめめたことは、御存じのとおりです。横浜の近くにつくろうとしたというところから、現時点から考えれば、瀬戸内海とか、ああいふ船舶の出入りの激しいところでは、まことに危険である。こういうところからやはり外海のほうにつくらなければならぬという原則的なものをわれわれとしては了解してきておるわけですね。だから、科学が発達して、遠い将来のことについては、いま大臣の言われたようなことも、それは考えられるだろうと思ふのです。そういう外の方で基本方針が曲げられるようなことでは困る。だから、基本方針はこうだ、将来、一船、二船、三船というふうなものはまだ計画もないのですから、そういうふうなことにいつてどうするかということ、それから、定係港はどういうところに置くの、いいの、か、こういう問題を明らかにしてもらわなかつたら、そういう一部財界とか産業界で吹き上げてきて、そして国会の議論になる。国会の議論になつ

ても、責任者はそんなことは知らぬ、一時新聞で見ましたというように情勢をつくられたらたまたまのじやないと思うのです。原子力については、われわれとしては平和利用をしなければいかぬですけども、非常に強い関心を払っておるわけです。それで、こういう問題が出ておるのですから、そういう立場から御答弁をいただきたいと思うのです。

○木内国務大臣 お説のとおりでありまして、それですから、私は、いまの時点では、そういう船がたくさん入ってきたり、魚の網の入るようなところは考えられないということを最初に簡単に申し上げたのですが、初めのほうが少し簡単過ぎたものだから、そういうあれが出てきておると思うのですが、それはもちろん、いまのような状態でありましたら、船が非常に多いに通ったり魚のたくさん集まるようなところ、そういうことを当然考慮に入れて、安全性を科学的に確保できるばかりでなく、社会的にも安全性があり国民に不安を与えないような、そういうふうになければならぬものだと思います。

○福岡委員 いま三木委員のほうからも指摘されましたけれども、さっきの事業団の理事長の答弁といい、大臣の先ほどの答弁といい、私としては釈然としなないものがあります。というのは、さっきの理事長の御答弁は、最初どう言うてお答えになりましたか。漁業組合や町会議員の方々はお見えになりました、こういう答弁だったのです。私が、専務が行っておる事実があるというのを申しましたら、確かにお見えになりました、こういう御答弁でしょう。一体何を考えて答弁されておるのですか。まず、事業団の理事長から答えてください。

○佐々木参事官 専務がおいでになったのは、漁業組合の方々、それから町会議員の方々をお連れになつてくださったところへおいでになったのです。私としては、常石造船所の人々が来られたというような考えをそのときは持っておらなかったのだと思います。

○福岡委員 とぼけちゃ困りますよ。ここへ持っておる科学技術庁から取り寄せました資料にどう書いてあるか、読みましようか。あなたのほうから科学技術庁のほうへ答えておるのですよ。理事長が知らぬというんなら、だれがこの資料をつくられたか知らないうちにもらいたいのですよ。ちゃんと書いてあるんですよ。「一月末以来再三にわたって」常石造船専務が事業団に来てその意向を打診しておる、こう書いてあるのです。造船所の専務として来たんじゃないとあなたはおっしゃるが、あなたのほうから科学技術庁に出した資料には、こう書いてあるのだ。さっきの大臣の答弁にしても、あいまいもこの答弁をしてお茶を濁して、遠い将来のことは別としてというように、科学技術がそこまで進むのが望ましいとか、大臣、現実にはこうやって新聞に出ておるのです。読売も毎日毎日刊行工業も出ておるのです。具体的な社会問題なり政治問題になっておるのです。一体あなたらの答弁の態度はどうですか。本気で問題を考えておるのですか。

○木内国務大臣 それだから私はお答えしたのですが、私のほうは正式にそういうことは聞いたことではないのです。新聞ではそういうような話があるということは承知しているが、聞いたことではない。そこで、おそらくきょうそういう御質問があるというので、私のほうから事業団のほうに聞いたら、事業団のほうからそういうお答えがあったのだ、私はさように承知しております。私は正式にそれを聞いておらないのですから。

○福岡委員 これを承知しておったかどうかというのをいま私は問題にしておるのではないのです。大臣の答弁の姿勢が問題だということを言っているのです。私は七十何ぼだからもう生きてないかもしれぬ。それは死んでおられるでしょう。現実には起きている問題について見解を求めているのです。新聞にはそういうことが出ておるのを聞きましかれども、そういうことは全然聞いておりませんし、考えもございませんし、はつきり言えばそれでいいんです。

○木内国務大臣 たいへんどうも話が誤解されているんじゃないかと思うのです。それですから私は先ほど来二船、三船とくる——まだ、これも考えておらぬが、二船、三船ができてもうそういうことは考えません。むづで足りるということをはつきり申し上げておるのです。しかし、これから先の遠い将来のことは、まだ計画もないわけだから、それについては私はまだ申し上げる段階ではない、かように申し上げているのですから、決して私ははつきり答弁してないのではないのです。

○福岡委員 その点はそれでいいですよ。私が次に質問した点は、かりに将来つくるにしても、瀬戸内海というふうなそういう内海のどまん中に、しかも漁場が非常に多い、魚の産卵場にもなっておるそういうところに、遠い遠い将来のことは別にしても、いまわれわれが常識で考えられる範囲からいえば、そういうところにつくるべきではないかろうし、むづに建設をする経過から考えて見ても、外洋に面したところに建設するのが常識的な判断でしょう。申し上げましたように、かりに万々安全であるという安全性が確認されたとしても、感情面あるいは精神的な面から、外洋に面したところに持つていくというのが常識的じゃないのですか。

○木内国務大臣 それでは、私は先ほど来、いまの時点においてお説のとおりだとはつきり申し上げたつもりなんです。それで、そこ、そこ、そこは、ことばが簡単だったから聞き落されたかもしれないが、私は、いまの時点においてはお説のとおりだと言っているんですから、そこを誤解のないようにしていただきたい。

○福岡委員 くだいようですが、今度は事業団の理事長。一体さっきからのあなたの答弁はどうですか。ただ単に漁業組合、町会議員、それにたまに常石造船の専務がまじってあった。何も造船を代表してというか、常石造船の専務として来たんじゃない。それなら初めから漁業組合の代表や町会議員たちがお見えになりましたということ

言わぬで、そういう人と一緒に常石造船の専務さんもお見えになりましたと、なぜそう答えないのですか。

○佐々木参事官 先ほどからも申し上げましたとおり、常石造船所としては、私の考えでは、原子力船の母港にすることについてのサウンディングのような意味でおられるのであって、事業団に対して正式に、あるいははつきりとして、こういう希望を持っておるかどうかというふうなお話は少しもあつたわけじゃないのでございます。

それから、先ほど、専務が数回事業団において申上げたようことを、事業団から技術庁のほうへ申上げたようでございますが、そのとおりお理の長のところへは専務はおいでになつておらないので、係員のところへおいでになったのじやないかと存じます。したがって私の頭には、常石造船所というもののそういう動きに対して特別に考えを持っておらなかったのだ、先ほどそういうふうなお答えをしたような次第でございます。別に他意あるわけじゃないのでございます。

○福岡委員 まあ釈然としませんが、その点はそれで、いいことはありますが、その程度にしまして、じゃ繰り返して整理いたしますと、事業団のほうにも再三お見えになつておることは事実なんです、ここにちゃんと書いてあるのですから。たまたまあなたのところには一回だけしかお見えになつていなかったかもしれないが、再三といえますから、二回か三回か四回か、そこは私にもわかりません。再三常石造船の専務が事業団に意向打診に来たということが書いてあるのですから、そういうことだけは間違いないのです。

そこで、問題を整理するのですが、そういう意向打診はあつたけれども、現在までのところ、事業団としては、そういう計画は毛頭考えてないという答弁をした、こう理解してよろしいですか。

○佐々木参事官 ええ、そのとおりです。

○福岡委員 それから大臣に、もう一回繰り返してなんですが、一つは、現在のところ、むつ市で

原子力船の基地というものは十分足りるというところが一つ、それから二つ目には、将来に定係港、いわゆる原子力船基地をつくるような場合でも、一般論としては、瀬戸内海のどまん中にそういうものをつくるべきではないということ、はつきりここで確認できるわけですね。

○木内閣務大臣 いまの初めの点ですね、第一船はもちろん、第二船、第三船までになっても、これも計画ないこととすけれども、なつてもむつ港で足りる、ほかには考えておられない。

それから、今度瀬戸内海の問題です。それは、私は場所が実は知らないのです。よく承知していませんけれども、お話のように漁場の中心であるようなところとか、そういうようなところであれば、あるいは船がひんぱんに通るようなところであるとかいうようなことになりまして、私どもは、そういうところには、いまの時点においては考えるべきでない、かように考えております。

○福岡委員 わかりました。御参考までに場所を申し上げておきますと、尾道から海上へ向かつて小さい島なんです、どのくらいあるでしょう、二十キロ、三十キロ前後じゃないかと思えます。ですから、瀬戸内海のどまん中で、少し本州寄りなんです、十分認識をしておいていただきたいと思うのです。

それから、特に広島は、御承知のように、原爆の洗礼を受けたところなんです。ですから、広島県のどこかに原子力船の基地がつくられるということになれば、他県よりも必要以上に神経を使うことだけは間違いないですね。これだけは認めていただきたい。これは常石造船がそういう計画を持ったということなんです、政府がそういう考えを打ち出したということじゃございませんが、今後行政に当たられるに際しては、そういうことも十分認識していただきまして、広島県の問題については十分配慮していただきたいということをお願いしておきたいと思っております。それから、もう一つお伺いしたいのであります、原子力第一船が四十七年の一月に竣工するわけでありまして、第二船、第三船もそのうち計画されていくのじゃないかと思うのであります、この原子力商船が完成したときに、特別の係船港または仮泊港というのですか、原子力船をつなぐところですね、そういう港は特定のものをつくる必要があるのですか、どうですか。

○木内閣務大臣 いまのところは、さような問題は考えておりません。

○福岡委員 考えていないということはわかりましたが、定係港の場合は、さっきのことと話は違ったのですが、いま聞いておる意味は、原子力船が航行するわけですか。それで、一説によりまして、原子力商船の入る港は特別の港なんだ、そういう設備を必要とするんだ、あるいは仮泊するにいたしまして、普通の船とは違って、原子力船という角度から何らかの設備をしなければならぬという説も聞いておるわけです。技術的に、私どもはしろうとでありますから、よくわからな

い。また、一説によりまして、いや航行に際しては原子力船はそう問題はないのだ、だから水深とか港の幅とか、そういうものが整っておりさえすれば、どこの港へでも荷物を積んだりお客を積んで入れるのだ。あるいは今度は観測船中心に考えられておる節もあるのではありませんか、その内容は別にいたしまして、港へ入るのに原子力船であるがゆえに特別の何かの装置を必要とするのかどうか、そこをお聞かせ願いたいと思つた。

○梅澤政府委員 原子力船につきましては、原子炉等規制法がございます。その関係から、やはり厳重な安全性の審査というのが行なわれております。その関係からきまして、港へ入ります場合、その入るときに指示事項というのがあることになると思ひます。それで、入ります場合には、当然届け出制がございます。総理大臣のほうへ届け出が参ります。届け出が参りましたら、その条件が全部出ておりますから、その条件に基づいて運輸省の港則法、それにかかまして、運輸大臣のほうへこちらから指示事項を出します。運輸大臣のほうは、それを、港長のほうにこういう指示でい

けということが出てまいります。しかし、これは出てきました基準が、そういうことをしないといけないという場合は別でございますが、港々に条件がございまして、そういうような体制でいくという形になる、こういうことに考えております。

○福岡委員 大体わかりました。

以上で質問を終わるわけですが、ちょっと声を大きくする場面もありましたが、問題が問題でありますだけに、私どもも神経を使つておるわけでありまして、ですから、今後原子力船問題にかかわらず、原子力全般の問題について十分配慮していただきまして、必要以上の摩擦が社会に起さないように配慮していただきたい。今度の問題も必要以上に私は特に申し上げたいのだが、きょうではつきりしていただきましたので、まあ安心なんですけれども、二月の十八日には漁民がこの問題で海上デモまでしているのです。ですから、今後こういう行政を進められるにあたりましては、必要以上の摩擦が起きないように特段の御配慮をお願いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○石田委員 以上で福岡義登君の質疑は終わりました。

次に、内海清君。

○内海(清)委員 私は、原子力船の問題、並びに、いま福岡委員からお話がありました定係港の問題その他につきまして質問申し上げたいと思ひますが、まず最初に事業団に一つお尋ねいたしますが、第一船は、御承知のように、一昨年の十一月に契約した。それから、昨年の十一月に船体起工をやつたわけですね。そうしていま建造中でありまして、これは順調に進んでおりますかどうか、まず、それを一つお伺いいたします。

○佐々木参考人 船体のほうも原子炉のほうも、いずれも計画どおり、予定のとおり工事が進捗しております。船体のほうは、ことしの六月に進水式を挙げるようなことになっております。

○内海(清)委員 それで、先ほど来いろいろ原子力についてお話がございましたが、いわゆる原子力の三原則の問題があるわけでありまして、したがつて、この原子力船もそれによらざるを得ない。そういうことからいたしまして、第一船の建造技術、これは当然公開されるべきであります。これは、どういう形で公開されておりますか、それ一つお伺いいたします。

○佐々木参考人 開発の経過はお話しのとおり、公開することになっておりますので、適当な期間を置きまして、関係者をお呼びしまして、そこで発表会をやっております。また、船をこしらえております石川島播磨の現場へも御案内をいたしまして見ていただくようなことにもいたしておるのでございます。

ただ一つ、ここで御了承を得ておきたいのは、原子炉のほうは、メーカーの三菱原子力工業でアメリカのウエスチングハウスとの間に契約がございまして、ある部分の商業秘密に関するところは一般の公開を避けてくれというふうな契約がございまして、その部分に限っては商業秘密を保持しなくてはならないというふうなこともございまして、けれども、その他にしましては全部公開をして発表しておるような次第でございます。

○内海(清)委員 確かに船体は来年の六月に進水するのだと思ひます。

○佐々木参考人 いや、ことしの……。

○内海(清)委員 四十四年六月、ことし六月ですね、六月に進水するのだと思ひますが、船体につきましては、これは造船工業会で造船派遣技師団というものをつくつて、石川島播磨に行つていろいろ技術的なことも追求しておる、こういうふうな聞いておりますが、それは事実でございませうか。

○佐々木参考人 そのとおりでございまして。

○内海(清)委員 それから、いまのいわゆる炉をはじめとする機関関係、これについては、その点はいま商業秘密の問題がありましたけれども、大体どういふふうな形で公開されるか、それはまだできておりませんか。

いたしまして、できる部分は、三菱原子力工業のほうで機械をいま製造しておられるのですけれども、何ぶんにも途中の問題でございまして、大きな部分、たとえばコンテナですとか、それからタービンの製造、そういうようなものについては、皆さんに見ていただいたり発表をしておられますけれども、まだ詳しいことを発表するような段階になっておられないような状態でございまして。

○内海(清)委員 これは、ウエスチングハウスと三菱原子力工業、この間での程度の商業秘密が約束されておるかわかりませんが、これも、これが商業秘密の範囲が大きいことになると、少なくとも炉についてはほとんど公開されぬおそれがあるのじゃないかと思うのです。この点はどうです。

○内古(清)参考人 それでは私からお答えいたしますが、これはウエスチングの重要な炉の設計の部分でございまして、相当部分ノーハウは発表できないものだと思っております。これはやむを得ないかと思っております。

○内海(清)委員 もちろんウエスチングのほうは軍事的な問題があるでしょう。軍事的な問題がありますが、それが炉全体にそういうことになるという、これはちょっと、わが国でやるのについては、この実験船をつくるということについては、将来を考へての問題ですから、そこらに問題があるだろう、こう思うのですがね。それはどういう範囲になっておるのですか。

○内古(清)参考人 ただいまのところいま申し上げましたとおりであります。これはでさうがりますと、もう公開してもよろしい、こういうことになっておりますので、でさうがらば公開する予定でおります。

○内海(清)委員 でさうがらば公開してよろしい、その過程は公開しないということですか。

○内古(清)参考人 はい、そういうことでございまして。

○内海(清)委員 それはどういう意味かね。でさうがらば公開すればみんなわかるのじゃないですか。

○内古(清)参考人 これは、お話しのように軍の関係のものでございまして、ウエスチングとしてはできないというところでございまして、一番問題になりますのは製作過程でございまして、その製作過程におきましては、それは公開ができない、こういうことになっております。

○内海(清)委員 製作過程は、そうすると一切公開しないということですか。

○内古(清)参考人 はい、ウエスチングの指定しますノーハウのところだけはいけないのでございまして、それ以外のところはよろしいのでございまして。これは三菱とウエスチングとの間に契約ができておるわけでありまして。

○内海(清)委員 それは、どういう範囲が商業秘密に属しておるかということ、おおよそわかっておるのだと思いますが、それは何かの形で資料をお出しただけでございまして、

○内古(清)参考人 ただいまのところは、承知している範囲におきましては、できないかと思っております。

○内海(清)委員 この問題は、私は、今後わが国がこの第一船をつくる意義からいっても、かなり問題が出てくるのじゃないかと思っております。まあ、いまそういうことになっておれば、この問題は、時間の関係もありますから、私はまた今後において議論することがあるかもしれませんが、しかし、これは少なくとも将来の世界の海運界が原子力船に向かっている、それに備えてわが国の第一船である、こういう意味から申し上げますならば、この点は十分考えられなければならぬ。

この製作過程なり、特に商業秘密の部分でできぬということになりますと、その部分は、これは三菱原子力工業の独占的な技術になるということになる。そのことがはたして、この第一船の建造からいって、妥当なことであるかどうか、こういうことがあると思うのです。でありますから、この点は、私は問題を今後に残しておこうと思っております。それから次の問題は、これは原子力委員会にお尋ねしたほうがいいのじゃないかと思っております。

が、昨年の三月十一日に私が五十八国会で質問しておるのではありませんが、原子力第一船の就航問題をどう考えるか。すなわち、四十七年の三月にはこれが性能の確証が終るわけですから、そうして四十七年の三月には事業団はなくなるはずだ。そういうことですね。そうすると、原子力船が四十七年の三月に完成したとして、試験運転その他はどうするつもりかということ。よもや、できたらそれでほっておくのだということではないと思ふのです。生みっぱなしではないと思ふのです。完成と同時に係船するのでもなからうと思ふのです。第一船をつくりました目的は、これでは達せられない。その点、どうお考えになりますか。

○木内(清)大臣 お説のように、船はでさうがった、それを係船するというのでは意味がありません。しかし、運航の主体、だれに運航させるかということ、まだきまつておらないのです。これからきめるべき問題だと思っております。

○内海(清)委員 これはいま大臣が言われましたが、確かに今後の、事業団がなくなつたあとこの船の管理をどこがやり、だれが運航するか、こういう問題があるわけですね。その問題と同時に、これは四十七年の三月にはどうするか、こういう問題は十分残るはずなんです。それをいまから考へておかぬというのはいかぬかと思ふのです。

○梅澤(清)委員 四十七年の一月引き取りまして、事業団として、先生おっしゃいますように、四十六年度一ぱいでございまして。その後やはり上昇試験と、それから実験航行をやらなければならぬ。いまのところそれをやる実験段階には約二年ぐらいかかるのではないかと、これが予想されております。したがって、その時点におきまして、これは当然今後事業団のあり方等を考へていかなければならぬ点がある、こう思っております。

○内海(清)委員 原子力委員会、何かお考えがあらまうか。

○山田(清)委員 全く同じ答えてございまして。したがって、二年間ぐらいいはどうしても慣熟運転をしなければ第一船をつくらなければならないと思ふので、したがって、いま事業団法でまわっている期日の関係を調整せざるを得ないと思つております。

○内海(清)委員 しかし、これは時限立法ですから、その点はどうお考えになっておるのですか。四十七年の三月には事業団はなくなるのです。

○木内(清)大臣 時限立法でなければ、そういう点についてはまた御審議を願つて、必要な限度においてやはり延長していただかなければならぬと思つております。

○内海(清)委員 大臣は、この解散後の運航も考へなければならぬということだし、その形態をどうするかという点もはたして問題になります。うが、いま言われました事業団の延命といふことが、これを延ばすという点、こういうことも当然必要だと思ふのです。あるいは事業団の延命をする以外に適當な処置が考へられておるかとも思ふますが、いづれにいたしまして、そのことはもういまから考へておかなければならぬ。いまから三年です。しかも、これは国会の承認を得なければならぬわけですね。だから、必要な立法措置というものはいまから考へられておかなければいかぬが、どうもまだいまの答弁では、そういうことは何ら考へられておらぬように思ひますが、どうですか。

○木内(清)大臣 いま直ちにどうということはありませんけれども、お説のとおり、これは十分に検討して考へなければならぬ問題だと思つております。

○内海(清)委員 いろいろ問題があると思ひますが、時間の関係でなるべく急ぎますが、これは確かにある程度のタイムスケジュールはいまから当然持つておくべきだと思ふのです。そういうことも一応考へてみまして、いまの原子力第一船は、これは計画どおりきつといくというところから聞きますかどうか、その点を一応事業団のほうから聞いておきたい。

○佐々木(清)参考人 計画どおりいくようにしたい

○内海(清)委員 いまありました遠隔鑑地というのは、事故があった場合に、そこまで引き出すということですかどうですか。

○海運政府委員 私もちしかいまの先生のおっしゃることと存じておりますが……。

○内海(清)委員 それではそういうふうなのをあとから一ぺん詳しく、しろうとでわかるようにきちんとやって出してください。それと同時に、そういう一応の基準というものは大抵国際的に認められておるものかどうか、あるいは日本の委員会で大抵そういうふうなことを考えられたのか、その辺のところがありましたらひとつ……

○山田説明員 これは原子炉の出力によってきまるものでありまして、この場合にはこういう値であるけれども、もっと大きな原子力船が来れば、もっとよけいなる場合があるということになると思います。これは事故の状況を審査しまして、そうしてどこまであぶないかということを調べて結果ですから、第一船ではこれだけの、一万馬力という原子炉だから、こういうことになるので、その数字自身は国際的にさまたつものではございません。しかし、そういう考え方はあると思えます。

○内海(清)委員 それは船によってもちろん違ひでしょう。違ひでしょうが、たとえば第一船程度であればこのくらいいい、これよりもっと出力が大きくなつてくれば違ひてくるでしょうが、しかしおおよそこれが基準になつてきまるわけじゃないですか。

○山田説明員 ただいまのは第一船の安全審査をした結果出てきたものでございますから、次のものがどういふものであるかによつて変わると思えます。

○内海(清)委員 そういうふうなものが、一応第一船ではこれで安全であるということになりますから、これは出力その他関係がありましようが、一応大体基準になると見て差しつかえはないですな。

○山田説明員 第一船については基準になるといふことはいえると思ひます。

○内海(清)委員 そうすると、船の出力、大きさその他によつてこれは全部変わってくるわけですか。

○山田説明員 これは出力だけではございません

で、どういふ安全設備が存在しておるかということとも関係がございます。したがって、出力に比例して大きくなるとか、出力の自乗に比例するとかというのではございません。安全設備もあわせて考えまして、安全審査をした結果出てくる数字でございます。

○内海(清)委員 それはもちろんです。しかし、安全審査をやるわけですから、これは安全には、大体第一船が安全なら、それより悪くなることはないでしょう。でありますから、一応の基準にはなると考えますが、そうすると、一船一船によつてこれは変えなければならぬということですね。そう解釈していいですか。

○山田説明員 ことばどおり言えば確かにそうでございます。みんなの炉の大きさが違ひ場合には、一々審査した結果が出てまいりますから、それによつて違ひてまいります。

○内海(清)委員 わかりました。そういたしますと、将来におきまして、母港を決定する場合に、そこにはどんな船が入ってくるかわからぬのだから、これはよほどむずかしい問題になると思うのです。だから、定係港をつくる場合には、こういう点がすべて考慮されて、これがつくりなればならぬ。したがって、その港には、どのくらいな船まで、どういふ安全性を持った船までは入れる、それ以外は入れぬということになつてくるわけですね。

○山田説明員 お説のとおりだと思います。もちろん、また船が大きくなると、水深その他が大きくなりますから、そこへ入れない状態も生まれます。

○内海(清)委員 それでは、これはこの程度にしておきましょう。

それで、第二船以下ですが、さつき大臣は、第二船、第三船は考えておらぬという福岡委員への御答弁であつたと思ひますが、そうですか。

○内海(清)委員 いまのところは、まだそこまでいっておりません。

か。そういうことですね。

○梅澤政府委員 第二船等についての考え方の検討はいたしております。しかしながら、この船用炉の問題が一番問題でございます。船用炉の研究、これを委託研究で進めておられますが、第二船につきましても、実用原子力船の建造、運航ということでも考えますと、やはり民間に相当の期待をするという考え方を持っております。その程度で、いま検討中でございます。いつ計画を具体的に立てるといふことはまだ考えておりません。

○内海(清)委員 それは、検討しておるといふことは、第二船以下を建造することを考えて検討しておるのとは違ひますか。

○木内国務大臣 いま原子力局長からお話し申し上げたように、第二船以下は今後民間でやることを期待しておるといふことです。

○内海(清)委員 民間でやることを期待する。そうすると、政府は第二船以下には何らタッチせぬということですか。

○梅澤政府委員 昭和五十年代には原子力船に実用価値が相当出てくるという見込みは考えております。そうして、それについて民間に対して期待いたしますが、民間に対して期待するに際しては、国の助成策等は当然考えていかなければならぬ、このように存じております。

○内海(清)委員 私は、この問題についてはどうもいまの答弁はちよつとおかしいと思ひます。これはわが国の海運政策からもこれが出てくるかもしれない。あるいは造船の技術の開発がこれを推し進めていくかもしれない。これは私には面があると思う。だから、そういうことは科学技術庁としては何ら考えておらぬということですか。

○梅澤政府委員 先ほど申し上げたように、やはり炉の開発ということが一番問題だと思ひます。また、その自主開発という点で現在われわれのほうは日本造船研究協会を通じて船用炉の研究については委託費を出しておるわけでありまして、そういう関係で、当然今後の原子力船の発展

を期しての研究開発ということを進めております。

○内海(清)委員 どうもはつきりいたしませんかね。もちろん、これを開発していくのには、船用炉の開発ということが一番問題だと思ひます。ところが、昨年の三月十一日に私が質問いたしました。ここに議事録があります。これでは、当時の鍋島国務大臣、科学技術庁の総力をあげて船用炉の研究体制をつくることはつきり言明されておるのですよ。読みましようか。これははつきり言明されておる。何かそういう体制ができておるのですか。

○木内国務大臣 ただいま原子力局長から申し上げたとおり、これは委託しましてその研究をやつてもらつておるといふ段階です。

○内海(清)委員 どこへ委託されておりますか。

○梅澤政府委員 日本造船研究協会でございます。

○内海(清)委員 そのことは、鍋島長官の「科学技術庁の総力をあげて」ということになりませんか。

○梅澤政府委員 原子力船につきましては、確かにわれわれのほうにも、それから原産におきましても原子力船についてのいろいろの御意見、御要望が出ております。したがって、原子力委員会としても原子力船の問題については、慎重にこれは具体的に進もうという考え方で、現在原子力委員会がみずから運輸省等そういう関係省の意向等をお聞きになりまして、それで進めていこうという態勢で現在進んでおるところでございます。

○内海(清)委員 これはいろいろ言われますが、私はどうも科学技術庁にこれらに対する熱意があまりないと思ひます。というのは、これは四十四年二月十九日、みずから原産の原子力船懇談会と懇談されておる、この記録があるのです。これはもちろんはつきりした責任者がなかなか出ておられぬけれども、原子力局長からは、梅澤局長が国会へ出席のために大坂保男政策課長が出席しておられる。運輸省からは加藤さん、これが出席

しておられるのですが、この記録を見ますと、私のこの前の質問に対する科学技術庁の答弁よりかなり後退した答弁なんです。これはだれが出席されようと、少なくとも科学技術庁を代表して出席され、運輸省を代表して出席された人の発言です。その点どうなんですか。

○山田説明員 この問題につきましては、原子力委員会としても、非常に重大な関心を払っておりまして、したがって、内部的な検討を十分やっておりますが、これはまだ専門委員会をつくってどうやらやるという段階に至っておりません。その理由は、要するに、原子力船が、世界的に見まして、どのくらい動いているかというのを考えていただければよくわかると思うのであります。これは、イギリスもやめましたし、アメリカも一時大げさにやりそうであったけれども、やめたわけでありまして、したがって、これの経済性が非常に重要であるというのを考えざるを得ないのであります。先ほどの、民間に主体を置く、民間に期待する、という点から特にそうでありまして、ところが、日本の第一船の原子炉は、原子炉の中でも最も旧式でございまして、そういう意味では、オットー・ハーンに比べてだいぶ劣っております。したがって、それが経済性をあげ得ない原因になるわけでありまして、現在いろいろ考えられております、民間で考えております原子炉の形につきましても、まだ十分ではないのではないかと。最近の情報によりまして、ドイツは、原子炉は三万五千馬力ぐらいになると経済性を得られるといっておりますのであります。日本では十萬馬力ぐらいにとどめだ。そういう違いはどこにあるかという点も十分突き詰めた上で本格的に取り組んでいくべきであると考えております。

○内海(清)委員 これは、まあ委員会のそういう発言ですけれども、そのおりの懇談会のメンバーの方のいろいろあれを見ますというところ、かなりやはり心配しておられるようです。というのは、西ドイツのオットー・ハーンに次いで、三萬八千重量トンあるいは五萬馬力の実証船の建造、これは

第三次計画で出た。あるいは二十一萬五千トンの鉱石運搬船またはコンテナ船の設計も研究をやっているという状態、さらにまた、アメリカでも、これは原子力船ではありませぬけれども、大型コンテナ船、三十ノット、そしてコンテナを千四百十積むという、こういうふうなのが日本に引き合いに出されております。そういうふうなことも考え合わせ、日本が海運国であるがゆえに、第一船はそれらに備えてつくることにきまつたわけですから、ところが、その第二船の研究開発、こういうふうな問題に関して、船用炉の開発については、いずれにしても、これは真剣に取り組まざるを得ぬ問題じゃないか、こう考える。ところが、どうもまだ経済的に見てあれだからということでは済むのかどうかということになります。

○山田説明員 ドイツの場合は、内海先生御指摘のとおりでありまして、これも三萬五千トン程度のもので第三次計画にもしかすると入るかもしれない、こういうようなことを聞いております。したがって、われわれとしても、当然考えるべき問題であるというふうな考えを、慎重に検討いたしております。しかしながら、現在まで出されております案そのもので進行いたしますと、必ずしもいい方向にいくかどうかわかりませんので、やみくもにスタートするよりも、十分足元を固めてからスタートしたいというのが原子力委員会の考えであります。

○内海(清)委員 これは、そういう点、私は、ドイツは非常に合理的にもの考える。私も一昨年、オットー・ハーン建造中に行きました。ところが、あそこは母港をつくっておりません、実験船だから。船の中で燃料の差し替えもできるようなになっている。いま母港をつくる費用はかけない。この実験船で十分実験して、必要があるならばこれをやろう。その結果、ドイツは次をやろうというわけですね。そういうことですよ。だから、オットー・ハーンは日本の第一船よりはおそらくから計画して、はるかに早くできてしまった。このことが日本の科学技術の振興に対する考え方のい

こじさであると思ふのです。もつと合理的にもの考えてやっていくべきじゃないかと思ふのです。これは、いまから言うたて始まりませんけれども、それで、昨年の私の質問に対しては、原子力委員会の中に専門部会を設けよう、このことがはっきり言うてあるわけですね。ところが、いまの山田委員のお話では、なお経済性の問題があるからちゅうちょしているということだと思ふのです。しかし、この研究開発というものは、私は、そのためにおくらしや相ならぬと思ひます。

まあ、時間がたちますからそれくらいにしておきますが、もし第二船以下をやるとした場合に、これは原船団のようなものでやるつもりがあるのか、それとも、さつきありましたような、民間自力ということも考えて、さらに政府は、研究開発には一臂の力をかそうけれども、この建造には力をかさないというのか。およそ私は、その辺にやはりドイツあたりの考え方と日本の考え方が違うと思ひますけれども、どうお考えになつておられるか。

○木内閣務大臣 先ほども申し上げましたように、第二船以下は民間の建造に期待いたしておりますけれども、今後いろいろ研究してみまして、民間でないほうがいいというふうなことになるれば、またそのときは考えなければならぬ、かように考えます。

○内海(清)委員 まあ今後考えてということじゃ私は間に合ふかと思ふのです。早く腹をきめなければ間に合ふかと思ひます。このことは、ひとつ十分御検討いただきたいということを要望しておきます。

それからまた、私が質問いたしました当時、政府は、原産の原子力船懇談会、これの検討をまわつてというふうなことがあるわけですね。ところが、原産のこの懇談会は、昨年の八月にすでに要請書を出しておるのですよ。ところが、政府はそれに対して、どういふ具体的な策をとつておられるかどうかです。私は、寡聞にしてまだそういう

ことをあまり聞いていないんだが、どうなんですか、それは。

○梅澤政府委員 昨年の八月に原産から、原子力船の開発に関する要望というのが確かに出ております。この中の内容につきましては、先ほど先生がおっしゃいました、外航船舶の大型化とか、そういうこととの関係から、原子力委員会の中に、原子力船の専門部会をつくれということ、それから、船用炉の研究開発をしるというふうなことで、それで私たちがこれを原子力委員会におかしたしまして、委員会のほうとしては、その部会をつくるべきかどうかということで、いま先生のおっしゃるとおり、まだ部会をつくっておりません。しかし、現在、委員会のほうで、運輸省をはじめ関係者から意見の徴取をして、先ほどの経済性もございまして、持っていき方をどうするか、それから、第二船についての具体的な考え方をやはり立てなければいけませんので、その第二船の船種だとか船型だとか、こういうことまで行なう部会をつくるまでにまだ至っておりませんというところが現状でございます。

○内海(清)委員 まあ、いろいろ言われておるようですけれども、昨年の私に対する答弁とだいぶ食い違いがあるという事です。これは少なくとも、その当時長官が言明されたことです。ですから、そういうこの委員会が言明されたことが、そうそう軽々に皆さん方の考えで変わつていいか悪いかということですね。この問題があると思ふのです。少なくとも、変えるのであれば、それははっきり納得すべきだと思います。

それから、これは第二船に関連して、これは海運政策との問題があると思ふのですが、運輸省と協議されたことがありますか。

○木内閣務大臣 先ほど来原子力局長から申し上げておりますように、運輸省と十分連絡をとっております。

○内海(清)委員 運輸省のほうの管理官がおいでになつておられるかもしれませんが、運輸省は第二船以下についてはどういふふうにお考えになつてお

りますか。

○宇田川説明員 先生から先ほどの御説明がありましたように、外国の原子力船の開発について、ドイツ、アメリカあたりでも、まだ具体化はしていませんが、いろいろ計画等が発表されております。しかも、三十ノットの船の引き合いもきておるといふことから、今後特にコンテナ船の高速化というものが促進されるのではないかと、このように当然予想されるわけですが、それがいまして、こういう外国の趨勢といふことが、そういうものに對抗する意味において、日本でも技術の開発は進めなければならないといふふうに考えられるわけですね。特に原子力船の場合には、経済ベースに乗るような船にするといふことからは、船用炉の開発というものが重点が置かれるのではないかと。もちろん高速に伴う、ほかの船体関係の問題もございすけれども、原子力船がたとえ三十ノット以上になると有利であるといふようなことになりまして、当然船用炉の開発に焦点が置かれてくるのではないかと。第二船に考えられるわけですね。したがって、第二船の建造という問題に入る前にやはり船用炉というものの改良、開発——第一船ももちろんやっておりますけれども、さらに経済ベースに乗るような意味での船用炉の開発が、それ以前の段階で必要じゃないかと。そういうことから、先ほど科学技術庁のほうで御説明がありましたように、運輸省のほうと科学技術庁のほうと、いま協議しております段階でございまして、まだ運輸省としては、第二船はどういう船種で、どういうものをつくるべきかというところまでは考えておらないわけでありま。

○内海(清)委員 それで大体わかりましたが、これはいまお話しのような船用炉の問題がもちろん先決だと思ふのです。そうすると、これは技術の開発になりまふ。だから、技術の開発が海運の形態を変えるということとさつきちよと申しましたが、そのことだと思ふのです。ですから、いまのお話で、十分この点は運輸省も重視をしてもらわなければならない、こう思ふのです。ところが、相談でなかなか実際の研究開発が進まぬようでありまふから、これではまことに心もとないといわざるを得ぬと思ふのです。早く手をつけていくといふことも、これまた重要なことで、いままで原子力船をすでに建造しておるものでありますから、原子力船についてはかなりの研究ができておると考えなければならぬ。その足らぬところが特に船用炉といふものであるならば、これに全精力を注がなければならぬ、こういうことだと思ふのです。この点はひとつ十分お考えいただきたい。なお、いまお話がありました、西独や米国は高速の原子力コンテナ船、これは確かに考へつたもので、いろいろなものが出ておりますから、いま経済性がどういふことかといふことで、日本がこれで足踏みをするところは、将来日本の海運のために私はとらざるどころでなければならぬと思ふのであります。この点はひとつ十分御勘案いただきたいと思います。

それから、その次についてお尋ねしておきたいと思ふのは、外国との協力関係です。これは、開発について、特にアメリカや西独とはどういふふうな協力関係ができておるかといふことであります。これは昨年の十月ですか、サバパンの燃料交換の問題があったはずだし、あるいは西独とも、そういう問題については交渉があったはずだと思ふんだが、それらについてひとつ明らかにしてもらいたい。

○木内国務大臣 アメリカ、西独から情報を得ておりますが、なお、両政府のほうから、双務的の技術協力の申し入れがあるようなわけでありまして、これをどうするかといふことはいま検討中でございます。

○梅澤政府委員 西独もやはり、アメリカと同じように、クロスライセスといふますか、双務協定の考え方でやってくれないかという話がきておりまして、現在検討中でございます。

○内海(清)委員 西独も、私もおとし入りました時分に、十分ひとつ協力してやってみたいということをわれわれにも申しておいたわけでありまふから、いろいろな問題はありまふしうけれども、そういう、日本よりも確かに原子力船については進んだ国でありますから、十分協力関係を結ばなければならぬと考えるのであります。

それから、これは私は原産新聞で見ましたが、西独は今度の万国博覧会にオットー・ハーン号を来航させたいという意向を伝えてきておるようでありまふ。御承知のとおり、さきにサバパンにつきましては、これは寄港を日本政府は拒否した、今度のオットー・ハーンに対してはどういう態度をとられるか。

○木内国務大臣 外国から原子力船が入る場合には、御案内のように、原子力委員会において、まず第一に安全性を確保しなければならぬ、これがまず第一点です。その次には、補償の措置が十分にできなければならぬ。ところが、ドイツのほうには、補償の最高限度一億ドルと聞いているのですが、また、アメリカのほうは五億ドル、日本のほうではいまのところ、補償は青天井といふまふ、損害があつたから幾らでも補償しなければならぬといふようなことで、話し合いがつかまぜんものですか、前回サバパン号は入港を見るに至らなかつた、ドイツについても同様だと思ふます。ドイツは一億ドルといったのでは補償の最高限度が低過ぎますから、そういう意味で、その点からいって、ちよと困難ではないか、かように考えております。

○内海(清)委員 そうすると、これもその点で拒否する、こういうことですね。

○木内国務大臣 そういう協定ができれば、やはり拒否せざるを得ないと思ふます。

○内海(清)委員 これは、もし寄港を許可することになると、いま言うたいいろいろの問題がありまふから、二国間協定を結ばなければならぬわけですね。その他適切な処置をとらなければならぬ。こういうことになつて思ふます。これは日本の第一船とも関連を持つわけですね。これも関連を持ちまして、海外との協力関係をどうするか、こ

ういふ問題です。これは日本の第一船もできるのではありませんか、当然このことは考えなければならぬ、その点についてはどうなつていますか。

○木内国務大臣 確かにお説のような点がありまふから、そういう点は検討すべき問題だと思つております。

○内海(清)委員 これは少なくとも二国間協定でありまふが、いままでサバパンを断つた、今度オットー・ハーンも断つたといふことだが、それほど二国間の協定というものはなかなか簡単なものではないのです。これはよくおわかりだと思ふのです。ところが、日本の第一船ができて、そうなりますと、特殊運搬船だ、これは海外にも行くでしよう、いまの計画からいへば、そういう場合に、二国間協定が当然要るわけですね。そういうことをすでに考えておられますか、時間的に十分間に合いますか。

○海運政府委員 サバパンにつきましても、オットー・ハーンにつきましても、安全性としては多分——サバパンのときには入つていふ形になりました。ただ、損害賠償の規定のところ、向こう側の国会が承認をしないと変えられないといふところで、向こうから断つてきたといふ形になつております。したがって、われわれのほうとしては安全性が第一で、また、そういうことであれば入つてもらつてつこうではないかと、いう立場でわれわれは動いております。その関係からは当然わが国の原子力第一船も海外に出る場合があるという場合には、できるだけそういうふうに向つていきたいといふ考え方でございまして、したがって、よそから来る船を全部断つていふといふことではございせん、入れたいという形でございまして、ただ向こうのアメリカ自身が国会承認を得て変えるといふことができなくてサバパンが来れなかつた、そういうふうにお考えいただいたほうがいいのではないかと、思つております。

○内海(清)委員 これは向こうの国会審査でできなかったといふことですか、そのためにといふこ

ういふ問題です。これは日本の第一船もできるのではありませんか、当然このことは考えなければならぬ、その点についてはどうなつていますか。

○木内国務大臣 確かにお説のような点がありまふから、そういう点は検討すべき問題だと思つております。

○内海(清)委員 これは少なくとも二国間協定でありまふが、いままでサバパンを断つた、今度オットー・ハーンも断つたといふことだが、それほど二国間の協定というものはなかなか簡単なものではないのです。これはよくおわかりだと思ふのです。ところが、日本の第一船ができて、そうなりますと、特殊運搬船だ、これは海外にも行くでしよう、いまの計画からいへば、そういう場合に、二国間協定が当然要るわけですね。そういうことをすでに考えておられますか、時間的に十分間に合いますか。

と、これは二国間協定ではそういう問題がいろいろ出てくるでしょう。したがって、日本がよそへ行ってもその問題が起きるかも知れぬ。だから、よほどこの点は前広に二国間協定を結ばなければならぬと思う。

それから、寄港を受け入れるとしますと、受け入れ準備などでは、港湾管理ということ、これは原子力潜水艦が入った時分に、いろいろ私も質問いたしましたが、港湾管理の問題、これはまたきわめて重大だと思ふのです。寄港受け入れ準備あるいは港湾管理というようなものを含めてどのような責任体制で臨まれる気持なのか。そういう検討がいま行なわれているのかどうか。

○石田委員長 内海君に申し上げますが、だいぶ時間を経過しておりますので……

○梅澤政府委員 港湾管理体制につきましては、もちろん、先ほど申し上げました安全審査の場合にいろいろ規定がございます。それで、それに基きまして考えますと、いまの原子力船の運航で考えて、母港については特別の規制関係が出てくる。それから、それにつきましては、もちろん燃料の交換等がございます。しかし、立ち寄るといいますか、寄港といいますが、これにつきましては一つの基準がございますが、その基準の中に入れば入れる形になります。ただし、寄港する場合には当然総務大臣あてに届け出が参ります。そういう形にしております。その届け出が参りますと、必要事項を運輸大臣のほうに総務のほうから通知をする。運輸大臣は港則法に基づきまして、その港則法で原子力船が入る場合の指示事項等を与えて入れる、あるいは寄留するところはどうにかするかと、あるきめるといふ形を行政的な措置としてとることにしております。

○内海(清)委員 この港湾管理の問題は非常に問題を起こしやすい。これはもう去年の三月、あるいは五月、私も質問しておりますが、佐世保、横須賀で——これは商船と潜水艦はまた違うという面もありますが、港湾管理体制がいろいろ問題になったわけだ。しかも、去年の二月の横須賀では八

回くらいいろいろな問題が出ていた。原潜ではないということには最終的になったけれども、八回も問題を起こして、それがいまだに原因が十分解明されていないのです。原因がはっきりしておらぬのです。こういう体制にあるから、いろいろ問題を起こすわけですよ。でありますから、将来の原子力船の寄港港に關連して十分な港湾の管理体制、これはわが国では十分過ぎるほど十分にやっております問題ない、こう思ふのです。現在の管理体制でいいと思われておりますか、どうですか。

○梅澤政府委員 現在安全審査等で考えられましたが、場合に、居住地帯と一定の距離をとるといふことは先ほど御説明いたしたとおりでございます。それに基きまして管理体制というものがございまして、そのほかに、入りました港には港長がおりますから、港長からその港とこの港との条件——これは港、港で条件が違ふと思ひます。それに對して、運輸省のほうからの指示で、港長がそれに對しての指示を与えるということ、万全の策ができるんじゃないか、こう思っております。

○内海(清)委員 まあ、これは、私は横須賀の資料をみな持っておりますが、八回も起こしておるんです。二月で、しかも、その原因ははっきりしてないという事です。原子力潜水艦じゃないという事です。どうやらこうやうな言いわけけれども、原因ははっきりしておらぬということ。どういふことで、はたして住民が安心するかどうかです。ですから、この問題はひとつ十分やってもいいと思ふのです。これは強く要望しておきたいと思ふのです。でありますから、こういうふうなのは、私は潜水艦が入るとかその他のような場合には、やっぱりこの委員会でも十分というふうな、前よりは管理体制ができたんだというふうなことも報告してもらいたいと思ふ。でありますから、それがいいものだから、いつもこう言つて質問しなければならぬ、問題が起きてくる。

それから、もう終わりますが、原子力船の寄港

港についてどう考えておられるかということですが、これは原子力船ということでも特別な扱いをする方針ですか、どうですか。

○梅澤政府委員 母港と寄港港は、さつき御説明いたしましたとおり、母港につきましては、これは燃料の入れかえ等がございまして、特別な措置が要ります。

それから、寄港につきましては、これは先ほどの基準がございまして、その運輸省等の規則、それに基きまして、その基準に合えばこの港にでも入れるという形になる、こういうふうな考えております。

○内海(清)委員 これに關連して、さつき基地の問題が出ましたから、ちよつとお伺ひしておきたいのは、横濱へ母港をつくらうとしたのが、これは地元の方でできなかったが、瀬戸内海とかあるいはこういう東京湾その他のような狭水道の多いところ、こういうところには原子力船の航行制限をするような考え方がありますが、どうですか。

○木内国務大臣 さつき申し上げたのは、そういうところに定港をつくるのが適当でないかという話でありましたけれども、その他航行全般については、安全性を確保される場合に、必ずしも定港のような考え方はいたしておりません。

○内海(清)委員 航行は狭水道でもかまわぬ。これはたしか、何か原子力委員会じゃないですけれども、どこかで、科学技術庁の關係のあれで、港からどのくらい距離離れたところを航行しなければいかにぬかという議論もあつたと思ふのです。そういうふうな問題は、われわれはしろとでわ

るならば、これはやはり将来問題になりますから、そういうことに対する御意見は、いま伺わぬでもいいですから、あつたらあとからひとつお知らせをいただきたい、こう思ひます。

たいへん長うなつて失礼でございますが、これで終わります。

いろいろ問題を申し上げましたけれども、特にここで私が要望しておきたいのは、原子力委員会は、この昨年の長官の言明によつて、早急に専門部会を設置して、検討を開始してもらいたいということを考えるわけです。それから、原子力船開発の体制づくりも昨年の言明のとおり、具体的に進展させてもらいたい。その当時の言明から大きく後退しておる感じを持っております。それで、はたしていいのかという気がいたします。この二つを特に要望いたしまして、終わります。

○石田委員長 答弁は要りません。

○内海(清)委員 もしあれば……

○山田説明員 原子力船の開発を非常に有効にやつていくためには、事前の準備は十分しなければならぬ、しかし、やるならば大いに強引にやつていくということではございまして、その前に十分な調査をしないで、ただ委員会をつくりまして漫然と流れていく場合もあり得るのじゃないかというのを心配しております。重要な問題でありますから、これは原子力委員会は何か動いていないじゃないかという御批判もございましたが、去年の夏以来、原産の原子力船専門部会の方々とダイレクトによく会ひまして、どういふ真意であるかということも十分伺つております。

○内海(清)委員 ちよつと発言させていただきます。それなら少なくとも長官が言明されるのは——原子力委員長ですよ。(木内国務大臣「私が委員長です」と呼ぶ)その当時の長官が言明された。当時の委員長ですよ。それがあなたのようなことで、簡単にどんだん変えられていっていいですか。読みましようか、この議事録を。

○木内国務大臣 さつきお読みになったことは拝聴しました。そこで、具体的にとおっしゃいます

けれども、私のほうは、すでに具体的に造船の技術協会に委嘱しまして、その問題を具体的に、船用炉の問題を研究してもらっておるのですから、何もやらないと言われることはちよつと……。今後におきまして、できるだけやっつけていきたいと思ひます。

○内海(清)委員 そのときには、ここにありますように、ちゃんとこれは書いてあるのですよ、委員会の中に専門部会を設けてやる、それをやっつけていないじゃないですか。

○梅澤政府委員 前鍋島大臣のときに確かに部会をつくるという考え方で進んでおります。ただ、そのときに、タイミングがちよつと延びておりまして、委員会として関係省、それから関係機関からいろいろな話を徴取しているという時期が長引いておりまして、まだ部会をつくるまでに至っておりませんが、それについては早急に考えたいという、前大臣の意向はもちろんです。ただ、申しわけないことに、ちよつと時期が延びているということでございます。

○内海(清)委員 もう終わりますけれども、それは、その当時の発言からいえば、当然つくられなければならぬ、そういうことでしよう。それを、いまのような言い方で、少なくとも大臣が発言される時分には、それに対しては、その下部機関というものはみな承知しておらなければならぬ、それがいまかかわっておられるから、そういうことを言われるかもしれないけれども、そういうことを言うことが言えぬはずだ。だから、そういうことを軽々に発言されることがすでにこの問題について真剣でないということだと私は思う。もしその情勢が変わってできぬのなら、できぬとはつきり、その当時、その直後において言うべきだ。答弁はもうよろしいです。

○石田委員長 以上で内海清君の質疑は終了いたしました。次に、近江巳記夫君。

○近江委員 非常に長時間、大臣以下関係者の方々非常にお疲れと思いますが、私もできるだけ簡単に終わりますから、皆さんも明快に答えを願ひたいと思ひます。

アメリカ、ソ連、西ドイツの原子力の第一船、この運航実績の問題であります。一つは、経済性について所期の目標どおりになっておらない、さらに、この安全性についても非常にトラブルがある、このように聞いておりますが、その点について簡潔にお答え願ひたい。

○梅澤政府委員 アメリカのサバンナ号のいままでの経過を申し上げますと、昭和三十七年五月に完成してから、三十九年には欧州十四カ国を歴訪しております。それで、十六の港に入港しております。それで、その当時はデモンストレーション的な航海ということで行なっておりまして、その結果、一応その所期の目的が終りましたので、四十一年の八月から一般貨物船という形として運航することになっております。それで、政府の運航補助を受けて欧州航路に就航いたしました。それで、四十二年六月には初めて極東方面、韓国、フィリピン等に来ております。それで、昨年八月から九月にかけて第一回の燃料の交換をしております。現在新たに、今後としての運航会社を選定していく、そういうふうにいわれております。ただ、これにつきましては、サバンナ号は四十二年の十一月二十三日に原子炉部分でなく、ところで故障があったと聞いております。しかし、これはその月の二十七日までに直りまして、すぐまた就航についております。それが一つでございます。

それから、ソ連のレーニン号は、これは砕氷船として昭和三十四年の九月に完成して以来、砕氷船として北極海ですか、そっちのほうに就航して、三十八年六月に第一回の燃料交換をして、十萬キロの航海をしております。そのうち六萬キロは氷海で活躍して、約三百隻の船舶の誘導といたしますが、そういうことに役立っております。それで、現在ちよつと第二次燃料を入れかえて航海を行なっている、それ以上のこまかい点はちよつ

とわかりません。それから西ドイツのオットー・ハーン号は、これは昨年の十月でございますが、十月に試運転に入りまして、現在国内の北海沿岸、その各港を訪問中でございますが、結果は良好だといわれております。しかし、まだ国内だけの運航ということでございます。ことしの秋からノルウェーからの鉱石運搬、それにこの船が就航するのではないかと、こゝにいわれております。

以上がいまままでの三隻の現状でございます。○近江委員 先ほどからずっと聞いておりました、わが国の第一船の建造状況というのをおくれている、先ほどの答弁では四十六年末までに間に合はせまう、このようにお答えになったわけですが、その点は確信あるのですか。

○梅澤政府委員 先ほど御説明いたしましたのは、四十七年の一月に事業団に引き渡し、それから試運転、実験航海に入るといふ大体的段階で、これは予定どおり進むというふうに考えております。

○近江委員 しかし、あなた方、これは当初計画ですか、計画変更じゃないですか。私の前にもらったこの時点においては、船体の起工にしても四十二年のおそらく十一月か十二月だと思ひますが、船体の進水については四十三年の八月ぐらいの予定ですよ。ところが、あなたのほうでかつてに計画を変更している。船体の起工は四十三年の十一月、そして進水が四十四年の六月。何でこれ、当初と中間でこれをそのように変更したのか。これは当委員会にはかりましたか、変更の点をどうですか、これは、少なくとも法律は四十六年末でしよう。これを皆さんの計画を見て、その当時に私はお聞きせんけれども、先輩の当委員がその計画を承知しているはずですよ。かつてに四十七年ですと、そんなことを言っているんですか。当初計画を途中で変更になったその経過を話してください。

○梅澤政府委員 原子力第一船の開発に関しましては、基本計画が当初昭和三十八年でございます

たが、七月に策定されました。その後、船価が非常に大幅に上回ったこと、原子力船の実用化の見通しというものが明らかになってきた等の事情から、四十二年の三月に原子力委員会では基本計画を変えております。そこで変わったのがいま先生のおっしゃった点でございます。

その要点を申し上げますと、船種については、当初は海洋観測船として考えたわけでございますが、実験航海終了後は特殊貨物の輸送に供するようになしようということで、そこが変更されたわけでございます。したがって、観測船から特殊貨物船の考え方に変わった。それから、それに伴ひまして、総トン数も当初は六千九百トンと考へましたが、約八千トンということに変わったわけでありまう。その基本計画の変更とあわせて、第一船の建造費が初め三十六億円という考へ方が五十六億円となりまして、その開発スケジュールについても、いま先生おっしゃいましたように当初計画から少しくおくれまして、四十四年の三月に原子力船が完成して、その後四十六年末までに約二年間の慣熟運転、こゝいう当初計画が実は変わりました。先ほど申し上げましたように四十七年一月引き渡しという段階になったわけでござい

ます。その点のいきさつにつきましては、その当時の科技特におきましては、いろいろ先生方の御議論もございまして、御意見を伺つておる次第でございます。

○近江委員 そうすると計画を変更して、四十七年の七月ですか、三月ですか……

○梅澤政府委員 一月でございます。

○近江委員 一月までにとると、こゝいうわけで

すね。○梅澤政府委員 一月に事業団に引き渡しを受けまして、それから出力上昇試験、それから原子力船の試運転というのを事業団がやるのがそのあと続くという形になっております。

○近江委員 その計画の変更、それは当初計画がいかにずさんであったかという点で変更になったんだと思ひますが、いずれにしても、そうした計

画について、一応途中で事情があれば変更するのはしかたがない、そういうことではまずいと思うのです。やはり計画はできるだけその実現に向かつていく。そういう点で、これからいろいろな計画を立ててなさるわけでありまうけれども、計画はあまり途中でそのような変更、変更、そういうことのないように、もっと長期の見通しを立ててやってもらいたい。その点を要望しておきます。

それから、国産原子炉を採用する、こういうことで出発したわけでしょう。その点は、先ほどからもウエスチングハウスのそういう問題が出ておられますけれども、実際上それは国産としてやっているのですか。どのくらいの部分、国産といえるだけのものをタッチしているのですか。

○内閣参考人 まず、ほとんど国産でやっているといっているのですが、いまの原子炉の炉心の部分、これが非常に生命でありまして、むずかしいものでありますので、そのところはウエスチングと技術提携をしたということ、それからコントロールロッド、これは非常に大事なものでありますから、これを輸入するということがおこなわれるものでありまして、その他、ポンプの特許なものを輸入するというのもございすけれども、まず一〇%か一五%くらいが輸入でございまして、あとはほとんど国産でやっております。

これは最初のものでありますので、できないこともないと思われまうが、大事をとりまして輸入する、こういうことにしたわけでありまう。

○近江委員 私は原子炉のことを聞いていますので、

○内閣参考人 ただいま申し上げましたのは原子炉のことでございます。原子炉だけのことを申し上げました。

○近江委員 わかりました。しかし一番肝心な大事なところは、要するに全部外国のものではないか。

入でございす。一番大事なことではございすから、輸入してあります。

○近江委員 当初計画においては、国産の原子炉を採用する、しかしながら、そういうような最も大事な部門は輸入——そういう点ももっと、どれだけの努力をしてきた、やはりそれだけの実績がなかったらだめだと思ふのです。

それから、先ほど外国船の状況も聞きましたが、そういうような安全性についてもいろいろ心配すべき点が出ておった、こういう点で、私は安全性という問題で、この第一船を非常に心配しているわけですね。したがって、この構造、運航、あるいは原子炉運転上の技術的な問題、乗り組み員の安全訓練、いろいろ問題があるかと思ひますが、その辺の安全性についてどういう配慮と、また具体的な処置をとっていくか、明確に答えてもらいたいと思ひます。

○内閣参考人 ただいま申し上げました中で、輸入いたしますと申し上げましたのは、いまのコントロールロッドその他でございまして、炉心の一番大事なところは、先ほどからも問題がありましてウエスチングからチェック・アンド・レビューをやつてもらうということになっておるのであります。そういうことをやりまして、そして安全性を確保していくということに考えておる次第でございす。

○近江委員 いろいろ問題が重複しますから、また今度したいと思ひますけれども、最も大事な船用炉の問題にしましても、先ほど内海さんからいろいろな話がありまして、先ほど、そういう点、前的大臣もはっきりと確約しておるわけですね。よその国で経済性が問題だから、わが国もやめる、当然これからの海運というのを考えていけば、原子力船というものは、やはりどうしても開発を進めていかなければならぬ。こういう点で、あなた方もあまりに国会軽視がはなはだしと思ふのです。その場だけ答弁したらい、それじゃ——われわれは国民の代表として皆さんに質問しているわけですね。そんなことを、大臣がかわ

わつたからもう内容においてニュアンスが違つておる、あるいはむしろ後退しておる、そういうようなことであつては困ると思ふのです。少なくともこの委員会の席上で述べたことについては、誠意をもって実行すべきだ。私は根本的なことを開きたい。当然私も、この船用炉の問題については重大問題だと思ひます。そういうわけで、この原子力委員会にも原子力船に関する専門部会を設ける。そして、船用炉のそういう開発体制の確立をさらに進めていく。いまも日本造船研究協会ですとか、これがどれだけの体制を持った実力のあるところか、どんなところなんですか、ここは、ちよつと聞かしてくださいます。

○梅澤政府委員 これは一つの取りまとめ役でございまして、そこから会社に依頼をしておりまして、研究はそれぞれその会社に回して、日立等がその研究を進めるという形の共同研究体制の場としてつくられていくわけでございます。

○近江委員 そうすると、あなた方はそのままの体制でいいと思つておるのですか。どうなんですか、この点は。

○梅澤政府委員 いま船用炉のいわば基礎研究、開発研究といひますか、そういう時期で、盛り上げの時期でございすので、現在そういう考え方でいって有効に行なえるのじやないか、そういうことで、私たちもそういう委託費を出して研究を進めておるわけでございます。

○近江委員 原子力委員会の方も同じ意見なんですか。それでいいんですか。

○山田説明員 現状では、この船用炉というむずかしいものをやるためには、とても力が不足だといふことはもちろんわかりまう。したがって、強力な体制をつくる必要があるといふことを申し上げておるものであります。それで、専門部会をつくつてどんなやうな形で、そのときには、いま言ひましたやうな形ではなくて、もう少しがっちりとした体制で進められるといふことにならなければ、船用炉というむずかしい問題はやつていか

れないといふふうに考えております。

○近江委員 それから、第二船以降の建造については考へておらないといふやうなお話、そういうやうなニュアンスでありましたが、私はもっと推進すべきだと思ふ。そういうわけで、原子力船のこれからのさらに開発を推進していく。私は先ほどちよつとことばで入れましたが、この原子力委員会に原子力船に関する専門部会を正式に設置すべきだ、いまだどういふやうにやつておられますか、この原子力船に関しては。

○山田説明員 その専門部会をどういふ姿で発足させるかといふことのために、いま地固めをしておるわけでありまう。

○近江委員 将来はその専門部会を設けてやつていく、そういうおつもりはあるのですか。

○山田説明員 非常にいい姿でやつていきたいといふふうには考へておりますから、この原子力船が日本にとつて非常に重要であるといふことはもちろん認めております。その意味で、原子力船の専門部会をつくるだけではだめでございすから、そこでどういふことをやつて、どういふ予算的なことを考へていくか、そこまでやつていかなければならぬ、そういうふうに考へております。

○近江委員 それは当然です。ですから、研究開発の目標あるいは内容、研究開発体制あるいは計画期間、あるいは所要経費、これは当然織り込んでいかなければならぬ問題です。しかし、将来といふたつて、これはもうこれから先のことはみな将来ですから、私は早急にそういう体制を組むべきである、このことを皆さんに強く要望しておきます。

きようは非常に時間もありませんし、委員長からも先ほどあつたお話もありましたので、きようはこれで終わります。

○石田委員長 次に、齋藤三君。

○齋藤(憲)委員 私は簡単に委員長を通して資料の提出をお願いしておきたいと思ふのであります。それは、原子力産業新聞というものを私きよう

読んだのでありますが、この間の原産年次大会の記事が載っております。これを読みますと、原子力発電計画というものは、私たちが従来知っておったものよりも長足の進歩と申しますか、発電量が大きく見込まれておる。四十三年から五十二年に至る十年間に千二百万キロワット。それから、九年后には三千万キロワットの原子力発電所が存在し、昭和六十年にはそれが五千万キロワットから六千万キロワット。六十年にはわれわれは三千万キロワットから四千万キロワット。そうすると、これは二千万キロより早くなっております。それから一方見ますと、燃料確保という問題が非常にやかましく論議されておるのです。きょうの質疑応答を拝聴いたしておりますと、まだまだ原子力に関する問題は、きょうの質疑応答は九牛の一毛だ。しかし、一番大切な問題は、どうして原子力発電に対するところの燃料の確保を確実にし、得るかということだと思っております。これに対して、どうもだいたい認識にズレがありますから、もう一ぺん正確な資料の提出をひとつお願いしたいと思っております。

それは昭和六十年度を展望する原子力発電という目標のもとに日本及び世界の発電量、六十年にはどれだけの日本と世界の発電量が見込まれておるのか。大体それに対する一キロワットの電力料金は何のくらいい見込まれておるのか。それに炉の種類は一体どういうふうになつていくか。それから、それに必要な燃料の積算量、こういうものをCO₂の標準でもってひとつ出してもらいたいと思つております。それから、ウラン鉱に対して、日本の埋蔵量、これもU₃O₈。それから、世界の埋蔵量、これはだいたい一時より世界の埋蔵量は、一ポンド十ドル以下が八十万ショートトンというふうになつたというのを聞いておるのであります。そういうものについてひとつ正確に出していただきたいと思つております。それによつて私のほうも勉強して、当局並びに原子力委員会等の燃料対策をひとつ伺いたいと思つております。急ぎませんから、なるべくわかりやすいように正確な資料

を提出していただきたいと思つております。委員長にお願い申し上げます。

○石田委員長 齋藤憲三君より資料の提出の要望がございましたので、科学技術庁におきましては、十分御配慮の上、提出をお願いいたします。

○木内国務大臣 見込みの入つたなかなかむずかしい資料ですけれども、できるだけ早く提出したいと思つております。

○石田委員長 速記をとめて。

(速記中止)

○石田委員長 速記を始めて。

以上で質疑は終了いたしました。

次回は明二十日木曜日午前十時より理事会、午前十時三十分より委員会を開くこととしたし、本日はこれにて散会いたします。

午後七時三十四分散会

科学技術振興対策特別委員会議録第三号中正誤

ページ	段行	誤	正
七	二九	こういうな	こういうような
九	二四	のです、	ので、
二	三六	あなたに	あなた
五	三六	流れか	流れる
六	二三		
六	二六	金層	金属
六	三三	つけていると	つけているのと
三	三三	取り計らう	取り計らう
三	三三	末三	末三
三	三三	わく	わけ
三	三三	放射線	放射線
三	三三	総各	総合
一	一六	何か	何か、

昭和四十四年三月二十八日印刷

昭和四十四年三月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局